

令和3年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和3年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第 1 号 (3月2日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○施政方針説明	9
○議案第2号～議案第27号の一括上程、説明	22
○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙	28
○散会の宣告	28

第 2 号 (3月4日)

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	29
○議会事務局職員	29
○開議の宣告	31
○諸般の報告	31
○一般質問	31

1 番 原 田 陽 子 君

自殺防止対策について	32
------------	----

15 番 武 藤 博 光 君

ハイウェイオアシス（道の駅を含む）の設置を……………	4 0
道路行政について……………	4 3
文化財の状況について……………	4 7
8 番 富 山 豪 君	
新型コロナウイルスについて……………	4 9
公園管理について……………	5 2
地産地消の推進について……………	5 3
那珂市北西部地域の人口減少対策としての国道 1 1 8 号 4 車線化を活かし た持続可能な地域づくりについて……………	5 6
1 2 番 古 川 洋 一 君	
2 月 1 3 日に発生した地震について……………	6 1
新型コロナウイルスのワクチン接種について……………	6 5
養育費について……………	6 9
9 番 花 島 進 君	
新型コロナウイルス感染症対策について……………	7 6
国民健康保険について……………	8 0
障がい者福祉について……………	8 3
1 0 番 寺 門 厚 君	
公共下水道全体計画見直しについて……………	8 8
広域避難計画について……………	9 3
新型コロナウイルス感染症拡大防止について……………	1 0 1
○散会の宣告……………	1 0 5

第 3 号 （3月5日）

○議事日程……………	1 0 7
○本日の会議に付した事件……………	1 0 8
○出席議員……………	1 0 8
○欠席議員……………	1 0 8
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 0 8
○議会事務局職員……………	1 0 9
○開議の宣告……………	1 1 0
○諸般の報告……………	1 1 0
○一般質問……………	1 1 0
7 番 大和田 和 男 君	
安心安全な通学路整備について……………	1 1 1

2番 小 泉 周 司 君

デジタル変革による行政サービスの向上と効率的な行政運営についてーデ

ジタルトランスフォーメーション（DX）の推進ー…………… 1 2 2

5番 石 川 義 光 君

老障介護について…………… 1 4 1

ヤングケアラーの支援について…………… 1 4 4

○議案等の質疑…………… 1 5 0

○議案の委員会付託…………… 1 5 0

○散会の宣告…………… 1 5 0

第 4 号 （3月19日）

○議事日程…………… 1 5 1

○本日の会議に付した事件…………… 1 5 2

○出席議員…………… 1 5 2

○欠席議員…………… 1 5 2

○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者…………… 1 5 2

○議会事務局職員…………… 1 5 3

○開議の宣告…………… 1 5 4

○諸般の報告…………… 1 5 4

○議案第2号～議案第27号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決…………… 1 5 4

○報告第1号の上程、説明…………… 1 5 9

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 5 9

○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 6 0

○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 6 2

○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 6 3

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 1 6 4

○委員会の閉会中の継続調査申出について…………… 1 6 5

○閉会の宣告…………… 1 6 6

○署名議員…………… 1 6 7

那珂市告示第 13 号

令和 3 年第 1 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 22 日

那珂市長 先崎 光

記

1. 期 日 令和 3 年 3 月 2 日（火）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和3年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第1日	3月2日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 施政方針説明 6. 議案の上程・説明 7. 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
第2日	3月3日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	3月4日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(原田、武藤、富山、古川、花島、寺門)
第4日	3月5日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(大和田、小泉、石川) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第5日	3月6日	土		休 会	
第6日	3月7日	日		休 会	
第7日	3月8日	月		休 会	(議事整理)
第8日	3月9日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	3月10日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	3月11日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	3月12日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	3月13日	土		休 会	
第13日	3月14日	日		休 会	
第14日	3月15日	月		休 会	(議事整理)
第15日	3月16日	火		休 会	(議事整理)
第16日	3月17日	水		休 会	(議事整理)
第17日	3月18日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は

					午後 5 時まで)
第 1 8 日	3 月 1 9 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	武 藤 博 光 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	君 嶋 寿 男 君		

不応招議員（なし）

令和3年第1回定例会

那珂市議会会議録

第1号（3月2日）

令和３年第１回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第１号）

令和３年３月２日（火曜日）

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

日程第 ３ 施政方針説明

日程第 ４ 議案等の上程説明

議案第 ２号 専決処分について（令和２年度那珂市一般会計補正予算（第７号））

議案第 ３号 那珂市行政組織条例の一部を改正する条例

議案第 ４号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 ５号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 ６号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 ７号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 ８号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 ９号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 １０号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 １１号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 １２号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 １３号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

議案第 １４号 那珂市生活管理指導事業実施条例を廃止する条例

議案第 １５号 令和２年度那珂市一般会計補正予算（第８号）

議案第 １６号 令和２年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）

議案第 １７号 令和２年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）

議案第 １８号 令和３年度那珂市一般会計予算

議案第 １９号 令和３年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

- 議案第 20 号 令和 3 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
 議案第 21 号 令和 3 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
 議案第 22 号 令和 3 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 23 号 令和 3 年度那珂地方公平委員会特別会計予算
 議案第 24 号 令和 3 年度那珂市水道事業会計予算
 議案第 25 号 令和 3 年度那珂市下水道事業会計予算
 議案第 26 号 市道路線の認定について
 議案第 27 号 市道路線の廃止について

日程第 5 選挙第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	武 藤 博 光 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	高 橋 秀 貴 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	海老澤 美 彦 君

総務課長 飛田良則君

議会事務局職員

事務局長 渡邊 莊 一 君 次長補佐 三田寺 裕 臣 君
書 記 小 泉 隼 君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第1回那珂市議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本会議場内の皆さんにご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いします。

また、感染症予防対策のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力をいただきますとともに、傍聴席につきましては、1席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いをいたします。

以上、ご理解のほどをよろしくお願いをいたします。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおり、お手元に配付をいたしました。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

監査委員から、令和2年12月、令和3年1月、2月実施分の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番、武藤博光議員、16番、笹島猛議員を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間に決定をいたします。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会萩谷俊行委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配布してあります。

◎施政方針説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、令和3年度施政方針について、市長より説明を願います。市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和3年第1回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃、議員の皆様には、市政の伸展と行政運営の円滑な推進のために、格別なるご高配を賜っておりまして、心から感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる各種施策にご理解、ご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスに関しましては、茨城県独自の緊急事態宣言は解除されたものの、依然として収束が見えず、予断を許さない状況が続いております。市内の病院で発生したクラスターにつきましては、皆様方大変ご心配をおかけしておりますが、やや落ち着きが見え始めたところでございます。

感染症に対するワクチン接種については、茨城県においても医療従事者に向けたワクチン接種が開始されました。4月からは65歳以上の高齢者へのワクチン接種が予定されております。市としましても、確実に市民に対して接種を行えるよう準備を進めているところでございますので、議員の皆様には今後ともお力添え賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会におきましては、令和3年度当初予算についてご審議をいただくことになっております。議案等の説明に先立ち、私の市政運営に臨む所信の一端を明らかにし、新年

度に取り組む主要施策の概要等について述べさせていただきたいと存じます。

お手元の令和３年度施政方針をご覧ください。

令和３年度施政方針。

令和３年度那珂市一般会計をはじめ、各特別会計、各事業会計の当初予算のご審議をお願いするに当たり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、令和元年に策定しました「可能性への挑戦 ―那珂ビジョン―」におきましては、３つの基本目標として、「活力ある担い手の『育成』」「住みよさを支える活力への『支援』」「活力ある未来への『投資』」を掲げ、「住みよさプラス活力あふれる那珂市」を目指しております。

これらを実現するため、少子高齢化や人口減少など時代の変化に的確に対応するとともに、豊かな自然環境や地理的優位性を活かしながら、産業振興等を通じた地域の活力づくりと、本市が持つ「住みよさ」のさらなる向上を図り、将来にわたって持続可能な地域の実現に取り組んでまいります。

その中でも、昨年から、長年の課題である那珂インターチェンジ周辺地域の開発の検討に着手をしたところであり、市民代表や市内事業者、有識者による検討委員会において、今般、まちづくりの方針を取りまとめていただきましたので、今後、この方針を踏まえて、より具体的な取組を進めてまいります。

昨年は、世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、全国に緊急事態宣言が発出されるなど、今までに経験したことのない大変厳しい状況となり、市民の皆様の生活に多大な影響を及ぼしました。本市においても、対策本部を設置し、感染症対策に関する各種施策を講じてまいりました。

特に、市の独自支援事業として、プレミアム付商品券事業、ひとり親家庭等臨時応援給付金、緊急事業継続給付金、新型コロナウイルス感染症対策拡大防止協力金、いい那珂学生応援便、感染症対策保育士等応援事業、医療機関応援特別給付金、就学奨励特別支援金等を執り行い、市民の皆様には、ホームページ、ＳＮＳなどで最新情報を掲載し、感染予防としては、手洗い・うがい、マスク着用などの徹底が最も重要だとお伝えをしてまいりました。

現在は、実施可能な事業から徐々に再開しておりますが、予断を許さぬ状況であり、市民の生命及び健康を守るため総力を挙げて感染防止対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要があります。

なお、令和３年度は、市民の皆様へ新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種を実施予定であり、今回のワクチン接種は、国の指示の下、県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとなっております。所管部署の平時の体制で想定している業務を大幅に上回る業務量が想定されるため、新たに設置したワクチン接種対策室を中心に全庁的に取り組んでまいります。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に、令和３年度予算でございます。

今定例会に提出する令和３年度当初予算ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、これまで市が進めてきた施策や事業などの重要性、行政の継続性を尊重し編成をいたしました。

それでは、当初予算の概要について申し上げます。

歳入では、根幹である市税については、新型コロナウイルス感染症の影響による減が見込まれる一方、量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所の大型プラズマ実験装置「JT-60SA」の稼働に伴う固定資産税の償却資産分の増などによる増収が見込まれております。

一方、歳出につきましては、障害福祉サービス給付費の増に伴う扶助費や公債費の増に加え、市道の改良・補修や市街化区域の都市計画事業などの社会基盤整備や多くの公共施設等の老朽化による改修などのほか、市民活動の拠点拡充を図るための四中学区コミュニティセンター整備事業を推進する中、徹底した経費の節減と事務事業の見直しを進め、財源の重点的かつ効率的な配分に努めた予算編成を行いました。さらに、私の理念とする地域活性化に向けた施策にも配分を行いました。

その結果、一般会計については、前年度比2.4%減の203億1,000万円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比0.8%増の52億円、公園墓地事業特別会計が前年度比2.4%増の1,300万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比3.6%増の48億7,000万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比16.2%増の7億9,000万円、那珂地方公平委員会特別会計が皆増の70万円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比0.5%減の11億7,128万6,000円、収益的支出が前年度比1.0%減の11億1,579万7,000円、資本的収入が前年度比3.5%増の12億4,439万5,000円、資本的支出が前年度比1.8%減の16億3,815万1,000円となりました。

また、下水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比4.7%減の19億2,097万1,000円、収益的支出が前年度比1.5%減の17億3,171万4,000円、資本的収入が前年度比0.4%減の11億7,421万7,000円、資本的支出が前年度比1.1%減の19億3,138万6,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、「第2次那珂市総合計画」に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

第1章、みんなで進める住みよいまちづくり。

協働によるまちづくりの推進については、自治会、地区まちづくり委員会及び市民活動団体が取り組んでいる活動を引き続き支援するとともに、「協まち・カフェ」や市ホームページに設置した「市民自治組織情報掲示板」により、市民自治組織や市民活動団体の活動内容を広く市民に紹介し、まちづくり活動に参加するきっかけを提供いたします。さらに、協働のまちづくり推進フォーラムにおいては、活発な地域活動の事例紹介や、協働のまちづくり

の必要性について講演などにより啓発してまいります。

地域で活躍する人材育成に係る取組については、地域まちづくり人材育成支援制度の推進により、地域活性化につながる様々な分野における学習機会の提供や費用を援助してまいります。また、まちづくりリーダー養成講座においては、地域で活躍する人材の発掘につながるよう、さらなる内容の充実を図ります。

シティプロモーションの推進については、シティプロモーション推進室を中心に、本市の持つ「住みよいまち」という強みを市内外に広め、市の知名度向上や交流人口の拡大、さらには移住・定住につなげていくため、「那珂市シティプロモーション行動計画」に掲げた各種施策を全庁的に取り組んでまいります。また、市民が参画したシティプロモーションを展開するため、市が元気になる活動を心から応援してくれる市民や市外の人で組織する「いい那珂暮らし応援団」の活動をさらに充実をさせてまいります。

移住・定住促進につきましては、昨年5月に策定した「第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、那珂市の暮らしを体験できる「移住・農業体験ツアー」や「住まいづくりフェア」に加えて、新たに東京圏の若者を対象に、那珂市に住んで働くことの魅力を伝えるバスツアーなどを実施してまいります。さらに、コロナ禍による地方への移住機運の高まりを踏まえ、テレワーカーの移住を促進するため、国の移住支援金の活用に加え、市単独で住宅取得費の助成も制度化してまいります。

少子化対策につきましては、結婚を希望する男女が会う機会を提供する「結婚支援事業」や、結婚、子育て、キャリア形成等も含めた自分の将来について考える一助とする「ライフデザイン形成支援事業」を引き続き実施してまいります。

ふるさと大使につきましては、それぞれの仕事や活動の機会を通して、全国各地で本市の魅力を広めていただいているところであります。今後もふるさと大使の活動を支援するため引き続き各種イベントや市政の情報を積極的に提供するとともに、情報交換会を開催し、市政への意見や助言を聴取してまいります。

広報事業につきましては、より身近に、親しみやすく、手に取ってもらえる広報紙を目指し、4月からリニューアルしてお届けするほか、市ホームページを通して市政情報の提供に努めます。また、フェイスブックやツイッター、LINE等のSNSと情報メール一斉配信サービスを併せて活用し、積極的・効果的な情報発信を行います。

広聴事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口をはじめ、市長への手紙、市民ボックス、電子メール、市ホームページでの問合せ、「市長と話そう 輪い・和い座談会」による市民団体等との意見交換など、様々な手法により広く市民の意見・要望の聴取に努めてまいります。

市の計画等の立案に当たりましては、引き続きパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を市政運営に反映してまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるため、人権

問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。

平和事業につきましては、戦争や平和について学び考える機会を提供するため、原爆や戦争に関するパネル展等を開催します。戦争の悲惨さを風化させることなく、平和の尊さを特に若い世代に語り継ぐことが重要であることから、引き続き学校を通して児童・生徒に周知してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、「第2次那珂市男女共同参画プラン」及び「第2次那珂市男女共同参画プラン前期実施計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や情報提供等を行い、あらゆる分野において男女がそれぞれの個性や能力に応じて、共同して参画できる環境づくりを推進してまいります。

第2章、安全で快適に暮らせるまちづくり。

防災対策につきましては、自主防災組織が結成されている自治会に対し、定期的な防災訓練の実施を呼びかけ、組織の運営強化を推進します。さらに、自主防災組織及び地域の防災力向上の担い手として、防災士の資格取得及び活動を支援してまいります。

また、「那珂市地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進するため、食糧や飲料水等非常用食糧の備蓄を進めるとともに、デジタル化した防災行政無線や、4月から運用を開始する那珂市防災アプリにより、的確な情報を確実に住民に伝達し、災害時における市民の安全・安心の確保に努めてまいります。さらに、「那珂市国土強靱化地域計画」により、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への重大な被害を回避し、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を計画的に推進してまいります。

木造住宅等の耐震化につきましては、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着手の木造住宅）を対象に、耐震診断、耐震改修計画及び工事に要する費用の補助を行うとともに、新たに通学路や避難路に面した危険ブロック塀等の除却に要する費用についても補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

原子力防災対策につきましては、「那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、防災体制の整備・充実に努めるとともに、広域避難計画の策定に取り組んでまいります。

消防行政につきましては、複雑多様化する各種災害に対応するため、耐震性防火水槽の整備を行い水源の確保を図ってまいります。また、火災予防では、火災現場から逃げ遅れる者の減少を図るため、住宅用火災警報器の設置・点検の促進、査察指導においては、病院や飲食店などの特定防火対象物における消防用設備等の設置・維持管理等のハード面の整備を進めるほか、消防訓練の実施や避難経路の維持管理、ソフト面に対する指導の強化及び防火管理者の育成指導を行います。

救急業務については、市民の生命を守るため、救急車の適正な利用について周知徹底を図るなど救命率の向上を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払いながら、救命講習会等の開催を推進し、応急手当の普及啓発に努めます。

消防団につきましては、消防ポンプ自動車1台の更新整備を行うほか、地域防災の要であ

る消防団員の勧誘に努め、教養・訓練を通じて迅速な消防活動ができるよう、消防力の強化を図ります。また、消防団の装備の基準に基づき装備品を整備し、消防団員の安全を確保します。さらに、甚大な自然災害発生時には、警戒を呼びかける地域巡回を強化してまいります。

防犯対策につきましては、ＬＥＤ化を含めた防犯灯の設置補助など、地域の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安心・安全なまちづくりへの取組として、警察や防犯協会等と連携した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

交通安全対策につきましては、警察等関係機関との連携により、季節ごとに交通事故防止運動を展開し、高齢者や子どもの事故、自転車事故等の未然防止に努めてまいります。また、飲酒運転や夜間の交通事故防止等の広報啓発活動を引き続き実施し、交通マナーの向上を図るとともに、高齢者や児童・生徒に重点を置いた交通安全教育を実施してまいります。

消費者行政につきましては、近年の情報化や高齢化により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルも複雑かつ巧妙化しております。これらの消費者問題に適切に対応するため、引き続き消費生活センターにおける相談・あっせん・情報提供を行うとともに、市広報紙やホームページ、ＳＮＳ等により消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

環境行政につきましては、「第２次那珂市環境基本計画」の最終目標年度が令和４年度であることから、現行計画の進捗状況と今後の課題を整理し、近年の異常気象の一因とも言われる地球温暖化の防止や循環型社会の形成などに向け、新たな計画の策定に取り組んでまいります。

空き家等対策につきましては、「那珂市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正管理及び利活用を推進してまいります。

市街地の整備につきましては、下菅谷地区まちづくり事業における街区道路等の整備を地区まちづくり協議会と協議の上、進めてまいりますとともに、下菅谷地区の骨格となる都市計画道路上菅谷・下菅谷線、下菅谷停車場線の整備を進めてまいります。

また、今後の人口減少や高齢化社会に対応するため、長期的視点に基づき、居住機能や都市機能を緩やかに誘導し、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指すことを目的とした「那珂市立地適正化計画」を策定いたします。

市道整備につきましては、各自治会と連携し、特に要望の多い生活道路の整備を進め、利便性の高い快適な道づくりに取り組んでまいります。

交通安全施設や橋梁につきましては、継続的な点検や更新等を実施し、的確な老朽化対策により、安全・安心に利用できる環境を築いてまいります。

冠水対策推進事業につきましては、近年激甚化する台風や大雨に備え、排水機能の向上を図り、冠水被害の抑制に努めてまいります。

都市計画道路につきましては、菅谷・市毛線の全線開通に向け、引き続き整備を進めるとともに、那珂インターチェンジ周辺整備や、県事業による国道118号4車線化の延伸を見据えた上で、菅谷・飯田線の一部区間の整備も進めてまいります。

地域公共交通につきましては、高齢者や障がい者等の日常生活に不便を来している市民の交通手段を確保するため、ひまわりタクシーの運行を引き続き実施してまいります。令和元年度より便数の増や土曜日の運行、水戸市への乗り入れなど、サービスの拡充を図ってきたところでございますが、さらに、本年4月からは、ひたちなか市の産婦人科病院などへの乗り入れを予定しており、さらなるサービスや利便性の向上を図ってまいります。

また、高齢者の交通事故防止のため、運転免許返納者に対してひまわりタクシーの利用割引券を交付し、引き続き移動手段の確保を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、JR水郡線南酒出駅西側地区の地籍調査を実施し、登記完了に向けて業務を進めてまいります。

上水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、管網の整備、浄水施設の統合・更新及び老朽化した配水管の更新を計画的に行うとともに、災害に備え、耐震化を進めてまいります。また、既存施設を適正に維持管理し、水質検査を定期的に行うとともに、日々浄水過程を監視し、水質の保全に努めてまいります。

木崎浄水場更新事業につきましては、木崎浄水場薬品沈殿池築造工事、浄水施設の機械設備、電気計装監視制御設備工事を行い、令和5年度の供用開始に向けて計画的に実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、額田東郷・後台・戸地区の污水管布設工事を進めてまいります。

浄化槽設置補助事業につきましては、単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽に転換する方のみを対象としていた宅内配管工事費補助を拡充し、汲み取り式トイレから合併処理浄化槽に転換される方等も新たに対象に加えます。また、処理水を放流することができない場合に設置する敷地内処理装置に係る費用の一部を補助し、污水处理人口普及率の一層の向上を図ります。

第3章、やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり。

子育て支援につきましては、「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが未来に希望を持って元気に成長できるよう、子育て支援施策の推進に取り組んでまいります。また、待機児童解消に向けて、新たな施設整備などの検討や保育士確保の施策を実施してまいります。

子育ての相談と親子の交流の場である地域子育て支援センター「つぼみ」の事業の充実とファミリー・サポートセンターの利用促進を図るなど、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めてまいります。さらに、こども発達相談センター「すまいる」において、子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者を支援するため、相談・支援事業を充実させると

もに、関係機関との連携を図ってまいります。

また、家庭児童相談室では、児童虐待への対応やひとり親家庭の相談体制の充実と自立支援のため、引き続き関係機関との連携を図ってまいります。

母子保健につきましては、乳児家庭全戸訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診査により、健やかな成長を支える支援と育児不安の解消に努めるほか、妊産婦健康診査や産後ケアの費用助成を行い、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠中から切れ目のない支援の強化を図り、安心して出産・子育てできる体制を進めてまいります。また、定期及び任意予防接種については、新型コロナウイルス感染症拡大による接種控えがないよう接種勧奨を行い、感染症予防と重症化の防止、感染症の蔓延防止に努めてまいります。

不妊治療につきましては、県補助金への上乗せにより経済的負担の軽減を図り、子どもを望む夫婦への支援に引き続き取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、令和3年度からの3年間を計画期間とする「那珂市高齢者保健福祉計画」に基づき、介護のみならず、医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。また、高齢者が安心して地域で暮らしていけるよう、認知症に対する理解促進や認知症初期集中支援チームによる支援など、認知症対策を進めるとともに、在宅医療・介護連携の推進に向け、引き続き取り組んでまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、高齢者の心身機能の低下が懸念されることから、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関と連携し、介護予防や見守り等の取組を進めてまいります。

地域福祉につきましては、「第3次那珂市地域福祉計画」に掲げた「誰もが輝き、やさしさと支え合いで、安心して暮らせるまちへ」の基本理念に基づき、地域住民や事業者をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を深めるとともに、複合的課題の解決を図る包括的な支援体制の充実・強化に取り組んでまいります。

生活困窮者への支援につきましては、コロナ禍において生活に困窮する方の増加が懸念されていることから、困窮者が早期に社会的・経済的に自立できるよう支援を強化するとともに、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づき、人に寄り添った支援を適正に実施してまいります。

障がい者福祉につきましては、今年度に改定した「那珂市障がい者プラン」に基づき、支援を必要とする方に対し適切な福祉サービス等の提供を行うとともに、障がいの有無にかかわらず地域の誰もが安心して暮らしていけるよう、社会的障壁を取り除くバリアフリーの推進を図り、誰もが社会へ参加できる共生社会を目指してまいります。

国民健康保険につきましては、茨城県との共同運営となり4年目に入ります。健康寿命の延伸と医療費の適正化を目標とした「第2期データヘルス計画」に基づき、生活習慣病の発症及び重症化の予防を目的とした特定健康診査の受診率向上を図ります。さらに、受診結果

に基づき適切な保健指導を行うとともに、効率的な保健事業を実施し、持続可能な安定した制度の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、医療費適正化事業や保健事業を推進してまいります。また、令和3年度は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療専門職による地域の拠点等を活用した健康相談やフレイル予防、訪問による保健指導を行う「高齢者健康づくり推進事業」を開始いたします。

また、健康寿命の延伸を基本理念とした「那珂市健康増進計画」に基づき、全てのライフステージ及び健康段階に応じた疾病予防の取組を推進し、生活習慣病の発症及び重症化の予防の徹底等に重点を置いた対策を行ってまいります。コロナ禍においても、市民が安心して健診が受けられるよう感染予防対策を徹底して行い、健康の保持・増進につなげられるよう努めてまいります。さらに、かかりつけ医や糖尿病専門医との連携を密に図りながら、糖尿病性腎症等の重症化予防に取り組んでまいります。

歯科保健につきましては、妊娠期、乳幼児期からの歯周病予防、虫歯予防のための定期的な検診受診や、歯磨き、フッ素塗布などの予防ケアの徹底を推進するとともに、成人期以降では、歯周病検診の実施及び受診勧奨について、市歯科医師会の協力の下、引き続き取り組んでまいります。

心の健康につきましては、「那珂市いのちを支える自殺対策計画」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会や環境の実現を目指し、取り組んでまいります。

そのほか、水戸市を中心とする茨城県央地域定住自立圏形成協定に基づき、初期救急医療の充実や医師及び看護師等の確保に向けた取組を継続して推進してまいります。

第4章、未来を担う人と文化を育むまちづくり。

学校教育につきましては、豊かな心を育む学校教育の充実を目標に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「自分らしい生き方や自立」の育成を図ってまいります。

確かな学力を培うため、発達段階に応じた多様な指導方法の活用や、小中一貫教育指導講師による小学校における教科担任制のほか、障がい児学習指導員の配置により児童・生徒の能力・適性に合わせたきめ細かな指導を行ってまいります。また、英語教育につきましては、これまでもALT（外国語指導助手）を活用し、実践的な英語授業を行っておりますが、今後ますますグローバル化する社会に対応するため、より高いコミュニケーション能力の育成を推進してまいります。

さらに、小学校においては、令和2年度より新たな時代に対応する教育となるプログラミング教育が必修化されました。効果的な指導法の研究を推進するとともに、大学機関と連携して教職員の研修会や児童の学習会を実施するなど、プログラミングを通じた論理的な思考力の向上に取り組んでまいります。

I C T環境整備につきましては、児童・生徒一人に1台ずつ学習用タブレットの整備を進

めているところでございます。一人ひとりの考えを大切にし、子ども同士がリアルタイムで考えを共有する、個別に最適で効果的な学びや創造性を育む学びを目指してまいります。また、校務支援システムを導入し、情報を一元化することにより業務の効率化を図ることで、教諭が子どもたちと向き合う時間を増やし、教育の質の向上を目指します。

小中一貫教育につきましては、これまで義務教育の9年間における成長を見通した連続的・系統的できめ細かな学習指導や生徒指導を実践してまいりました。今後は、各学園・学校の特長を生かし、各校が積極的な連携を図るなど創意工夫をしながら特色ある教育活動を推進してまいります。

いじめ問題につきましては、いじめ防止に向け、いじめ問題対策連絡協議会や生徒指導懇話会等において関係機関との連携を密にし、地域と一体となっていじめ問題の克服に取り組んでまいります。また、学校生活への悩みを持つ児童生徒のほか、保護者や教職員からの多様な相談に応じるため、心の教室相談員や心理カウンセラー等、身近な相談体制の充実を図ってまいります。

幼児教育につきましては、開園3年目を迎える市立ひまわり幼稚園において、幼児期の特性に応じた指導を通して小学校に向けた学習の基礎を築くとともに、ひまわり幼稚園の特色である専属のALTによる外国語活動や外部の専門講師による体育指導により、幼稚園教育の一層の充実を図ってまいります。また、令和元年度に組織した保幼小中連携協議会を軸として、公立・私立、幼稚園・保育所の別を問わず、全ての児童について幼児期から小学校への接続をさらに円滑に進め、小中一貫に加え、幼児期から児童・生徒期まで系統性・一貫性のある教育を推進してまいります。

教育支援センターにつきましては、令和2年度から旧戸多小学校校舎へ移転し、広く落ち着いた環境の中で支援活動を行っております。学校・家庭での様々な悩みを持つ子どもたちの相談や教育に関する保護者の相談に応じるほか、適応指導教室での通級指導やスクールソーシャルワーカーを中心とした家庭・学校・地域・行政などの連携により、不登校の子どもたちの学校への復帰を支援してまいります。

学校施設につきましては、個別施設計画に基づいた施設設備の長寿命化と教育環境の充実を進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、地域、家庭、学校が一体となり、青少年が健やかに育つ環境づくりのため、青少年育成那珂市民会議や青少年相談員、市子ども会育成連合会と連携を図ってまいります。また、小学生を対象とした各教室につきましては、子どもたちの人間力や社会性のさらなる向上を図るための魅力あるプログラムを提供してまいります。

家庭教育の推進につきましては、子どもの成長に合わせた親としての関わり方を考える機会の提供に努めてまいります。市立幼稚園や保育所、小中学校において、学級生自らが企画・運営している家庭教育学級の開催を支援するとともに、合同学習会を計画的に実施してまいります。

学校運営協議会につきましては、地域と学校が連携した学校運営を実践し、きめ細かで特色のある那珂市らしい教育活動の推進に取り組んでまいります。また、地域の実情に応じた那珂市オリジナルの運営の在り方を検討し、さらなる推進に取り組んでまいります。

芸術文化の振興につきましては、市文化協会の活動支援を行い、市民の関心が高まる事業を開催するなど、引き続き芸術文化の振興に努めてまいります。

市立図書館につきましては、市民の様々な学習意欲に応えられる図書館を目指し、生涯学習活動の拠点施設として多様化する市民ニーズに応じた資料の充実を図り、利用者が快適に学習できる図書館運営に努めてまいります。また、「第3次那珂市読書活動推進計画」に基づき、地域や学校等の関係機関と連携・協力し、引き続き市民の読書活動を支援してまいります。

中央公民館につきましては、各種講座や自主事業の充実を図るとともに、各地区まちづくり委員会や地域の人々と生涯学習活動を推進してまいります。

スポーツの推進につきましては、本年度策定しました「那珂市スポーツ推進計画」に基づき、活力ある生涯スポーツの推進と健康で生きがいのある生活の実現を目指し、各基本施策に取り組んでまいります。また、スポーツ振興の中核を担っている市体育協会をはじめ、スポーツ推進委員会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブである「ひまわりスポーツクラブ」と連携を図り、競技力向上や市民の健康増進、スポーツを通じた交流事業等の促進を図ってまいります。

スポーツ環境の整備につきましては、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、喜びが得られるような魅力あるスポーツ教室を開催し、スポーツに親しむ機会を提供してまいります。また、継続的にスポーツに取り組んでいただくため、スポーツ施設を適切に維持管理してまいります。

戸多地区河川敷に多目的広場等を整備している「かわまちづくり支援制度活用事業」につきましては、地元や各種スポーツ団体等の意見を聴取するとともに、連携・協力し、令和4年4月の供用開始を目指してまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、市の歴史や文化に対する市民の関心を高めるため、歴史民俗資料館を拠点に企画展や季節展、各種講座等の事業を通して、本市の歴史的・文化的遺産のさらなる発信に努めてまいります。また、市民との協働による額田城跡の計画的な保存管理をはじめ、郷土の歴史遺産と伝統文化の保存・継承を図るための取組を進めてまいります。

国際交流につきましては、文化の違いを認め合い、互いを尊重し合いながら共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け、国際交流協会との連携により、多文化共生セミナーなどの学習機会の提供や、外国人との交流事業等を引き続き実施してまいります。また、令和3年度のオークリッジ市との中学生交換交流事業及び国際親善姉妹都市盟約締結30周年記念事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインでの交流

の実施に向けて進めてまいります。

友好都市交流につきましては、友好都市である秋田県横手市との間でさらに有益なつながりが維持できるよう、様々な分野での交流を継続してまいります。

第5章、活力あふれる交流と賑わいのまちづくり。

農業振興につきましては、食と農の連携によるアグリビジネスを推進し、農業の収益力向上を目指し、地産地消と販路拡大を推進していきます。また、担い手の育成支援を図り、後継者・新規就農者の確保と定着促進に努めてまいります。

農地につきましては、農地利用状況の把握と栽培品種の選定の実施や、農業委員会と連携し農地パトロールによる遊休農地の調査及び指導を行い、農地の適切な保全管理を進めるとともに、農地中間管理事業による農地流動化を促進し、農地の集積・集約を図ってまいります。

生産基盤の整備につきましては、芳野地区、額田北郷地区、瓜連地区における基盤整備事業を進めていくとともに、新木崎地区においても事業着工に向け、さらなる事業推進を図ってまいります。また、既存施設の長寿命化や更新なども進めながら、多面的機能支払交付金による地域共同活動を支援することにより、農業生産基盤の適切な保全管理にも努めてまいります。

商工業の振興につきましては、創業支援施設「いい那珂オフィス」を本年4月に開設し、サテライトオフィスの誘致をはじめ、移住・仕事・就農・住まいの相談をワンストップで受ける「いい那珂 I J U - L a b o」を設置し、若者の U I J ターンや創業を目指す方への支援を行い、雇用の確保や創業者の増加を目指してまいります。あわせて、企業支援コーディネーターを配置した中小企業・小規模事業者からの相談及び支援を行うよろず相談をいい那珂オフィス創業支援事業において引き続き取り組んでまいります。また、引き続き市特産品ブランド商品の販路拡大を図り、地域経済の活性化に努めてまいります。

昨年4月に導入した地域おこし協力隊につきましては、2名の協力隊が農業や静峰ふるさと公園の活性化に取り組んでおり、コロナ禍の中でもドライブスルーマルシェをはじめ、工夫をしながら様々な取組を進めております。

本年4月からは新たな地域おこし協力隊を1名採用し、「いい那珂オフィス」においてサテライトオフィス誘致やテレワーカー育成支援等に取り組み、関係人口の創出を図ってまいります。

企業誘致につきましては、引き続き固定資産税の優遇措置や、市民の雇用を促進する補助メニューなどを活用し、県や関係機関等との連携により一層の誘致活動に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、静峰ふるさと公園などの既存施設や、市の歴史、文化、自然、人などの地域資源を活用し、交流人口の拡大を図ります。観光と商業・農業などの地域産業が連携する仕組みをつくることにより、地域経済の活性化を図るほか、市観光協会をはじめ

関係機関と協力し、市の魅力や情報を積極的に発信して市のイメージアップに努めてまいります。

また、昨年9月に策定した那珂市版の「自転車活用推進計画」に基づき、交流人口を増加させるサイクルツーリズムはもとより、市民に対する健康の増進、安全教育、安全な走行環境を整備し、市民に根差した自転車活用の推進を図るとともに、県が整備する「奥久慈里山ヒルクライムルート」などの広域サイクリングルートとも連携することで、地域の活性化を図ってまいります。

第6章、行財政改革の推進による自立したまちづくり。

行政組織については、重要施策を確実に推進していくために一部見直しを行い、本年4月から運用いたします。今後も緊急性、重要性が高い分野に重点的に人員を配置し、機動的で効率的な行政運営が実施できる執行体制の整備について引き続き取り組んでまいります。

人事評価制度については、人材育成基本方針に基づき、各職責に応じて求められる能力やモチベーションの向上を目指しながら、公正公平な評価を実施し、適正な運用の上、職員の育成につなげてまいります。

職員研修につきましては、人材育成の観点から各種研修を実施し、政策形成、行政経営、危機管理など、幅広い分野の人材を育成してまいります。また、実務のスキルアップを図るために、他の公共団体への派遣を実施してまいります。

行財政改革につきましては、「行政経営の確立」を基本目標とする第4次行財政改革大綱に基づき、効率的な市政運営に向けた取組を引き続き進めてまいります。

広域連携につきましては、茨城県央地域全体で必要な生活機能を確保し、圏域への人口定住を促進するため、「茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン」の取組方針に基づき、地域経済・医療・福祉など各種政策分野において引き続き連携を図ってまいります。

産学官連携では、一昨年に茨城大学や茨城キリスト教大学との連携協定を締結し、近隣大学との連携協力体制が整いましたので、学術成果を生かした効果的な連携の取組など、積極的な活用を図ってまいります。また、市内金融機関や茨城ロボッツなどプロスポーツチーム、水戸京成百貨店など金融・産業分野との連携協定も進んでおり、これらの知的財産、人材、情報を活用し、今後もまちづくりや地域振興に必要な施策や事業に生かしてまいります。

市税等につきましては、行財政運営の基盤となる自主財源を確保するため、収納率向上への取組の一つとして新たにスマートフォンアプリによる収納サービスを導入し、さらなる利便性の向上を図ってまいります。また、地方創生に係る事業への企業からの寄附である「企業版ふるさと納税」の制度につきましても、積極的な活用を図ってまいります。

マイナンバー制度につきましては、情報連携及び「マイナポータル」の運用が開始され、子育てワンストップサービスによる子育てに関する行政手続きに加え、3月からは健康保険証として利用できるよう取組が始まっております。「マイナポータル」は、行政からのお知らせを確認できる機能もあるため、市民が求めている情報を的確に発信できるよう活用して

まいります。

マイナンバーカードにつきましては、今後も国の動きを注視しつつ、安心・安全な利用環境の構築や適切な管理に努めるとともに、普及を図ってまいります。

以上、令和3年度の市政運営に当たっての基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、「住みよさプラス活力あふれる那珂市」の実現に向け、先に述べた各種施策を一つ一つ確実に推進しながら、市民生活において真の豊かさが実感できるよう全力を挙げて取り組んでまいりたい決意でございます。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様の一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。施政方針といたします。

○議長（福田耕四郎君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎議案第2号～議案第27号の一括上程、説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、議案第2号から議案第27号まで、以上26件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和3年第1回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案のうち、専決処分が1件、条例や補正予算並びに新年度当初予算等に係る議案等が25件など、合計26件となっております。

議案書の1ページをお開きください。

議案第2号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第7号））。

予算総額に、歳入歳出それぞれ4,646万6,000円を追加し、274億4,814万1,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、

ワクチン接種準備に係る委託料等を計上するものでございます。

教育費については、給食センター施設管理事業において、食器等の殺菌消毒に使用する設備の緊急修繕に要する修繕料を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰越金を増額するものでございます。

続いて、1－2ページをお開き願います。

議案第3号 那珂市行政組織条例の一部を改正する条例。

令和3年4月からの那珂市行政組織機構の見直しに伴い、部の分掌事務の一部を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、8ページをお開き願います。

議案第4号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員についても育児休業等の取得が可能とされたことから、法が条例に定めることとした規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、24ページをお開き願います。

議案第5号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を新たに規定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、29ページをお開き願います。

議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

那珂市高齢者保健福祉計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率及び減額賦課に係る保険料率について定めるため、また、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条中の「合計所得金額」について文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、36ページをお開き願います。

議案第7号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援の事業の基本方針に、高齢者虐待防止の推進及びサービス提供に当たっての介護保険等関連情報の活用推進に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、40ページをお開き願います。

議案第8号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業の基本方針に、高齢者虐待防止の推進及びサービス提供に当たっての介護保険等関連情報の活用推進に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、44ページをお開き願います。

議案第9号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の一般原則に、高齢者虐待防止の推進及びサービス提供に当たっての介護保険等関連情報の活用推進に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、48ページをお開き願います。

議案第10号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則に、高齢者虐待防止の推進及びサービス提供に当たっての介護保険等関連情報の活用推進に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、52ページをお願いいたします。

議案第11号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の文言を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、56ページをお開き願います。

議案第12号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例。

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行による、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、改正部分を引用する那珂市営住宅条例第7条第3項中の規定を削除し、また、同項中福島復興特別区域法に係る引用条文を改正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、60ページをお開き願います。

議案第13号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例。

令和3年4月1日から空き家等の適正管理に関する分掌事務を、建設部建築課から同部都市計画課に所管替えするため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、本条例第9条で規定する庶務担当課について、建設部建築課から同部都市計画課に改めるものでございます。

続いて、64ページをお開き願います。

議案第14号 那珂市生活管理指導事業実施条例を廃止する条例。

介護保険法の改正に伴い、平成29年度から本事業の対象者が介護予防・日常生活支援総合事業において支援可能となったため、本条例を廃止するものでございます。

続いて、令和2年度那珂市一般会計補正予算をご覧ください。

議案第15号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第8号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3,236万9,000円を追加し、274億8,051万円とするものでございます。

歳出の主な内容については、各事業における契約額、所要額の確定等により事業費を減額するものでございます。

増額補正する主な事業は、総務費については、職員人件費において、退職者の増による職員退職手当組合特別負担金を、地域公共交通活性化事業において、路線バスの運行維持に係る補助金を、業務継続ICT環境整備事業において、WEB会議環境整備に係る備品購入費を、プレミアム付商品券発行事業において、外出自粛等により落ち込んだ市内経済を活性化させるため、2回目のプレミアム付商品券を発行する委託料等をそれぞれ増額し、本庁舎等感染症対策事業において、感染症対策に係る修繕料を計上するものでございます。

民生費については、障害福祉サービス給付事業において、自立支援サービス給付費等の見込み増に伴う扶助費を増額するものでございます。

衛生費については、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業において、感染症対策に係る修繕料等を計上するものでございます。

商工費については、観光施設等感染症対策事業において、感染症対策に係る修繕料を計上するものでございます。

土木費については、下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線）において、国庫補助金の追加交付により委託料を増額し、同様に菅谷飯田線道路整備事業において、委託料を計上するものでございます。

消防費については、消防施設感染症対策事業において、感染症対策に係る修繕料を計上するものでございます。

教育費については、国庫補助金の追加交付により、小学校施設整備事業において、空調施設整備に係る工事請負費を、小学校、中学校それぞれの感染症臨時対策事業において、感染症対策に係る備品購入費等をそれぞれ増額し、歴史民俗資料館管理事業において、感染症対策に係る備品購入費を、給食センター施設整備事業において、国庫補助金の追加交付により空調設備新設に係る工事請負費等をそれぞれ計上するものでございます。

諸支出金につきましては、国県負担金等返納金において、前年度精算による返納金等を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、地方譲与税、分担金及び負担金、

国庫支出金、繰越金、市債をそれぞれ増額し、地方消費税交付金、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、諸収入をそれぞれ減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、市商工業者緊急応援事業のほか22事業において、各事業諸般の理由により、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、令和2年度那珂市国民健康保険特別会計補正予算をお開き願います。

議案第16号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ1億6,260万7,000円を追加し、53億9,442万円とするものでございます。

歳出の主な内容として、保険給付費については、一般被保険者療養給付費の給付見込額の増に伴う負担金を、納付金については、令和元年度退職者被保険者分の精算による納付金を、諸支出金において、支払準備基金積立金等をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、保険料、県支出金、繰越金をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものでございます。

続いて、令和2年度那珂市介護保険特別会計補正予算をお開きください。

議案第17号 令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加し、47億7,802万4,000円とするものでございます。

歳出の内容については、利用者負担額軽減支援事業において、福島第一原子力発電所事故避難者の利用負担額軽減制度延長に伴う補助金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、令和3年度那珂市一般会計予算をご覧願います。

議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算。

令和3年度那珂市一般会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ203億1,000万円で、前年度比2.4%の減となっております。

続いて、令和3年度那珂市国民健康保険特別会計予算をお開き願います。

議案第19号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億円で、前年度比0.8%の増となっております。

続いて、令和3年度那珂市公園墓地事業特別会計予算をお開き願います。

議案第20号 令和3年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

令和３年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を地方自治法第96条第１項第２号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,300万円で、前年度比2.4%の増となっております。

続いて、令和３年度那珂市介護保険特別会計予算をお開き願います。

議案第21号 令和３年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

令和３年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を地方自治法第96条第１項第２号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億7,000万円で、前年度比3.6%の増となっております。

続いて、令和３年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算をお開き願います。

議案第22号 令和３年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

令和３年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第96条第１項第２号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億9,000万円で、前年度比16.2%の増となっております。

続いて、令和３年度那珂市地方公平委員会特別会計予算をお開き願います。

議案第23号 令和３年度那珂市地方公平委員会特別会計予算。

令和３年度那珂市地方公平委員会特別会計予算を地方自治法第96条第１項第２号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70万円で、皆増となっております。

続いて、令和３年度那珂市水道事業会計予算をお開き願います。

議案第24号 令和３年度那珂市水道事業会計予算。

令和３年度那珂市水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第２項に基づき提出するものでございます。

続いて、令和３年度那珂市下水道事業会計予算をお開き願います。

議案第25号 令和３年度那珂市下水道事業会計予算。

令和３年度那珂市下水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第２項に基づき提出するものでございます。

続いて、議案書の66ページをお開き願います。

議案第26号 市道路線の認定について。

道路法第８条第２項の規定に基づき市道路線の認定をするものでございます。

続いて、69ページをお開き願います。

議案第27号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第３項の規定に基づき市道路線の廃止をするものでございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、日程第5、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選出する議員は1名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法については指名推選選挙とすることに決定をいたします。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、指名の方法については、議長において指名することに決定をいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、富山 豪議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名いたしました富山 豪議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました富山 豪議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

なお、当選されました富山 豪議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時34分

令和3年第1回定例会

那珂市議会会議録

第2号（3月4日）

令和3年第1回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和3年3月4日（木曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	武 藤 博 光 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	高 橋 秀 貴 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
総 務 課 長	飛 田 良 則 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	次 長 補 佐	大 内 秀 幸 君
次 長 補 佐	三 田 寺 裕 臣 君	(長 総 括)	小 泉 隼 君
		書 記	

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございま
す。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりでございます。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。

会期日程中に一般質問の順番及び期日を定めております。したがって、今期定例会の
一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日5日は、通告7番から9
番までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いをい
たします。また、拍手等についてもご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染予防対策のため、傍聴可能な座席数を半分に削減させていただいております。
隣との間隔を1席ずつ空けて着席をいただくようお願いいたします。また、手指の消毒及び
マスクの着用にご協力をお願いいたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（福田耕四郎君） それでは、通告1番、原田陽子議員。

質問事項 1. 自殺防止対策について。

原田陽子議員、登壇をお願いします。

原田議員。

〔1番 原田陽子君 登壇〕

○1番（原田陽子君） 議席番号1番、原田陽子でございます。

通告に従い質問を行ってまいります。

今、話題になっております自殺防止対策についての質問を本日はさせていただきます。

厚労省の発表によりますと、10年連続で減少していた自殺者が、昨年の2020年は女性の自殺が2年ぶりに増え、男女合わせた人数は、リーマン・ショック後の2009年以来、11年ぶりに増加に転じたようです。男女別では、男性は11年連続減少のようですが、既にメディア等でも報道されているとおり、昨年7月以降、同居人がいる女性または無職の女性の自殺の増加が目立っており、女性の自殺は過去5年で最多となりました。

また、小中学生と高校生を合わせた自殺者も前年より増加したとのこと。本県の自殺者も前年より増加しているようです。昨年は、新型コロナウイルス感染者の拡大で、生活環境の変化や雇用など、先行きへの不安で心理的な負担を強いられた年でした。

そんな中、芸能人の自殺が相次ぐというショッキングなニュースも報道されました。厚労省指定法人のいのち支える自殺対策推進センターでは、自殺報道がコロナ禍で不安を抱えていた人たちに影響を与えた可能性があるとしてされています。また、自殺相談窓口への相談件数も増加しており、非正規雇用で失業した人、また、独りで子育てをしている女性など、苦しい立場からの相談が目立ってきていると言われています。そこには、これまで抱えてきた経済苦や家族間の不和といった問題がコロナ禍による失業や外出自粛によって浮き彫りになったためではないかと見られています。

そこで、本市の自殺対策について質問をさせていただきます。

まず、市の現状についてお聞きしたいと思います。自殺者の性別、年代、自殺未遂者の状況などはどのようになっているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市の自殺者の状況でございますが、平成27年から令和元年の5年間で55人の方が亡くなられています。内訳を見ますと、男性が41人、女性が14人という状況でございます。年代別では、30代から40代の働き盛りの年齢層と、60歳以上の高齢者層に多いという傾向が見られます。

また、5年間の対10万人当たりの自殺死亡率では、那珂市は19.85、全国では16.78とな

っておりまして、全国と比較すると若干高いという状況となっております。

次に、自殺未遂者の状況についてでございますけれども、自殺者55人のうち、未遂経験ありが全体の1割で7人、未遂なしが全体の7割で39人、その他は不詳となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 那珂市では過去5年間で55人の方が自死されており、10万人当たりの死亡率で比べると全国より少し高い状況にあるということですね。

そして、それらの自殺の動向についてですが、いのち支える自殺対策推進センターで出された「コロナ禍における自殺の動向に関する分析」によると、昨年における自殺の動向は例年とは明らかに異なっている。そして、厚生労働省自殺対策推進室では、コロナ禍が様々に影響していると分析をされているようです。本市におきましては、自殺に関するコロナの影響についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほど議員からもご紹介がありまして、先月22日に令和2年の全国の自殺者数が警察庁から発表され、その統計によりますと前年よりも3.7%増加し、11年ぶりに増加に転じたというものでございました。女性の自殺が増加し、特に女子高校生の自殺者が増加しております。その背景には、今般の新型コロナウイルス感染拡大によるストレス、健康や生活苦、家庭問題などを理由とした事例が増えていると分析しているようです。

本市の令和2年の統計を見ますと、全体で自殺者は8人となっております。昨年と比べて増加はしておりませんが、数字上での判断になってしまいますが、コロナの影響を受けているとまでは言えないというふうに捉えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 確かに統計上の数字で判断するのは大変難しいと思われませんが、健康な人であってもこのコロナ禍のストレスを感じている現状においては、自殺の原因や動機にコロナの影響を受けていないとは、安易には言えないと私は考えております。

また、それでは、市ではこれまでも自殺防止対策に取り組んでこられたと思いますが、自殺対策の取組とはどのようなもののでしょうか、お聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先進7か国の中で自殺死亡率が最も高いという状況が続いている我が国の状況を鑑み、国は、平成28年度に自殺対策基本法の改正を行ったところです。そのような状況を受けまして、本市におきましても、令和2年3月に那珂市いのちを支える自殺対策計画を策定しまして、「自殺死亡率を10万人当たり15.0以下」の目標達成に向け、令和2年から5年度の4年間

における総合的かつ全庁的な自殺対策に取り組もうと、推進体制の整備を行ったところでございます。

計画策定以前からも自殺防止に取り組んできておりますけれども、策定後は、住民への啓発と周知、自殺対策を支える人材の育成、地域における連携の強化、生きることの促進要因への支援、児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育などを基本施策の柱に据えまして、各種事業に取り組んできております。

その中で、今年度におきましては、住民への啓発と周知の取組の強化としまして、３月の自殺対策強化月間に併せ、自殺予防に対する正しい知識や相談窓口等の情報についてまとめたリーフレットを作成しまして、これから全戸に配布をする予定となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○１番（原田陽子君） 那珂市のホームページから、私も、那珂市いのちを支える自殺対策計画を確認させていただきました。この自殺対策計画の基本施策に基づいた取組がされているように思いますが、ここには「自殺対策を支える人材の育成」とあります。心の悩みを抱える人のサインに早期に気づき、相談窓口などの支援につなげるためには、身近な家庭や職場、また、地域の支えも必要となると思われます。

私も人材育成は重要な対策の一部だと考えていますが、ここにありますゲートキーパーについて、また、そのゲートキーパーの養成講座はどのような対象に向け実施されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

身の回りで悩んでいたり困っている人に声をかけ、耳を傾け、話を聞きながら問題を解決するための支援をする、いわば命の門番とも呼ばれるゲートキーパーを増やしていくことが、自殺対策には不可欠というふうに考えております。

その中で、まず、市職員自らがゲートキーパーとなるべく、平成26年度から職員研修の中で養成研修を開始しております。自殺や精神疾患について正しく理解し、窓口で問題を抱えている方や困っている方に気づき、声をかけ、速やかに相談窓口へつなぐことができるよう実施しているものでございます。今年度は、職員を管理する立場にある部課長につきましても研修を開始したところでございます。

また、市民の皆様に対しましては、身近な相談相手である民生委員・児童委員の皆様方などを対象に実施しております。

今後とも引き続き、多くの人材を養成すべく講座を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 引き続き講座の実施、また、市民の方にも、関心のある方に向けても、徐々に受講対象の幅を広げていっていただきたいと思います。

自殺の原因、動機は鬱病などの健康問題も挙げられておりますが、症状に対する理解が足りないと間違った接し方をしてしまう可能性がございます。励まそうとしてかけたその言葉が、逆に心を病んでおられる方のプレッシャーになってしまい、症状を悪化させてしまうこともあると聞きます。また、まさか子供を置いて自殺するわけがない、医療機関を受診したから大丈夫などと勝手に判断してしまい、自殺のサインを見逃してしまう場合もございます。また、自分から不調を訴えられない人、どこに相談していいか分からない人もいるかもしれません。

その場合、身近で接する家族、友人の助けが本当に必要と感じております。しかし、対応が分からない家族、友人にとりましても、それがまた悩みの種となってしまいます。そのためにも、市民の方にも広く正しい知識を身につけてもらえるよう講座を受ける機会をつくっていただけたらと思っております。

では、次の質問ですけれども、自殺に関する相談窓口もあるようでございますけれども、自殺を悩む人、また、自殺未遂をした人への実際の支援とはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

自殺の背景には、精神保健の問題ばかりでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、それが複雑に絡んでいると認識をしているところでございます。

本市におきましては、専門医に直接相談できる「こころの相談」をはじめ、精神保健福祉士や保健師等による相談、昨年オープンしました総合相談窓口の「ふくし相談センター」、その他、市関係各課の相談窓口において、抱えている悩みや不安を少しでも解消していただくため、関係機関との連携を図りながら支援しております。

また、自殺未遂をした方につきましては、なかなか把握が難しい状況ではございますが、ただいま申し上げました各種相談を通じて支援を行ってまいりたいというふうに考えております。また併せて、ご本人やそのご家族を含め、広く市民の皆様へ相談窓口の周知など情報提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） それぞれの相談に応じ相談窓口で支援されているということですが、次に、その相談窓口に対しての相談実績について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

市で行う各種相談の中で、自殺したいと直接訴える相談もございますけれども、自殺につながりかねない重い悩みを抱える方の相談も相当数、受けているところでございます。特に、先ほど申し上げた「ふくし相談センター」を中心に、複合的に絡んだ問題を抱えた方の相談には、関係課、関係機関と情報共有を図るとともに、ケース会議を随時開催しながら支援に当たっております。

そのように、市民の皆様に寄り添いながら、相談者の訴えを十分に傾聴する中で信頼関係を築いて、実際に自殺を回避できたというケースもあるというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 自殺の相談を受ける方々は重い責任を感じておられるだろうと想像いたします。また、相談者の人材不足もある中でございますけれども、これからも相談者に寄り添った支援をお願いいたします。

そして、次の質問ですけれども、前のご答弁にもありましたとおり、女子高生の自殺も前年より増えました。小学生、中学生の自殺も報告されており、子供が自ら命を絶つという事態を回避する対応はどうか、この那珂市の10代の児童生徒への自殺対策についてもお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

10代の児童生徒が自ら命を絶つに至るには、いじめによる不登校あるいはひきこもり、学校や就職の進路の悩みなど、様々な要因が挙げられます。

市内の小中学校におきましては、教育活動全体を通じて命の大切さや人に対する思いやりの心を育てる取組や、教育支援センターをはじめ、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが子供たちの様々な悩みに対し、ケースに応じて相談やカウンセリング、関係機関との連携など役割を分担しながら解決に向けた支援を行っているところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の長期化を踏まえ、孤独や孤立といった問題にこれまで以上に対応していく必要があり、国におきましても、特に子供や若者の育成につながる支援策について対策を検討しているところであります。SOSの出し方に関する教育の推進、孤立を防ぐための居場所づくりなど、これらの事業も推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 私も新聞などで確認しましたが、文科省がSNSを活用した相談体制の整備も進めているようですし、今後は、ICTもうまく活用した対策が期待できると思われます。

自殺を防ぐため電話で相談に応じている「茨城いのちの電話」では、コロナの影響に伴い通常の24時間体制が変更となり、相談時間が短縮されているようです。また、行動自粛によって対面でコミュニケーションを取る機会も減り、悩みを抱える人の孤立感が深まっている状況にあります。コロナの収束もいまだ先が見えません。コロナの影響を踏まえた今後の対策が必要と考えますけれども、オンラインによる相談体制の整備について市はどうお考えでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市としまして、現在、オンラインによる相談は行っておりませんが、直接窓口に来ることが困難な方には、電話などでも随時相談を受けているところでございます。

市におきましても、オンラインの活用は今後進めていかなければならない課題だというふうに考えておりますけれども、現在、厚生労働省あるいはNPO法人等がSNS相談を開催しておりますので、こちらをご活用していただくよう情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

あわせて、市としまして、ひたちなか保健所や県の自殺対策推進センターなどと連携を密にして、相談を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ぜひ、ほかとの連携も含め、またオンラインやSNSでの相談体制を進めていただけたらと思います。

そして、オンラインにつきましては、先ほどのゲートキーパー養成講座などの講座もオンラインで受講ができるようにしていただきたい、そのように私から要望したいと思っております。ライブ中継は難しいということでしたら、行った講座の動画をユーチューブの那珂市チャンネルで後日配信する。また、先ほど今月は自殺対策強化月間と伺いましたが、市で取り組む強化月間に対し、市独自のコマーシャルを作成し配信するなど、ユーチューブの発信力を活用した方法も考えられると思います。

ただ、現在的那珂市のユーチューブチャンネルの登録者数を確認しましたら、正直、ちょっと悲しい登録者数でございました。しかし、若い世代ではテレビ離れが言われておりますし、ポストコロナへの対応、オンラインの強化を見据えていけば、市民の皆様への情報の発信力としてはユーチューブは大きな役割を果たすと思われます。まず登録者数を増やす努力をしていただきながら、ユーチューブの活用につきましても改善、ご検討をしていただければ、この場を借りてお願いいたします。

それでは次の質問に移りますが、自殺者の男女共に同居家族がいる場合が多いとのデータがあります。残されたご家族は、親であったり、夫・妻、そして子供であったりするのかもしれない。その立場も、そして家族の形態も様々だと思われますが、それぞれの立場から、

家族を救えなかったことでご自分を責めてしまうとよく聞きます。家族を失ったつらさや悲しみから簡単には立ち直れない残された家族への精神的なケア、また、サポートが必要と考えられますけれども、家族へのケアとサポートについてどうなっているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

自殺対策基本法におきましては、自殺者の親族等の支援の充実を図ることも目的の一つとして掲げられております。その中で、全国どこでも関係施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、情報提供の推進、支援の充実を図ること、また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援することなど、規定をされております。

現在、自殺された方の個人情報保護の観点から、市でそのご本人を把握し、直接そのご家族に支援を行うということは非常に難しい状況ではございますけれども、先ほどご紹介したとおり、今月、全戸配布を予定しております相談窓口一覧リーフレット、こちらを通じまして、NPO法人による自死遺族相談ダイヤル等遺族支援の相談窓口、あるいは自助グループについてご案内をしてまいりたいというふうに考えております。あわせまして、市で行っている各種相談窓口も掲載しておりますので、こちらでも相談に応じながら、精神的なケア、サポートに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） それではまた、精神的なケア以外にも、そのほかに経済的な問題が自殺の原因であれば、残された家族にも同じく経済的な問題が降りかかりますし、家族の中で働き盛りの年代が亡くなられた場合、残された家族が経済的に困窮してしまう事態にもなりかねません。そのような場合の経済的支援の相談はどのように行われているのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

経済的な理由が原因で自殺に至るというケースも少なくございません。労働者や経営者等の働き盛りの年代の多くが、心理的、また社会的な負担を抱えています。また、過労や失業により心の健康を損なっている方も多くいるというのも現状だということを認識しているところでございます。

そのため、市では、経営に関する相談や労働に関する情報を提供するため、事業主の抱える悩みに各分野の専門家が相談を受ける「よろず相談」をはじめ、就職説明会、面接会の開催、求人情報の提供などの取組も行っているところです。また、病気により働けない、失業により預金もなくなり、あしたから生活ができないなどの窮状を訴える方の相談にも、社会福祉課の窓口のほか各種窓口で相談を受け、必要な支援を行っております。

また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化の影響による経営不振、失業などを理由に、生活保護を受給したいという相談も増加の傾向にございます。セーフティーネットである生

活保護制度も十分活用していただき、経済的な支援にも努めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

ご家族を亡くし、計り知れない悲しみにあるご家族にも精神的なケアがなされ、また、残された小さな子供や高齢者など、弱い立場の家族にも必要な支援が行き届くことを強く望みます。

非正規雇用の職員、従業員の減少は女性において著しく、コロナ禍で仕事を失った女性が非常に多いことは知られております。また、内閣府によれば、DVの相談件数も前年と比べ増えた月があり、さらに、出産後の母親の産後鬱も増えているとの報告があるなど、コロナ禍で人と接する機会や場が少なくなり、経済的にも不安定な生活を強いられている女性が増えていく中、今後、女性の自殺リスクがさらに高まっていくと見られております。

そして、昨年の自殺は、コロナ自粛中には増加はしておらず、前回の緊急事態宣言が明け、自粛から通常に戻った後に急増しているそうでございます。茨城県でも緊急事態宣言が解除されましたが、コロナの収束が見えない状況にあります。コロナ禍で悩みを抱えながらも頑張ろうとしていた人も、先行きが見えないことで心理面に大きく影響してしまうのかもしれない。

こうしたことから、特に女性と若者に対するコロナにおける自殺防止対策は急務であると考えられます。今後とも、コロナの影響を見据えた自殺防止対策に対応していただきますよう、市と地域もしっかり手を組み、自殺者ゼロを目指していただきたい、そのように私からお願いをいたします。

これで、私の自殺防止対策についての質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告1番、原田陽子議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたしますが、消毒と換気を行った後、直ちに再開いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時36分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 武 藤 博 光 君

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、通告２番、武藤博光議員。

質問事項 １．ハイウェイオアシスの設置を。２．道路行政について。３．文化財の状況について。

武藤博光議員、登壇をお願いします。

武藤議員。

〔１５番 武藤博光君 登壇〕

○１５番（武藤博光君） ただいま議長よりお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず１つ目、ハイウェイオアシス（道の駅を含む）の設置を。

これは、提案的な一般質問も入っておりますので、前半は私のほうでこのインター周辺の開発、そしてハイウェイオアシス、そしてまた、含む道の駅につきまして、若干の私なりの意見と提案を述べさせていただくような形としてやっていきたいと思います。

この那珂インター周辺開発というのは、昔、那珂町の頃、平成３年４月に当時の浅川町長に那珂周辺を開発しようという強い意気込みがありまして、それ以来、もう30数年たってしまったわけでございますけれども、一向に手のつけられていない未開発の地区となっておりまして、那珂市としても、失われた30年間という表現をすべきかなというふうに思っております。国も経済的に失われた30年といいまして、一体この平成の30年はどこがどうなって変わったのかなというふうな、非常に分からないような点も多かったわけでございますけれども、特にこのインター周辺の開発は、出ては消え、そしてまた、いろんな一般質問とかでも出ては消えという形でもって、今まで一向に手がつけられなかったというのが現状でございます。

この那珂インターは、常磐道も、つくば万博が1985年にあったわけでございますけれども、そのときに水戸から北部方向に常磐道が延伸されまして、85年に出来上がったわけでありまして、その頃はこの市役所もなかったし、この辺りは本当に未開の地だったわけですが、インター周辺が、市役所もこちらに移行されて、何とか開発の目途が立ってきたかなというふうに思っているわけでございます。

当時のことを振り返ってみまして、７つの調査の目的と将来像、そしてまた配置構想なり、インター周辺での導入機能の設定、インターの土地利用計画実現性や方策の検討、事業化に向けた今後の検討課題というような７つの項目があったわけでございますけれども、当時、あるコンサルタントに依頼した書物がございまして、その中で当時と現在の比較をある程度述べさせていただきますと、調査の目的という１項目に関しては、当時も現在もやっぱり変わってございません。そして、この目的は、やはり道路とインターチェンジを利用した土地利用、そしてまた様々な流通機構の施設、そしてまた、人、文化、情報等の発信と、このようなものが目的としてなっていたわけでございます。

そしてまた、2つ目としての都市機能の将来構造というのは、今では北関東自動車道もひたちなかまで完成しておりまして、群馬県の自動車会社のスバル等が常陸那珂港まで常磐道を通らないで北関東一本で行けるようになっていて。そのようなことでもって、常陸那珂港への流通という点は当時とはかなり異なっているわけでございます。

そして、3つ目としての那珂西部工業団地としてのインターチェンジの構想計画、これについては、那珂西部工業団地もある程度の埋まりはしているわけではございますけれども、特段、那珂西部を利用したインターチェンジの利用というのは大きく変化は見られていないかなというふうに思っているわけでございます。

そして、4つ目、那珂インター周辺の導入機能の設定ということで、商業施設を導入しようとか、もしくは住宅団地をつくろうとか、また親水公園をつくろうとか、そのような計画があったわけでございますけれども、ご覧のとおり、親水公園は太陽光パネルが張りめぐらされて、あそこが一つの、親水公園ではないんですけれども、水の貯水池となっている。このようなことは1つはできました。しかしながら、居住区域というのはやはり菅谷の市街化区域のほうに行っておりますので、これも基本的にはなっておりません。あと、流通機構の一つとしては、JR、そしてまた茨城交通のバスが運営しておりますけれども、そのようなバスターミナルの一環としては使えるようになっているのが現状です。

そしてまた、5つ目の那珂インターの土地利用計画というのがありますけれども、当時、インターチェンジの高速道路を境に北部と南部というふうに分けて、南部は福田地区、そしてまた北部は鴻巣、飯田地区というふうに割れて、どちらかをやろうというふうな計画があったみたいですが、これも結果としては、今のところ新しい構想はなっていないのが現状となっているわけでございます。

そしてあと、7つ目、実現化と今後の方策の検討ということで、開発の主体は誰がやるのかというふうな話があったんですが、当時としては第三セクターという言葉はなかったものでありまして、民間と地域の自治体が協働で行うと、もしくは民間が単独で行うと。このような計画があったわけでございますけれども、結果としてこれが頓挫してしまったというのが現状で、それが今日に至っているというふうに私も認識しているわけでございます。

そのような中で、今般、道の駅構想というのが出てきているわけでございまして、私どもの全員協議会のほうにはまだ明確な話は出てはいないんですが、先日、茨城新聞のほうで、2月22日に検討委員会から方向性が市長のほうへ答申されたと、このような記事が載っていたわけでございます。本来であれば、このような新聞報道が先よりも、私ども全協のほうにこのような説明をしていただければよかったのかなというふうに思うんですが、この検討委員会の在り方について若干この中から抜粋してみますと、やはり30年前のインター構想と基本的な流れは似ている。私も随分、中身が似ているなというふうに思ったわけでございます。唯一違うのは、道の駅が付随しているということでもあります。

この中身を若干説明いたしますと、市としては118号の4車線化や県の植物園のリニューアルなどを行い、那珂I.Cのまちづくりを検討しているということで、検討委員会、これは16名から成る委員会が設置されておりまして、私ども議員は一人も入っておらずに、民間とかの人が多数を占めていると。このような会議があったわけでございまして、そこからの答申内容としましては、「地域振興に寄与する開発を進めるべき」と指摘され、市の魅力の発信、市民の文化の交流、そしてまた、県北の玄関口としての役割がある道の駅を中心とした施設が最適であるというふうに述べられているわけでございます。

このような中で、川島委員長が、市民が市の魅力底上げに熱意を持っているということが分かったと、これはアンケートか何か取ったんだと思います。そのような中で、道の駅も中身は多様ということを言っているわけで、単なる道の駅というのがあるわけではないと、多様性を持つ道の駅ということがあるのかなというふうに私としても理解したわけであります。

そのような中で、ここはせっかくインターチェンジがあるので、ハイウェイオアシス、道の駅というのが考えられたわけでございますけれども、この近くですと、有名なのが長野県にある道の駅オアシスおぶせというのがあるわけで、インターチェンジとくっついて道の駅ができているわけでございます。

ただ、現実的な話になりますと、友部インターなりがあるのでなかなか難しいとは思いますが、ですけども、やはり我々、単なる行政とかをやっているわけじゃなくて政治をやっているわけで、政治というのは、ある程度の多様性がある。しかも、可能性を求めて意見を述べるのが政治であるかなと思いますので、このハイウェイオアシスも一つの提言になるのかなというふうに思っております。

このハイウェイオアシス、若干の概要を説明しますと、高速道路沿いにあり、サービスエリアやパーキングエリア、一般道路沿いの休憩室である道の駅を併せたような施設であります。しかも、休憩、情報、観光、レジャーの機能性を併せ持ち、体験・参加型のアトラクションやアスレチック広場もできると。このように、アウトドアやレジャー、スポーツ、遊園地などのアミューズメントも兼ね備えていると。そしてまた、地域の味覚や物産も購入できる飲食店、売店もあるレクリエーションゾーンもあると。しかも、従来のサービスエリアやパーキングエリアとは異なり、高速道路ではなく一般道路からもアクセスすることができると。道の駅となっているハイウェイオアシスでもあり、高速道路を使わない人も利用可能ということで、まさしくここは、道の駅プラスハイウェイオアシスというのが本当に最適な地域かなというふうに私自身も考えてきたわけでございます。

道の駅は、県内も随分増えまして、今や、つい最近はグランテラス筑西という筑西に大きなのができたわけでございますけれども、県内に14個ある。しかも、どちらといえば、県北地域のほうに多く偏っているのが散見できるわけでございますけれども、やはりこの道の駅の可能性というのを考えた場合に、単独である常陸太田の道の駅もしくは常陸大宮にある道の駅、これは国道沿いにある単発的な道の駅という発想なんですけれども、やはりここは地

の利を生かして、インターチェンジとともに行う道の駅、そのようなものを私は提案するわけでございますけれども、このような意見に対して市側の意見を賜りたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） ハイウェイオアシスの導入についてということでご質問でございますので、回答させていただきます。

ハイウェイオアシスについては、議員からご説明をいただきましたパーキングエリアやサービスエリアの一種でありまして、今の説明にありまして、高速道路利用者以外、一般道路の利用者も一体的に利用できるような整備をすることによって、地域振興に結びつけた複合施設エリアとしての進化を遂げているような施設でございます。

しかしながら、パーキングエリアやサービスエリアにつきましては、設置のための一定の設置間隔が目安として定められております。那珂インターチェンジは、友部サービスエリアと東海パーキングエリアの間に位置しておりまして、この辺を踏まえまると、なかなか設置することが難しいというふうに考えているところでございます。

一方、国、国土交通省では、ETC2.0というものを搭載した自動車を対象に、高速道路を一旦降りて隣接している道の駅を利用し、3時間以内に再度、高速道路に進入した場合には、降りずに利用した料金のままとするという社会実験を現在行っております。県内にもこの制度を取り入れている道の駅もございます。このような事例などを調査・研究しながら、インターチェンジの周辺開発を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいま部長のほうから答弁がありましたけれども、今回、令和3年度施政方針においても市長は、「活力ある未来への『投資』」と。確かに、この道の駅というのは金額もたくさんかかる。大体、常陸太田にしても常陸大宮にしても13億円とか20億円とかかかっているわけです。しかも、市からの一般財源の持ち出しというのも、起債を含めて約70%くらいになるのが予見されるわけで、残りは国交省やら県とか様々なほうから出るんでしょうけれども、やはり70%近い総額に対する市からの投資というのは、まさに市長のおっしゃっている「活力ある未来への『投資』」かなと私自身は思っているわけで、昨日の施政方針にもありましたけれども、「長年の課題である那珂インターチェンジ周辺地域の開発の検討着手をしたところであり」というくだりがありますけれども、まさしくこれは30年ぶりに表舞台に上がってきた非常に画期的で、しかも、多くの市民の期待に沿えるビッグプロジェクトではないかなというふうに思っておりますので、このあたり、市長の今後の手腕に期待したいと、このように思って、この項を閉じます。

続きまして、道路行政についてでございます。

自転車専用レーンの設置ということで項目を挙げてありますけれども、私自身も自転車が好きでありまして、よく高校の頃は、額田の自宅から水戸の高校まで自転車で通っていたわけでございますが、やはり交通の手段があまり恵まれていない当地におきましては、自転車

も非常に有効な交通手段でありまして、当時、額田駅から水戸へ行って、水戸から高校まで行くというと大体1時間ぐらいかかるんでありますけれども、自分の場合は自転車で30分で行ったと。そういうことでもって自転車が非常に気に入っておりました。しかも高校時代ですね。

今回、市でも那珂市自転車活用推進計画というのがあると同時に、県のほうでも大井川知事が自転車に理解がある様子で、自転車で周遊ということでもって、様々なサイクリングコースを造っているというわけであります。

やはり自転車というのは身近なものでありまして、特に市内において多くの学生・生徒が自転車でもって通学していると。このような中で、道路の充実をしなくてはならないというふうに考えているわけでございます。私自身も最近見かけたんですけども、水戸の南口、水城高校から成る大通り、そしてまた50号バイパスと、あの辺りを見てみますと、本当の自転車専用道路で、グリーンベルト付きの道路ができていると。このようなものがありまして、那珂市としては、今後どのような形で自転車の専用レーンを造っていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 自転車専用レーンというご質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員からも触れられましたが、市では、安全で快適な自転車利用の環境整備を進め、日常生活における自転車の活用を推進するとともに、サイクルツーリズムの推進による交流人口の増加や地域活性化を図るため、昨年9月に、自転車活用推進計画を策定いたしました。

計画の中では、安全で快適な自転車通行区間を効果的・効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定しており、計画期間中は予算を確保しながら、各路線における道路環境の整備や危険箇所の改修などを計画的に進めてまいりたいと考えております。

議員ご提案の自転車専用レーンにつきましては、近隣の水戸市やひたちなか市などにおいて、幅員が広く、自転車通行の多い道路のごく一部に設置をされている状況であります。自動車が駐停車禁止になる場合が多い、そういった問題があるという話も聞かされております。幅員の工事や幅員構成を変更しなければならない等々の問題があり、費用面での課題があるという現実もあります。

市としましては、今後整備する道路については、可能な限り路肩等の幅員を確保した整備を進めるとともに、現状幅員のままで自転車通行空間を整備する道路につきましては、路面に矢羽根を表示するなどして、安全な走行環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいま部長より答弁がありましたけれども、矢羽根式の表示というのがあります。それと、私もちょっと調べてみたんですけども、道路交通法上の反則金の違いが出るというのがあります。この矢羽根式というのは、ここはバイクとかが通っても

注意程度らしいんですけども、緑とかブルーの自転車専用通行帯というのがありまして、この自転車専用通行帯とは別に自転車専用道というのがあると。このようなものが道路交通法を調べていたらあるんです。

この違いが何かというと、そこを通ると反則金が発生するというのが大きな違いであるというのが分かったわけでございますけれども、やはりこの那珂市においても、どちらが安全かといえば、もちろん、この反則金の発生するような緑とかブルーで塗られた自転車専用通行帯というのが望ましいと思うんですけども、今後、これから造られる道路とかにおきましては、歩道、そしてまた自転車専用レーン、そしてまた自動車の一般道の空間と、このように3つに分けた路面の構成を切にお願いして、安全なサイクリングができるようなところが欲しいなというふうに私も思っておるわけでございます。

特に自転車ですね、那珂市の場合は、水郡線の利用が非常に多く、駅も9つあるので、駅舎に自転車の駐輪場というのが随分できております。私も以前、一般質問で額田駅の駐輪場に屋根をつけて、アスファルトで固めて立派なものを造っていただいたという経緯がございますけれども、今のところ、ないのは南酒出駅がないと。このようなことで、今後、南酒出駅辺りにも自転車の駐輪場をつけていただければよろしいのかなというふうに思っております。

続きまして、市道の愛称ということでございます。

今、市道にはほとんどネーミングがなくて、例えば東京あたりですと青山通りだとか、様々な分かりやすい名前が出ています。市においてはこのような名前が全然なくて、現実的には、その地域から起点と着点の名前を取ったような形でもって市道があると。これは非常に分かりづらいので、今後、県道や市道に愛称のある親しみやすい名前を使い、今後の那珂市のイメージアップに役立ててはいかかかなと思うんですけども、この点について部長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えします。

まず最初に、那珂市内にどのような愛称のある道路があるかということについてお答えいたします。

道路管理者におきまして認識しております愛称のついている市道につきましては、4路線ほどございます。幹線道路では、1つ目といたしまして、那珂西部工業団地から那珂総合公園脇を通り、植物園へ向かうオークリッジ通りがございます。2つ目としまして、上菅谷駅から国道349号バイパスまでの上菅谷停車場線に宮の池公園通りの愛称がついております。

また、生活道路や通学路において、中菅谷駅からJR水郡線に沿って那珂市商工会館までのあいさつ通りや、同じく中菅谷駅から旧国道349号までの正直通りなど、地元の方以外にはなじみの薄い愛称もございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） やはりネーミングをつける。例えば小学校の子供たちに募集して名前をつけてもらうとか、あと、地域の自治体などで募集して愛称をつけると。このようなことでもって、那珂市にはまだまだ道路の幅員が広く、幹線となっている路線が多々あるわけでございます。今後、市道に愛称をつける計画はどのような形で進められるのかという点について部長にお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

今、議員からもありましたように、通常、道路の名称につきましては、国道は349号のように番号で表示され、県道については、同じく番号表示と起点・終点の地名をつけた路線名になってございます。

また、市道につきましても、認定道路にはそれぞれ路線番号をつけておりますが、道路を維持管理する上では、町名や字名を使った通称名として使用しているところもございます。

今回ご提案の市道の愛称でございますが、今までの経緯としましては、それぞれの地域や学校関係者など、特別な施設や記念行事などで愛称募集を行ってきた経緯はございますが、現在、道路管理者として新たに愛称をつける予定はございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） これからやっぱり市のイメージアップ、そしてまた親しみやすい道路ということでもって、今後、名称、愛称をつけるということを提案して、この項を閉じます。

続きまして、歩行者の安全対策ということで、前回も一般質問を行ったときに、一般道を危険な走行をする車が多いということは述べているわけでございますけれども、確かに、交差点とかで信号無視とかでもって交通事故も多発しているのが現状であります。以前、琵琶湖周辺でも、大きな交差点内に突っ込むというような事故があったわけでありまして、那珂市においては、市道の交差点に歩道が整備されていないような状況の箇所がございます。現時点ではどのような安全対策をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

歩道の整備がされてない市道交差点につきましては、市内でもたくさんございます。現状では、交差点に歩道がないような場合には、グリーンベルトやラバーポールなどを設置しまして歩行者の安全確保を行っております。

また、交差点内の舗装を着色したり、路面標示や注意喚起の看板等を設置することで、ドライバーに対する注意対策を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） この件につきましては、同僚の大和田議員も質問を行いますので、この程度で閉じておきたいと思います。

続きまして、3の文化財の状況についてお伺いしたいと思います。

市におきましては、文化財というのが多数あるわけございまして、今回、各議員のポストボックスにも、国・県・市指定文化財一覧表というのを配付させていただいたわけございます。この中で国の文化財というのがあるわけで、県立歴史館や東京の国立博物館にあると。このようなことでもって、随分、那珂市もいろんな文化財があるなというふうに私も感心した次第でございます。

そのような中で、先日、新聞に載っていたんですけれども、今年は、1,400年忌にちなんでということで、聖徳太子の1,400回忌に当たる年でございます。その中で、聖徳太子絵伝、これは国の文化財の1番に載っております県の歴史館の中に所蔵されているわけございすけれども、このような文化財が非常にたくさんあるわけございまして、このような文化財をやはり多くの方々に知っていただいて、そしてまた、那珂市の歴史を知っていただければよろしいのかなと思うわけございす。

先般、文化庁におきまして、文化財保存活用地域計画というのが発信されたわけございす。この文化財保存活用地域というのは、概略を説明してみますと、文化財保存活用地域計画、これは各市町村に取り組んでいただく目標や取組の具体的な内容ございまして、当該市が行うわけございす。

この文化財保存活用地域計画におきましては、市町村が目指す将来のビジョン、具体的な計画やその取組をすることによって、継続性、一貫性のある文化財の保存や活用が促進されると。このようなものを対外的に示すことによって作成した文化財保存・活用を多くの市民に周知し、そしてまた、民間団体の関係のみならず地域の人たちの理解と協力を得て、地域社会の総がかりにするというような内容ございまして、この近辺では常陸大宮市、そしてまた牛久市、この2つがこの文化財保存活用地域計画というのを活用している、まだ県内でも2つしかないんです。ですから、このようなものを活用していただきまして、那珂市の文化財というものを多くの方に知っていただければ幸いかなというふうに私は考えるわけございす。

この件につきましては、文化財、額田に鈴木家というのがございす。この鈴木家を含みまして、市としての管理状態、補助などについてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

鈴木家住宅は、茨城県の指定文化財であることから、県の制度により補助金が交付されております。県指定文化財に指定された建造物等は、一般公開することが原則であることから、鈴木家住宅のように管理者が個人の場合は、施設の管理はもとより見学者への対応の手間も

発生いたします。所有者の負担軽減を図る趣旨により、毎年、一定額が茨城県より交付されております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 鈴木家住宅なんですけれども、先日、私もちょっと訪問してきました、今後の在り方はどのようにしたほうがよろしいのかなというのをちょっとお話ししてきたわけでございます。額田で、うちの近所でもございまして、多くの方がこの鈴木家住宅を訪れるということでございまして、やはり3.11、そしてまた、この前2月に起きた地震でもって結構傷みがひどくなってしまった。特に土台、そして瓦とかやぶきがかなり崩れぎみになっているわけで、そこを僕も毎日通るわけでございますけれども、随分傷んできたなということで、今後どのようにしたらいいのということで当家と協議したわけでございますけれども、やはり維持費というのが非常に負担になるというのはおっしゃっていました。

そしてまた、移築という話も出てまいりました。先般、この一般質問を協議するに当たって、移築のときは無料だよというような話も出ていたわけなんですけれども、移築の可能性もあると。そしてまた、民俗資料館の館長さんとも協議したというんですけれども、移築もしくは改装、様々なことが検討されているということなんですけれども、具体的な補助について、修理をする場合どのような補助があるのかという点と、そしてまた、補助のある場合、経費の負担割合はどのようにになっているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

修理に要する経費が100万円以上の場合には、茨城県指定文化財等補助金交付要綱により、経費の2分の1が補助されます。市では、那珂市文化財保存事業補助金交付要綱の規定により、県の補助金を差し引いた額の2分の1について、100万円を限度に補助いたします。残りの額が所有者の負担となります。

また、100万円未満の修理につきましては市の補助制度の対象となり、負担割合につきましては市と所有者が2分の1ずつになります。

いずれの制度におきましても予算の範囲内での補助となります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいま補助率について具体的な説明を聞いたわけでございますけれども、やはり鈴木家住宅の場合は100万円とか200万円で収まるような案件ではないし、いざ修理をするとなるとというのと相当、かやぶきですので経費もかかるということで、今後、部長なり、もしくは民俗資料館なりと協議を進めながら、この問題については進めていければ幸いかなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告2番、武藤博光議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたしまして、再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時26分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、通告3番、富山 豪議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルスについて。2. 公園管理について。3. 地産地消の推進について。4. 那珂市北西部地域の人口減少対策としての国道118号4車線化を活かした持続可能な地域づくりについて。

富山 豪議員、登壇を願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、富山 豪。

通告に従いまして順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初の質問は、新型コロナウイルス感染症に関します質問をさせていただきます。

現在、茨城県内で5,860例目、本市においても60例目の感染事例が確認され、政府と県独自により緊急事態宣言の効果により鈍化が見られましたものの、今もなお続きます感染の拡大が心配なところであります。

そのような中、感染収束の切り札と言われますワクチンの接種が国内でも開始されました。皆様方もご存じのとおり、集団免疫の確保には、人口のおよそ6割から7割あるいはそれ以上の接種率が必要であると言われております。国が行いますワクチンの確保が大前提となりますが、迅速、円滑はもちろんのこと、接種しやすい環境をつくることが大変重要であると考えます。

そこでまず、本市におかれまして対応、接種会場や今後のスケジュールを含めまして伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

初めに、市が行うワクチン接種につきまして、対象者と接種順位、それから、おおよその

スケジュールにつきまして概略を説明させていただきます。

那珂市におきましては、まず、市内の医療従事者から接種を開始いたします。市内7医療機関を会場に、今月中旬から接種を開始する予定でございます。

続きまして、65歳以上の高齢者に対し接種を予定しております。国からワクチンの入荷予定が明確に示されておきませんが、現在のところ、開始は4月中旬以降になるものと考えております。また、高齢者の接種に当たっては、高齢者福祉施設等の入居者の接種と同時に、高齢者施設のクラスター対策のため、施設従事者への接種も並行して実施する方向で現在調整をしております。

続いて、64歳以下の方の接種を予定しておりますが、その中でも基礎疾患をお持ちの方を優先して接種する予定でございます。その後は、それ以外の16歳から64歳までの方というふうに続きます。64歳以下の方の接種の時期につきましては、高齢者の接種の状況を勘案して開始をする予定としております。

続いて、ワクチン接種の方法でございますが、かかりつけ医等で接種をするということが基本でございます。医療機関での個別接種、それから集団接種、加えて、市が設営する会場での集団接種も想定して準備を進めております。

また、ワクチン接種のための予約の方法でございますけれども、まず、かかりつけ医など医療機関での個別接種を希望する方は、個人で当該医療機関に連絡して予約をしていただきます。集団接種を希望される方につきましては、市が設置するコールセンターにて、電話またはウェブ、LINE等の予約システムで予約を受け付ける予定でおります。

最後になりますが、ワクチンの接種の際に必要な接種券や予診票ですけれども、こちらにつきましては、まず、65歳以上の高齢者の方に対しましては、4月上旬頃に郵送ができるよう今現在準備を進めております。また、64歳以下の方への郵送は、それ以降、時期を見て発送する予定でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 本市におかれましては接種対応は、接種順位に関しましては、当然であります。国の指針どおりの優先順位で行い、会場に関しましては、かかりつけ医を基本とした個別及び集団接種、市が設営しました会場での集団接種で行うとのことで、本市の人口規模や面積、様々な状況を考慮して、巡回によります接種は行わない考えと理解いたします。ですが、交通弱者と言われる方々は年々増加しており、昨今の高齢者の方々によります事故等を受けまして、免許返納を促す施策を進めている経緯もございます。

そこで、本市における移動手段を持たない交通弱者の方々の人数把握はできているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市における移動手段を持たない方の人数でございますが、正確には把握できておりませんが、デマンドタクシーの利用登録者の数で言いますと、令和3年1月末現在で2,943人いらっしゃいます。また、免許返納者も同様に交通弱者に数えられると思いますが、平成25年から令和2年12月までの返納者は900人程度いらっしゃると思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） デマンドタクシーの登録者と免許返納者数と2つの事業でしっかり把握されておりますが、ダブルカウントもありますので、あくまでも目に見えます該当者は、デマンドタクシー登録者数の3,000人ぐらいがそうだと思いますが、実際にはそれ以上と予想され、大部分が高齢者の方だと思います。全協で頂きました資料によりますと、本市における65歳以上と言われます高齢接種対象者は1万8,115人とされておりましたが、およそであります、6分の1の数であり、そのような状況を考えますと大変心配される人数であると言えます。

また、ひまわりバスも現在運行を停止しており、ひまわりタクシーに頼るところが増えると思定されますが、交通弱者の方々の円滑なワクチン接種のためにも、一般タクシーへの補助制度を考えてみてはどうか本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

新型コロナワクチンの接種につきましては、インフルエンザワクチン接種と同じ考え方で、基本は、かかりつけ医での接種を推奨していくことになります。そのため、従来の予防接種や医療機関受診の際の移動手段と同様になるというふうに考えておりますので、一般タクシー利用への補助等は考えておりません。家族で協力していただくことや、ひまわりタクシーの利用も含め、乗り合わせで来ていただく等、ご協力をお願いしていく予定であります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） かかりつけ医での通常の受診と同様であるとの考えで、自助努力をお願いしていく予定であると理解いたします。

県内の44市町村おのおのに様々な状況があり、一概に、どこの市町村でこれをするから本市においても同様にはございませんが、巡回によります接種、夜間接種、タクシー補助制度などを考えている自治体もあるようです。当然のことながら、市民の皆様方には選択肢が多いほうが便利であるのは事実であります。本市においても、様々なシミュレーションを経て、自助努力での移動をお願いしていくと決めたことだと思われまます。

ですが、私からは1点だけ、移動手段を持たない方々が接種をためらわないよう、答弁にありましたひまわりタクシー等への誘導を含めましたきめ細やかな相談対応をしていただき

ますようお願い申し上げます、コロナウイルス関連の質問を終わらせていただきます。

続いての質問であります。公園管理について質問させていただきます。

皆様方もご存じのとおり、本市においても大小様々な公園が各地に設置されております。その公園の役割ですが、子供たちの遊び場はもちろんのこと、市民の皆様の交流の場であったり災害時の一時避難場と、多様な機能を有する場であります。その公園をたくさんの方々に安心安全に利用していただくには、維持管理が重要であると考えます。まず、本市において管理しております公園の数、また、定期修繕を行っているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

都市計画課の所管しております公園につきましては、都市公園が15か所、宅地開発等に伴い市に帰属されました公園などが74か所、大小合わせまして89か所の公園を管理しております。

遊具等のある公園につきましては、専門業者によります定期点検を年1回行っており、破損や劣化の状態に応じて修繕を行っております。また、自治会等と除草などの管理協定を締結しております公園につきましては、随時、ベンチやフェンス等の状態をご報告いただき、状況に応じて修繕を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現在、都市計画課が管理されている公園は89公園で、定期的な専門業者による点検、メンテナンスを行っているとの答弁で、率直な感想ではありますが、本市にもたくさんの公園が設置されているんだなと思いました。

修繕に関して重ねて伺います。主にどのような修繕を行っているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

修繕に関しましては、主にフェンスの張り替えやベンチの座面交換、遊具の部品交換や塗り直しのほか、街路灯や車止めの修繕、水道の水漏れなど、老朽化してきた施設の対応を行っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 確かに、老朽化している設備等がある公園も見ることがございます。その都度、遊具から水道に至るまで全ての設備で修繕を行い、安心安全の利用に努めているとの答弁であると理解いたします。

そこで、設備の設置についてはどうなのか。少子高齢化や人口減少の問題など様々な状況等を受け、利用者の価値感やライフスタイルの多様化など時代の変化や流れにより、公園もそれに応えられることが求められていると感じております。少子高齢化や高齢者の方々の健

健康志向等を考えますと、高齢者の利用を見据えました健康増進のための器具等が設置されている公園があればと考えますが、そのような公園があるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

健康遊具としまして、竹の内の公園や中谷原公園など8か所の公園に設置しております。
以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 8つの公園で既に設置されているとのことですが、89公園で8公園ですから、決して多く設置しているとは言えない状況だと思われます。本市の人口割合から見て利用者を考えますと、積極的に健康増進のための器具等の設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

公園の管理につきましては、老朽化した施設の維持修繕等の課題などがあるとともに、新たな公園施設の設置に関しましても、これまで、児童用の遊具のほか様々な施設の設置要望も寄せられておりますので、その施設の必要性や将来の維持管理等につきましても十分検証した上で、設置の有無について判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） まずは現状の維持管理をしっかりとやっていき、様々な要望を精査しながら考えていくとの答弁であると理解いたします。

ですが、先ほども申し上げたとおり、少子高齢化や高齢者の方々の健康志向の高まりなどを考えますと、もう少し健康増進のための器具等の設置をしています公園があってもいいように思われます。どうぞ、各自治会ともよく相談してこれからの公園の在り方を考えていただきますようお願い申し上げ、公園管理についての質問は終わらせていただきます。

続いての質問は、地産地消の推進について伺います。

学校給食において、野菜や米、パンなどの食材をできる限り那珂市産のもので賄うことは、児童生徒の食育の上からも、また郷土愛を育み、高めるためにも必要であると考えます。

そこで、現在、本市の学校給食センターにおける食材の調達において、那珂市産のものの調達割合はどのくらいになっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） 学校給食における市内産食材の割合につきましてお答え申し上げます。

使用した重量で算出した割合となりますが、米につきましては、以前から市内産のコシヒカリを使用しており、100%となっております。野菜等の青果物につきましては、今年度は

12月末時点で41.0%となっております。両方合わせますと58%となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 米飯給食の部分は100%那珂市産であり、野菜青果物は41%と、お米と比べると半分以下のやや低い調達割合となっているとのことで、当然ながら、増加に向けての努力はなされておられることと思われま。

ですが、現在、コロナ禍の中で、野菜や青果物等の生産農家などは需要が大きく減少している中で、学校給食への地産地消を高めることは、生産農家はもちろんのこと、農業全般の振興につながるものであると考えております。ぜひとも、それぞれの食材において約7割から8割以上、那珂市産のものを使用することを目指して、計画的な生産、購入について、生産者側を含め、市産業部、教育委員会など横断的な調整会議を設置いたしまして、学校給食の地産地消を高めていただきたいと思います。これにつきまして、市長、教育長にそれぞれ見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 那珂市産の農産物等の地産地消推進についてということでご質問いただきました。

議員ご提案のとおり、生産者の、あるいは行政などが連携した取組は、地産地消を推進する上で、また、子供たちに地元で取れた新鮮で安全なものを食べていただくということでは、大変有効な手段と考えております。

那珂市では、平成30年度に地場産会議というものを立ち上げました。生産農家の皆さんや農政課あるいは学校給食センターの皆さんが一堂に会して、そして、より多くの市内産の野菜を学校給食に活用していくための取組を現在も進めております。

地産地消の取組は様々な利点がございます。輸送コストが抑えられる、あるいは新鮮な状態で子供たちに届けることができる。また、生産農家の経済の活性化や安定化にもつながることはご承知のとおりでございます。何よりも生産者の皆さんの思い、子供たちに安全なおいしいものを食べてほしい、そういったものが伝わっていく、そういったことを考えれば、すばらしい取組と私たちも自負をいたしております。

今後も、この取組をさらに発展させて地産地消を進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） ただいま市長の答弁にもございましたように、地場産会議が立ち上がり、生産する農家の皆さんと消費する学校給食センターがお互いに顔が見えるということで、安心して子供たちに提供することができるとてもよい取組である、このように認識をしております。

先ほど議員からお話がありましたように、今、生きていく上で基本となる食の大切さや

食の正しい知識を学ぶ食育が重要であるというふうに言われております。この面からも、自分が生まれ育った土地、那珂市で取れた米や野菜、こういったものを食べることでこの地域の産物や食の歴史を知る、こういうきっかけになるものであると、このように考えております。

地場産会議を立ち上げてから、学校給食への市内産の食材利用率も大変上がってきております。子供たち、そして農家の皆さん双方にとってメリットのある取組でございますので、教育委員会といたしましても、今後、この取組をさらに充実してまいりたい、このように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

市長、教育長、それぞれ学校給食における地産地消の重要性を深く認識されておられること、また、今後の推進にも意欲的な見解をいただき、本当にうれしく思います。今後のさらなる取組、推進に期待したいと思います。

そこで、もう一步大事であるのが市内における飲食店などへの取組であると考えますが、現在、本市は、飲食店などにおける地産地消を進める取組はどのようになっておられるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

地産地消を推進するためには、まず那珂市の野菜など、農産物のおいしさを広く市内外にPRしていく必要があると考えております。現在、農家や飲食店などで組織しておりますフェルミエ那珂におきまして、野菜ボックスや加工品を販売する「いい那珂マルシェ」を毎月開催し、季節ごとの那珂野菜の魅力を発信しているところでございます。野菜ボックスの販売個数につきましては、時期によりましては100を超えるときもあり、また、先日は市内産の野菜を使った飲食店とコラボした弁当も販売し、大変好評を得ているところでございます。

今後も、フェルミエ那珂への生産者や飲食店の参加を促進するとともに、那珂市の野菜を使った料理教室の開催など様々な事業を展開して那珂野菜の魅力を発信し、地産地消、地産外商を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） こちらにおいては様々な取組を行い、地産地消のみならず地産外商にも積極的に目を向けているとのことで、大変よいことだと思われます。

また、ただいまの答弁にありましてとおり、さらなるおいしさのPRにより、まだまだ販路拡大が期待できると信じております。どうぞこれからも、なお一層のPRとアイデアによります事業展開をよろしく願いいたします。

地産地消の推進に関します最後の質問です。

この地産地消であります、前回の定例会において質問させていただきましたSDGsの観点から見ましても、複数のゴール、ターゲットに関わります重要な取組であると考えます。それゆえに、最近、積極的に取り組む地方自治体も増えてきていると感じております。取り組む地域の実情は様々ですが、積極的に取り組む自治体には、自治体、生産者、消費者、事業者の取組をそれぞれ明文化しました地産地消条例を制定、施行している自治体も増えてきております。

そこで、この地産地消条例によります後押しもさらなる推進の策となると考えますが、本市においてはどのように考えているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、現在取り組んでおります「いい那珂マルシェ」においては、会員の生産する新鮮で品質のよい那珂野菜が大変好評を得ております。そして、多くの購入者がリピーターとなって、毎回足を運んでいただいているという状況でございます。この取組は、生産者と消費者の双方にメリットがある取組となっており、着実に地産地消の輪も広がってきていると感じているところでございます。

議員ご指摘のとおり、地産地消条例の制定による推進も一つの策であるとは考えておりますが、現時点におきましては、先ほどの学校給食での地場産野菜の活用や、コロナ禍においても好評であります「いい那珂マルシェ」の開催などを通じまして、地産地消に対する理解が徐々に深まってきていると感じておりますので、今後も引き続き、生産者及び関係団体と連携を密にし、地産地消のさらなる推進に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 確かに条例には基本理念などの意味合いが強く、側面からの推進になるところを考えますと、ただいまの答弁にありましたとおり、さらなる推進には現実的な取組こそ一番有効的な手段であると理解いたします。ですが、事実、多くの自治体でなされている取組であります。今後の情勢に応じて、参考にして考えていただきたいと思います。

「いい那珂マルシェ」も大変好調であると聞いております。生産者、関係団体とさらに連携を強めていただきまして、地産地消、また地産外商の推進に努めていただきますようお願い申し上げます。この項の質問を閉じさせていただきます。

続いての質問は、那珂市北西部地域の人口減少対策としての国道118号4車線化を活かした持続可能な地域づくりについて伺います。

私は、昨年度の第1回定例会以降、全ての定例会において、那珂市北西部地域の人口減少問題は、地域の存続に関わります極めて重要な問題であり、一刻も早い対策が必要であり、そして、その対策として、4車線化が進む国道118号線と、昨年開通いたしました都市計画街路平野杉本線の交差点周辺において、土地区画整理事業方式によりますショッピングモー

ル造成への取組について、そのための基礎調査の今年度当初での予算化と早期着手をお願いしてまいりました。地元では、地権者を含みます地域住民の皆様も大きな期待を寄せているところでもあります。

この私の議会での一連の発言等は、当地域の人口減少が加速し、地域の衰退が見られますこの状況に一刻も早い対策が必要であり、この対策の切り札、タイミングは、国道118号線の4車線化のこのタイミングを逃しては、将来において大きな後悔になりかねないという私の、そして地域住民の皆様の大きな危機感から切にお願いしているものであります。

そこで、那珂市北西部地域の衰退、人口減少問題に対します市長の見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 毎回、富山議員には、この課題につきまして様々なご質問、提言をいただきまして感謝を申し上げます。

私としましても、那珂市内全体を見れば、確かに現在、菅谷地区については人口が増えている、そういう状況があります。しかし、残念ながら、周辺部については非常に厳しい状況が続いている、それは現状として認識をいたしております。やはりそれぞれの地域の特色、そういったものを生かしながら、那珂市の均衡ある発展を目指していかなければいけない、そのように考えております。

そういったことから、本市におきましては、平成27年にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地域活力の維持や人口減少の抑制を図るために、安定した雇用の創出、那珂市への人口還流、結婚・出産・子育ての応援、そして時代に合った地域の創造というこの4つを戦略に掲げて、平成27年より各種施策に取り組んでまいりました。

議員ご指摘の那珂市北西部、先ほど申し上げましたように、菅谷地区を除いたほかの地区と同様に、人口減少が続いております。一方で、先ほどお話がありました国道118号の4車線化あるいは県の植物園のリニューアル予定、さらには、戸多地区のかわまち広場の整備、いろいろな新しい明るい話題も出ているのが現実でございます。

このような中、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて実施している施策といたしましては、静峰ふるさと公園では、多世代の方々に周年利用していただける遊具を整備いたしました。そして、ノルディックウォーキングコース、さらには、今年度からはバーベキュー施設等の整備を進めております。さらに、昨年4月に、皆様ご存じのように、地域おこし協力隊を導入させていただきました。静峰ふるさと公園を使ったイベントの開催など、公園だけでなく周辺地域のPRや魅力向上にも取り組んでおります。

また、昨年9月には那珂市の自転車活用推進計画を策定し、市北西部地域にございます地域資源を活用したサイクリングルートとして、那珂川・久慈川自然満喫コース、これを含む4つのモデルコースを造ったわけでもありますけれども、そういったものを設定しまして、サイクルツーリズムの推進による地域活性化や交流人口の増加に取り組んでまいりました。

さらには、瓜連地区に位置する春日川、これも地域の方々の大きなこれまで要望がありま

したけれども、この春日川の冠水対策も重要であることから、台風や大雨などによる冠水被害を減らしていくために、地域の方々が安心して暮らすことができるように事業を進めてまいります。

いずれにしましても、このような取組を着実に進めていきまして、市北西部地域においても、その地域の特色を生かした、私が目指す「住みよさプラス活力あふれる地域」をつくれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

市長の言われます、まち・ひと・しごと創生総合戦略における那珂市北西部地域に対します施策は、にぎわいをつくり、地域活性化に期待できます大変にすばらしい施策であると理解いたします。また、春日川の冠水対策に今年度着手いただきますこと、地域の方々の安心安全で住みよい生活環境を考えていただきましたことも感謝申し上げます。

ですが、私が何度も申し上げているお願いは、地域の利便性の向上で拠点性を高めていただきたいというお願いであります。現状の那珂市北西部地域の利便性を見て、満足には程遠いと言わざるを得ない状況を考えてのこととご理解願いたいと思います。

さて、本年、年頭の市長の「広報なか」を通しましての挨拶の中で、国道118号線のインフラ整備を通して、持続可能な地域実現に取り組んでいきたいとの旨の決意を表明されております。この年頭の挨拶に対しまして、いよいよ本市が、4車線化が進む国道118号線のインフラを活用し、地域が将来に向かって活力を持って存在できる地域づくりに取り組む決意を表明されたものと受け取りまして、地域の方々とともに大変期待しているところであります。

そこで、国道118号線のインフラを活用した持続可能な地域の実現の方策、その中身について市長の見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 私は、市長に就任しまして、その5月に私が目指す「活力あふれる那珂市」を実現するために、特に取り組むべき施策の方向性を示すものとして「可能性への挑戦－那珂ビジョン－」を設定させていただきました。

その中で、活力ある担い手の育成、住みよさを支える活力への支援、活力ある未来への投資、この3つを基本方針に掲げておりますが、特に活力ある未来への投資につきましては、市の活力を呼び起こすために、その活力の基盤となる産業やインフラの整備が大変重要である、そのような思いを込めて、今回の「広報なか」の年頭のご挨拶にも書かせていただきました。

インフラを整備しただけでは駄目です。それにつながるものをどうつくっていくかというのが大変重要でありまして、そういう意味では議員のおっしゃることにも通じることがあると思います。

国道118号の4車線でのバイパス整備が着実に進む。そして、それが県植物園のリニューアル予定や、市としてもこれまで申し上げてきましたが、那珂インターチェンジ周辺整備の検討を今進めております。そういったものが有機的につながっていく中で、県北地域全体の発展の可能性が大きく伸びていく、私はそのように考えております。そういう意味で、118号を中心にしたインフラの整備が大切ということを申し上げたつもりでおります。財政が厳しい中でありますけれども、先ほど申し上げました事業などを着実に進めていく中で、持続可能な地域の実現につなげていきたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

ただいまの見解にもございましたが、市長が掲げます那珂ビジョンの中にありました活力ある未来への投資について、市の活力を呼び起こす基盤となる産業やインフラ整備が重要であるとお考え、まさにその部分であります。活力ある那珂市北西部地域の未来のためには、産業やインフラはもちろんのこと、それをさらに生かしました利便性の確保は大変重要なことと思われまふ。何度も申し上げ誠に恐縮ですが、市長の力強い前向きな決断を心よりご期待申し上げます。

私が地域開発を語るのは誠に恐縮ですが、大小様々あります事業プロジェクトは、おおむね10年程度を要すると言われております。しかしながら、この地域の急激な人口減少のスピードを見ますと、10年を待っていたら、地域の存続が困難を極めることが疑いようのない事実であります。

それでは、どのような手順で、なおかつスピード感を持って開発を進めればよいのかと考えれば、開発行為として地区計画を策定し、まずは核となります店舗を誘導し、さらにその周辺に土地地区画整理事業を行い、店舗のモール化を実現することが、緊急を要します地域の現況に即しました手順であり、開発スケジュールであると考えます。茨城県も、ポテンシャルが高い地域での地区計画によります開発行為を推奨されておられると伺っております。当該地域において地区計画の策定は可能であるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市街化調整区域内の地区計画の導入につきましては、茨城県の市街化調整区域における地区計画の知事同意または協議に当たっての判断指針に合致する必要がございます。この判断基準における地区計画の対象となる区域には、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地域や、農地法による農地転用の許可が見込まれない農地などを含まないこととされているとともに、市街化区域に隣接します区域に定めようとする場合には、当該区域を市街化区域に編入することについての検討なども求められているところでございます。

また、一般的には、この判断指針に合致した際にも、市による地区施設等をはじめとするインフラの整備が必要となり、市街化区域内でのインフラ整備状況や、市内の他の市街化調

整区域とのバランスを考慮した上で判断することになります。

このようなことから、議員ご提案地区の市街化調整区域における地区計画導入の可否の判断につきましては、これら多くの条件整理が必要になってくると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 質問をしておいてなんではありますが、まさしく現状では厳しい状況にあると考えます。答弁のとおりと理解いたします。ですが、裏を返しますと、その答弁にありました多くの条件が整理されれば可能であると取ることができます。その条件がどのように絡み合っているのかひもときたいとの思いで、先日、茨城県庁に伺いましてお話を伺ってまいりました。

その中で、まず目指すは農振地区の除外であります。答弁にありましたとおり、農振地区では地区計画そのものが使えません。このハードルが高いのも理解しております。ですが、確たる理由づけをもってこのハードルさえ超えることができたなら、地区計画をもって実行できると確信したところでございます。

農振法、都市計画法によります線引きは人がつくり上げたものです。乱開発防止の観点や農業を守る観点から見てみましても非常に重要な法律であると理解いたしますが、それにより地域の衰退が起こることはあってはならないと考えます。重ね重ねとはなりますが、執行部におかれましては、前向きな検討と知恵をお貸しいただきますようお願い申し上げ、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告3番、富山 豪議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたしまして、再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時00分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 古 川 洋 一 君

○副議長（木野広宣君） 通告4番、古川洋一議員。

質問事項 1. 2月13日に発生した地震について。 2. 新型コロナウイルスのワクチン接

種について。３．養育費について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔１２番 古川洋一君 登壇〕

○１２番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

通算39回目の一般質問をさせていただきます。今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。最初は、２月13日に発生した地震についてお伺いいたします。

先月13日土曜日の深夜、11時頃でしょうか、福島県沖を震源とする地震が発生いたしました。専門家の見解としては、東日本大震災の余震と考えられるとのことですが、東日本大震災から10年、あのときのことがよみがえるような強く長い揺れを感じ、その後、那珂市は震度５弱との報道がございました。

震度６強を記録した震源に近い宮城県南部、福島県北部の地域では、東日本大震災のときよりも被害が大きかったといった報道もございました。東日本大震災クラスの地震は千年に一度とか何百年に一度とかと言っていたように記憶しておりますけれども、十年に一度じゃないかと、こうおっしゃっている方もいらっしゃいます。改めて、私たちは、東日本大震災で学んだ教訓を忘れてはいけないと強く感じた次第であります。と当時に、その教訓が今回の地震で生かされていたのか、併せて大変気になるところであります。

そこでまず、地震における本市の体制づくりはどうなっているのか、また、今回は速やかな体制づくりができたのか、併せてお伺いしたいと思います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（松山達男君） お答えいたします。

職員の配備基準でございますが、地震の揺れの規模、災害の状況などによりまして違ってまいります。

地震における市の体制でございますが、震度４で、連絡配備といたしまして防災課職員が参集、震度５弱におきましては、警戒体制１次といたしまして、防災課職員及び市長をはじめとする災害対策本部組織に準じました各本部員、次に、震度５強になりますと、警戒体制２次といたしまして、震度５弱のときの人員プラス、各部の中からあらかじめ定めておいた職員が参集することになっております。さらに、震度６弱以上におきましては、全職員が参集するというところでございます。

今回は震度５弱でしたので、防災課職員、市長をはじめとする災害対策本部員が参集いたしまして、速やかな体制を取ることはできたんですが、大きな被害の確認がなかったため、災害対策本部の設置はございませんでした。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 震度によって段階的な体制づくりをすることになっており、今回は震度5弱ということで、災害対策本部員となる各部長が参集し速やかな体制を取ることができた、また、大きな被害が確認されなかった、災害対策本部の設置はしなかったということでもあります。

ここで大事なことは、大きな被害がなかったということを確認していたということだと思います。震度5弱だから大丈夫だろうというふうに安易に決めつけず、しっかり確認した上で災害対策本部設置の必要性を判断されたということはよかったかなというふうに思います。

一方、震度3や4であっても、その前に雨が降り続いていたとか、そういった場合に崖崩れなどによる大きな被害が出る可能性もございます。そうなれば、震度という基準だけでは招集対象にならない職員も緊急招集しなければならないでしょう。取りあえず、今回の体制づくりには問題がなかったということで評価したいというふうに思います。

では、大きな被害は確認できなかったということですが、民家においては、棚が倒れたですとか、物が落ちたという話は実際に聞いておりますから、公共施設や民家等でのいわゆる一部損壊程度の被害の確認はされておりますでしょうか、お伺いします。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

地震発生後、消防職員及び市役所職員によりまして市内の被害状況確認を行いました。また、翌朝にも消防職員による被害状況確認を行いました、大きな被害は確認できなかったところでございます。

なお、市施設におきましては、一部、壁にひびや照明等の破損が確認されましたが、施設が使用できなくなるまでの被害報告はございませんでした。

市民から大きな被害があったという情報は寄せられておりませんでした、後日、2件ほどの罹災証明の申請がありまして、それに対しての証明書を発行したというところでございます。内容につきましては一部破損という状況でございました。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。大事に至らなかったということでよかったと思います。

それと、ちなみに、通常、大雨が降ったりとか地震が発生したりしますと、私たち議員に対してもファクス等で情報提供があると思うんですけども、今回はそれがなかったということなのでお伺いをしますが、情報提供の何か基準みたいなものはおありなんですか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

明確な基準はございませんが、議員の皆様には、自然災害や原子力災害に関する情報提供を議長の了解を得てお送りさせていただいたところでございます。今回は、災害対策本部の設置がなされなかったことと、報告するまでの被害がなかったことから、お送りしなかったという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

では次に、今回の検証と今後の対策が必要だなと感じた件に関しましてお伺いしたいと思います。

先ほど、那珂市の震度は震度5弱というような発表がされたというふうに申し上げましたが、実はそれは瓜連など那珂市北部の震度であって、それ以外の地区、菅谷ですとか後台ですとかそういった南部のほうの地区には、震度4であったということを知らない方もいらっしゃるみたいですけれども、震度4であったということを確認しております。

その震度4の、私の地元であります菅谷の菅谷小学校におきまして火災報知器が作動したと。そして、火事ですといったものが学校のスピーカーを通して、深夜約1時間にわたって数百メートル範囲で住宅街に響き渡りました。結局は機械の誤作動ということで、本当に火事でなくてよかったなというふうに思うんですけれども、近隣住民にとりましては、深夜に1時間も、火事ですというアナウンスが響き渡ったわけですから、ご心配とご迷惑をおかけしたことだというふうに思います。その間、数百メートル離れた住民の方が、消火器を抱えながら駆けつけてくださったというような話もお聞きしております。

私が問題視いたしますのは、火災報知器は警備会社と連動しているという話を聞いておりますけれども、器械の作動と同時に通報が行くことになっているわけですから、発報を受けた警備会社から消防へも、緊急連絡先を登録している施設の管理者である校長先生ですとか教頭先生ですとかに、一切連絡がなかったということなんです。

消防への通報はご近所の住民です。校長、教頭先生への連絡は、やはりご近所にお住まいの学校評議員さん、たまたま駆けつけて。校長先生、教頭先生は当然来ていない、それで警備会社も来ていないということで、連絡先を知っていたものですから、してくださったということでもあります。

現場に駆けつけた順番は、まずご近所の住民、そしてその住民から通報を受けた消防、警察、そして、間を置いて評議員さんから連絡を受けた校長先生、発報から約1時間後となる最後に到着したのが警備会社です。土曜日の深夜ですから、住民はもちろん、消防、警察も、校舎の鍵は持っていないということで発報を止めることができなかったという話であります。もしこれが本当の火事だったらどうなっていたのかということのをちょっと想像しました。

そこでお伺いしますけれども、1点目は、火災報知器の誤作動について、器械自体の問題ですね。それから2点目には、警備会社からの連絡体制について、3点目が、学校職員の休

日・夜間の体制について、以上３点、まとめてお伺いしたいと思います。

○副議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、火災報知器の誤作動により、近隣住民の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳なかったと感じております。

今回の誤作動の原因ですが、本来、熱による空気の膨張を感知して作動するところ、地震の振動により空気が刺激を受けて作動してしまったと考えられます。設備も古くなっておりますので、機会を見て更新を考えていかなければならないと考えております。

警備会社からの連絡体制ですが、今回のような休日や夜間の時間帯は、火災報知器の発報を受け、まずは警備員が学校へ向かい現場確認をいたします。その際、火災が発生している場合には、速やかに消防へ通報するとともに、緊急連絡先である校長等に連絡が行き、学校の職員が出勤するという流れになっております。

今回のような誤作動の場合であっても、通常は30分以内に校長等へ連絡が行く体制になっているところですが、今回は広範囲で同様の警報が発生したということで警備会社の到着が遅れて、結果的に、住民からの連絡で校長が現場に駆けつけたという状況になってしまいました。

今回の事案を受け、警備会社には、今後は火災警報が発報された場合にはその場で直ちに消防へ通報するとともに、警備員の到着に時間を要する場合には、現場へ到着する前に緊急連絡先へも連絡を入れるなど、対応の見直しを図りたいと考えております。

また、震度５を超える場合や、震度にかかわらず体感として同程度の揺れを感じるような地震が発生した場合には、警報作動の有無はもちろんのこと、休日・夜間にかかわらず学校の職員が速やかに出勤し、施設や設備について安全点検を行うことといたしました。

これらにつきましては、既に学校長会を通して各学校へ周知しております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○１２番（古川洋一君） 分かりました。

ただいまのご説明で、現状、火災報知器の発報を受けた警備会社は、まずは警備員が現場に向かい確認をする、そして、火災が発生していれば消防に通報する流れになっていると。

それで、今回は地震という広域的な災害だから遅れてしまった、通常なら30分以内に対応ができるんですよというご答弁といいますかご説明ありましたが、皆さん、これ聞いてびっくりしませんか。通常であっても、最大30分、現場に来るのにかかってしまうんです。それで、火事だったら通報します。全焼ですよ。

おっしゃるとおり、広域的な災害は警備会社も大変だと思います。菅谷小学校にきた警備員さんは、この後、那珂湊に行くんですよと言っていたらしいです。ということは、那珂湊のほうはどうなっていたんだろうと考えますと、これが現実だったら、実際に火事だったり

建物が倒れていたりしていたらどうなっていたんだろうということをちょっと想像してしまいました。

ですから、現場に向かうことももちろん大切ですけれども、会社に発報されているわけですから、と同時に、消防とか関係機関への連絡、通報も大切なんじゃないのかなということを感じました。消防にお聞きしましたら、誤報の可能性があっても連絡していただいて結構ですよとおっしゃっています。火事だったら連絡するというよりも、火災警報器が鳴っているんですから通報してもいいんじゃないのかなと私は思います。

ですから、地震という広域的な災害は仕方ないでは済ませられないですね。だから、できることはしっかりやっていただきたいということは申し上げたい。今回のことを教訓として、今後の対策をぜひ真剣に考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問事項、コロナウイルスのワクチン接種についてお伺いしてまいります。

最初の質問、ワクチン接種のスケジュールや方法等につきましては、先ほど富山議員のご質問に答弁がございましたので、割愛をさせていただきます。

ただ、私がその中で不安に思っていることがございますので、お伝えだけしておきます。

それは、65歳以上の接種に関しましては、菅総理大臣が4月12日から開始するというように発表をいたしました。一方、高齢者分は6月中には届けるという報道もございました。つまり、例えば那珂市の高齢者が打つ、掛ける2回分が4月12日の接種開始までに届くわけではないということですよ。

ワクチン接種は2回行い、2回目は、1回目から3週間後に行う必要があるというふうに言われております。例えば4月12日に1回目を接種した方は、3週間後の5月初めには2回目を接種しなければならないわけでありすけれども、その5月初めの同じ時期に1回目を接種する方も多いんじゃないかというふうに思います。つまり、2回目の接種分が確保されていない中で1回目の接種を開始してしまうことによって、ワクチンが届かずに、ということは足りずに、2回目の接種が予定どおりの3週間後にできないという事態にならないのかを危惧するわけでありす。これは、その後に予定している64歳以下の接種についても同様であります。

今朝の茨城新聞で、医療従事者のワクチン接種の記事がありました。「県が調整を担う医療従事者向け優先接種で、現時点での県内への割り当ては計20箱」、「医療従事者向け優先接種の県内対象者は約9万人。計20箱のワクチンは約2万人の1回目接種に充てられる。残り約7万人分の供給時期は現時点で未定」というふうに書いてあります。

また、その隣にこういった記事もありました。「2回接種の間隔柔軟に、厚労省が検討」と。「アメリカ製薬大手ファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンについて、厚生労働省は2回の接種間隔に柔軟性を持たせる方向で検討を始めた。原則は3週間だが、新たに上限も示すことで、ワクチン供給量が少ない現状に対応できるようにする」ということで、3週間じゃなくて1か月置いてもいいんじゃないかと、そういう検討をされるということなん

ですけれども、本当に大丈夫なのかなと皆さん心配になりますよね、こういう話聞いちゃうと。じゃ、最初から3週間じゃなくてもよかったんじゃないかというようなことを感じてしまうわけであります。

それともう一点、不安に思っていること。

今はファイザー社製のワクチンを日本国内で接種しているかと思いますが、今後は、違う製薬メーカーのワクチンが割り振られることも考えられるのではないかというふうに思います。1回目がA社で、2回目の接種がB社というわけにはいかないと思うんです。

それから、ジョンソン・エンド・ジョンソン社、1回で済むと言っています。保管の方法、零下70何度なんて必要ないというようなワクチンも、これから日本に入ってくるのではというふうに思います。そういった数種類のワクチンが混在することによる混乱、トラブルがないよう十分注意いただきたいということをお伝えしておきたいというふうに思います。

では、次のワクチンの副反応についてお伺いしてまいります。

ワクチン接種を急ぐあまり、十分な治験が行われたのか、接種による副反応はないのかなど心配されている方も多いかというように思います。そこで、いくつかの観点から副反応の有無等についてお伺いしてまいります。

最初に、妊娠中や授乳中の方がワクチンを接種することは大丈夫なのかお伺いします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

ファイザー社のワクチンについてお話ししたいと思います。

これまで被験者数は限られており、海外においては、妊娠中の方は対象に含まれてはいるものの、胎児への影響については現時点では必ずしも明らかになっておりません。

このような理由などから、妊娠中の方につきましては慎重に判断することができるよう、予防接種法第9条第1項の規定、いわゆる接種の努力義務に係る規定につきましては適用しないこととなっております。また、日本産婦人科感染症学会・産科婦人科学会からは、妊娠中の方で重症化リスクの可能性がある肥満や糖尿病など基礎疾患を合併している方は、ワクチン接種を考慮するというふうに提言をされております。

先ほど申し上げましたとおり、ワクチン接種の努力義務は課せられておりませんが、妊娠中、授乳中の方であっても、ご本人の希望と感染リスクを考慮した上での接種は可能であります。妊娠中、授乳中の方につきましては、ワクチンに関する安全性のデータが限られていることから、接種のメリットとデメリットをよく検討した上で、接種を判断していただくこととしております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） あと、最近では不妊治療をしている方も心配しているなんていう報道を見ましたが、そういったことも考えなければいけないのかなというふうに思いま

す。

それでは次に、アレルギー反応の方、アレルギーといいましてもいろんなアレルギーがあると思います。私も花粉症持っていますけれども、そういったアレルギーの方というのは副反応が起こりやすいのかについて伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、食品や化粧品、花粉症等の要因に対しましてアレルギーをお持ちの方が多くいらっしゃると思いますが、今回、国から示されました臨時の予防接種実施要領におきましては、「接種の判断を行うに際し注意を要する者」としての具体的な指示はございません。しかしながら、ワクチン接種に当たり、新型コロナワクチンに含まれる成分に対して過去に重度の過敏反応を示した方などは、接種を行わないこととしております。

いずれにしましても、ワクチン接種に当たりましては、アレルギー等も含めた基礎疾患をお持ちの方や、今までにほかのワクチンを接種した際にアレルギー反応を起こした方は、事前にかかりつけ医にご相談いただくか、もしくは接種当日、医師によくご相談をしていただくことが重要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 次に、同じアレルギー反応の一つとして、アナフィラキシーショックというものがございます。これはどのような症状なのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、アナフィラキシーとはどういうものかということをご説明いたしますと、薬や食物が体に入ってから短時間で起こることのあるアレルギー反応で、蕁麻疹などの皮膚症状、あるいは腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こるというふうにされております。とりわけ血圧の低下を伴い、意識レベルの低下、例えば呼びかけに反応しないといったようなことや、脱力を来すような場合をアナフィラキシーショックと呼んでおります。

アナフィラキシーは、特定のワクチンだけに起こるものではなく、様々な医薬品やワクチンの接種後に報告されております。通常、予防接種の際、アナフィラキシーは接種後30分以内で起こることがほとんどということで、接種後、医療機関等において15分から30分程度、体調の変化を観察することとなっております。迅速に対応することで、命を落とすような危険性はかなり低くなると言われております。

今回のワクチン接種に当たりましては、新しいワクチンでもあるため、市民の皆さんはもちろんですが、医療機関の先生方、市も初めてのこととなります。国や製薬会社等からの最新の情報を確認しながら、様々な場面を想定し対応に努めてまいりたいというふうに考えて

おります。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） では次に、16歳未満の方は接種ができないというような報道もありますけれども、これについて、できないのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、薬事承認されているファイザー社の新型コロナワクチンにつきましては、厚生労働大臣からの指示により、16歳以上が対象となっております。これに基づき、予防接種法に基づく公費での接種の対象は16歳以上となることから、現在のところ、16歳に満たない方はワクチン接種の対象にはなっておりません。

また、ファイザー社の新型コロナワクチンにつきましては、12歳以上の小児を対象とした臨床試験が開始されているということをお聞きしておりますので、今後、接種の対象年齢が広がる可能性もあるというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） まだ臨床試験といいますか治験が行われていないうちに、例えば日本がそれをやってしまうことは非常にまずいとは思いますが、私は、できれば子供たちにも打ってほしいなと思うんです。それは、ある方がテレビで、第4波の一番のキーポイントは子供たちだというふうにおっしゃっていたんですね。つまり、子供たちを通して拡大する。拡大するには当然そこに親がいたり、家庭の問題があるから、親から子供に移って、またそういう可能性があるわけですから、親が接種していれば大丈夫なんだろうかというふうにもちょっと考えます。ですから、子供たちにも、もし可能になればぜひ打ってほしいなという思いでちょっとお聞きいたしました。

そういうことで、今、いくつかの観点からワクチン接種の副反応についてお伺いしましたが、部長もお気づきかもしれませんが、実は私が本当にお聞きしたいのは、そういう副反応があると聞いていますけれども大丈夫なんですかということを聞きたいわけなんですけれども、希望すれば受けられるけれども、医師にご相談をとったご答弁が中心でした。ただ、現在、医療関係者による先行接種が進められており、重大な副反応はほとんどないというふうに報道されております。けれども、その接種受けられた方の中に、今、私が質問したような妊娠されている方だったり、アレルギーも含めた基礎疾患を持っている方だったり、そういった方は接種していないんじゃないのかなという気がするんです。

だから、もし受けていけば、やっぱりそういった副反応があるんだということが明確に分かってくると思うんですけれども、多分、そういう方は受けていないんじゃないのかなというふうに思います。ですから、そう考えますと、心配な方が医者にご相談するにしても、お医者

さんの立場だったら、私が医者だったら、心配ならやめておきましょうと多分言うと思うんです。

結局、最終的には自己判断というものを求められることになるんだろうなというふうに思います。ですから、なおさら行政が、大丈夫かと聞かれて大丈夫とも言えないでしょうし、国が禁止したもの以外は駄目とも言えないというのが現状なんだろうなということで理解をしたいと思います。

最後に、新たに設置されましたワクチン接種対策室におかれましては、毎日のように違った情報が入ってくる中、大変な業務になっていることと思いますけれども、今後は、例えば集団接種にしても訓練とかをやることになるのかなというふうに思いますから、大変だと思いますけれども、円滑なワクチン接種ができるようご努力をお願いして、この項の質問を終わりにいたします。

それでは、最後の質問事項、養育費についてお伺いをしてまいります。

養育費とは、子供の監護や教育のために必要な費用のことで、一般的には子供が経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

子供を監護している親は他方の親から養育費を得ることができ、一方、離婚により親権者でなくなった親であっても子供の親であることに変わりはありませんので、親として養育費の支払い義務がございます。

しかしながら、その養育費を受け取っていない、受け取りたいが払ってもらえない方が多いという新聞記事を目にしました。養育費の請求は子供の権利であり、離婚した親の都合で子供の健全な成長が妨げられてはなりません。養育費の不払いを単に家庭内の問題と片づけてしまっただけではいけない、社会的な問題として、家族法制の見直しや行政による支援が必要ではないかという思いから、今回、取り上げさせていただきました。

ひとり親世帯は全国で140万世帯に上るとされておりますが、特に母子世帯に対する養育費の不払いは深刻でありまして、支払いが滞りますとたちまち貧困が深刻化し、最近ではコロナ禍が世帯収入に影を落とします。

ということで、まずはどのくらいの世帯が養育費の取決めをし、実際に受け取っているのか、また、那珂市内での数値は把握されているのか、併せて伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

養育費の支払いなどの実態につきましては、厚生労働省が平成28年度に実施しました全国ひとり親世帯等調査結果によりますと、養育費の取決めをしているのは母子家庭で42.9%、養育費を受け取っているのは母子家庭で24.3%と低い状況となっております。

本市の状況につきましては、正確な数値は把握をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 全国のひとり親世帯の調査によると、母子世帯が離婚時に相手と養育費の取決めをしている割合が42.9%、半数近くの方しか取決めをしていない。その理由を私、調べてみますと、相手と関わりたくないというのが一番のようです。そして、実際に支払いを受けているのは全体の24.3%しかいないということです。4人に1人ですね。

今、市の実態として正確な数値は把握していないということですが、では、市の相談窓口に対する相談等はないのでしょうか、お伺いします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市では、こども課の家庭児童相談室におきまして、子供の養育に関することやひとり親世帯に関する相談など、様々な相談を受けております。その中で、離婚に関すること、養育費の手続や支払ってもらえないなどの相談もございまして、年間四、五件ではございますけれども、少なからず養育費についての相談があるというのが現状でございます。

なお、具体的な相談支援といたしましては、そのケースごとのアドバイス、あるいは養育費の必要性の話をしたり、法的な相談であれば、法テラスや関係機関につなぐなどの対応をしているところでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 離婚に関することですか、養育費を払ってもらえない、あとは正規の手続が分からないとか、そういった相談は少なからずあるというのが現状のようです。その相談に対してどのような具体的に支援をしているのかということになりますと、話をお聞きした上でアドバイスする、法的なことですかそういったことは専門的な機関に紹介してつないでいくといった感じだと思います。

しかしながら、それで解決に本当に至っているんだろうかということを考えると、私は、疑問だと思いますし、ほんの少数なんじゃないかなというふうに思います。

では、養育費を支払ってもらえないとどうなるのか、受け取れない親子への影響だけでなく、行政の負担などにも影響があるのか、併せてお伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

養育費は、子供が経済的・社会的に自立するまでに要する生活費でございまして、離婚した場合においては、どちらの親にも子供を養育する責任がございまして。

この養育費が支払われないということは、子供の健やかな成長や子供の未来に大きな影響を及ぼしてしまうことが懸念されるところでございます。また、養育費が支払われないことによりまして生活が困窮してしまい、生活保護などの支援が必要になり、扶助費の増加も懸念されるところでございます。

現在、ひとり親世帯に対する国の制度の一つとして、生活の安定と自立を助け、子供の福祉の増進を図ることを目的として支払われる児童扶養手当というものがございます。この児童扶養手当の対象になるためには、一定の所得以下の場合に限られておりまして、その所得には養育費の8割相当額を加算する制度となっております。

養育費が支払われない場合は、それを所得に換算することができないために基準以下の所得になり、児童扶養手当の対象者となる可能性があります。そうなることによって市から手当を支給することになり、結果として、行政からの支出は多くなるということも懸念をするところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 第1に、子供の健やかな成長や子供の未来に大きな影響が出てしまうことが懸念される、第2に、生活の困窮から生活保護へとつながってしまう可能性もあり、それが同時に行政の扶助費の増加にもつながってしまうことが懸念される。

これもやはり今朝の新聞なんですけれども、茨城新聞、生活保護申請、初の増加、昨年1年間で22万件、コロナで雇用情勢が悪化した。増加するのは、13年以降、初めてと。逆に毎年増えてきたのかなと思っていたんですけれども、あまり増えていなかった、今年はかなり増えたというような記事がございました。

ほかにも、今ご説明のありましたように、児童扶養手当の支給においても、養育費を受け取っていれば行政の負担も減らせるといったこともあるようであります。ですから、養育費の不払いは家庭の問題だけで済ませるわけにはいかないということなんであります。養育費をきちんと支払ってもらえていれば問題はないのですが、先ほどのご答弁のように、24.3%の方しか受け取れていないというのが現実です。なぜ受け取れないのか、請求の問題点が多いからではないでしょうか。

そこで、不払いに対する請求方法と考えられる問題点についてお伺いします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

養育費の金額、支払い時期や期間、支払い方法などは、離婚するときに話し合いを行って決めることが大切です。また、その取り決めた内容は書面に残しておくことが重要で、費用等はかかってしまいますけれども、公正証書にすることが望ましいというふうにされております。話し合いで決まらない場合は、家庭裁判所の調停や審判などで決まることもあります。公正証書にして残した場合、あるいは家庭裁判所の調停や審判などで決まった場合には、万が一、養育費が支払われないときには、相手の財産を差し押さえるなどをして、そこから養育費を回収する手続に利用することもできます。

しかしながら、これらの手続には費用や時間がかかることが問題点として挙げられており、また、相手方と関わりたくないなどの理由から養育費の取決めをしないという、そういった

ケースもあるというのが実態なのではないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） そうなんです。請求する方法はあるんです。ただ、それには多大な費用と時間、さらには、そもそも相手に関わりたくないから取決めをしていないという方が多数なわけですから、独りで立ち向かう精神的な負担もあって、ハードルはかなり高いんじゃないかなというふうに考えられます。ですから、先ほども申しましたけれども、法的手段がありますよと専門機関を紹介したところで、多くが解決に至っていないのではというふうに私は思うわけであります。

そこで、それらの問題点を解消し、解決につながる支援が行政にもできるのではないかと、いうように思いますし、全国の自治体の先進事例もございます。その辺の先進事例の紹介も含めまして、養育費不払いの解消策についてお考えを伺いたいと思います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、養育費が支払われないということは、子供の健やかな成長や子供の未来に大きな影響を及ぼしてしまうということが懸念されることです。

先進事例ということで、兵庫県明石市では、養育費を立て替える事業を昨年7月からスタートさせておりまして、国でも、公的機関による立替え払い制度、取立て制度について検討を開始したところであります。また、民間の保証会社でも、養育費を立て替えたり、相手方に養育費の支払いを催促することなどの保証のサービスを行っています。

このようなサービスを利用するには当然ながら費用が生じます。全国的な先進事例としては、少数ではありますが、この費用に対して補助を行っている自治体もあるようでございます。

一方で、公的機関が養育費を立て替えて回収できなかった場合は、その費用を税金で負担することになってしまうことの住民の理解や、公的機関が立て替えることによって、その子供を監護する親が相手方に対して真摯な権利行使を行わなくなるというようなモラルハザードが生じてしまうことが懸念されるなど、様々な課題も想定されるというところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ただいま先進事例としてご紹介がございました養育費を市が立て替える事業や、民間の保証会社に保証料、いわゆる手数料ということだと思いますが、それを払って本人に代わって取り立ててもらう事業ですが、前者の市が立て替えて直接相手から回収するという方法については、ご心配のように回収できなかった場合を考えると、養育費を税金で負担することの是非も確かにあるだろうなというようなこともあります。

その点、民間の保証会社に保証料を払って取り立ててもらう方法ですが、民間会社は、立替え金を回収できなければ商売になりませんから、回収率もかなり高いようでありす。

ちなみに、公正証書がある場合とない場合とでは、時間と労力が違いますので、支払う保証料も違うようであります。公正証書がある場合には養育費のおよそ25%程度、ない場合には30%程度が一般的のようであります。養育費の平均が月四、五万円というふうに言われておりますから、そう考えますと、保証料は1万円から1万5,000円ぐらいなのかなというふうに思います。

そう考えますと、民間会社への保証料を行政が補助した場合と、親子が生活困窮に陥った場合の様々な給付金ですとか、生活保護にまでつながった場合の扶助費の増加を比較しても、決してマイナスにはならないんじゃないかなと思うんです。

そこで、市で民間の保証会社へ支払う保証料を補助してはどうでしょうかということなんですが、お伺いします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、市では、具体的な相談があった場合には、先ほど申し上げました養育費の保証を行う民間会社などもございますので、そのような事業所を紹介しているところでございます。ただいま議員からご提案がありました保証料などの補助をする件につきましては、養育費に関する支援を行っている先進事例の調査を行いますとともに、今後、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 現時点では紹介のみを行っているということですが、今後は、ぜひ前向きに調査・研究を進めていただきたいというふうに思います。

厚生労働省から、こういった先進事業にとどまらず、養育費の確保に向けて、ひとり親支援担当部署と戸籍担当部署、本市でいえばこども課と市民課のさらなる連携強化により、養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援につなげていくことが重要であるから、連携強化を推進してくださいという、多分、通達があったと思うんです。なお、この連携による取組に対しては国庫補助事業が活用できるそうです。

また、先月10日に、法務大臣が家族法制の見直しを法制審議会に諮問し、養育費不払いの解消策など離婚後の課題について、大臣は、チルドレンファーストの視点で実態に即した検討をお願いしたいというふうに述べました。

これを受け、諮問委員会は、養育費の土台づくりを議論する中で、養育費請求を子供の権利としてまずは民法に定め、子供が権利の主体であり、親には義務があると明確にし、曖昧だった法的位置づけを明確化し、不払い解消の第一歩にしたい考えとのこととあります。

さきにご紹介いただきました兵庫県明石市の市が養育費を立て替える事業ですが、私、明石市の担当部署に事業開始の経緯などを直接伺いました。先方にお許しをいただきましたので、ご返事いただいた内容を紹介します。

近年では、養育費の不払いが学校の貧困問題に直結する問題だと認識されているところですが。加えて、今般の新型コロナウイルスの影響により、子供の長期休校及びそれを監護する親の就労機会の減少等により、子供を取り巻く環境はより厳しいものになっていると考えられたため、そのような状況にある子供を支援するため、市が養育費を立て替えるという緊急支援事業を実施しました。

なお、この施策を実施するに当たって税金を投入することに対しては、特段のご意見はございませんでした。

現在までに11件15人の子供の養育費を立て替え、うち5件8人の子供の養育費を回収しております。

なお、2018年から、民間の保障会社と連携し、養育費立て替えパイロット事業を実施しました。先ほど私が言ったものですが、民間の保証サービスを利用しているため、利用に当たっては、保証会社による資格審査をクリアするなど一定の要件を満たす必要がありましたので、今回の緊急支援事業については、本来受け取るべき養育費が受け取れていない子供を幅広く、早急に支援することを目的としているため、審査等に関わる時間を省き、民間の厳格な資格審査を満たす方以外にも利用していただくため、市単独での支援を行っておりますということであります。

また、市が立て替えることの狙いについては、市が立て替えをするのは1回、1か月分のみですが、一時的に立て替えて終わりではなく、市が相手に催促、回収することで、本来払うべき親からの養育費をその後継続して確保する、支払われるようにしむけることが本来の趣旨なんだというふうにおっしゃっています。

明石市はこれまでも、離婚前後の両親に、面会交流や養育費について取決めをする際の参考書式を全国に先駆けて作成・配付するなど、ひとり親家庭へのサポートを拡充してきました。その結果、養育費の取決め率が7割となった効果があったそうです。このようなお話を伺いますと、那珂市の相談があったら専門機関を紹介していることが支援であるかのような現状には、私は悲しさを感じます。

最後に、市長にお伺いいたします。養育費の不払いに対する支援につきまして、やる、やらない、できる、できないだけではなく、ぜひ市長の市民に対する思いも含めてご所見を伺いたいと思います。

○副議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 非常に大きな課題であると思っています。議員が向こうまで足を運ばれて、そういったことに対しても調査をされたということに対しましては、敬意を表したいと考えております。

この問題については、多分、大きな社会問題になりつつありますし、もうなっています。これからの日本社会を考えたときにも、どこかできちんと向き合わないといけない、そういう課題であるというふうに私も認識をしています。

ご夫婦が離婚をされた場合に、やはり一番その被害に遭ってはいけないのは子供さん、先ほどチルドレンファーストという言葉もありました。まさにそのとおりとも考えております。モラルの問題もあるし、いろんな課題もあると思っています。しかし、結果として子供がその割を食うということは、やはりあってはならない課題と考えております。先ほど数字の話が出ましたけれども、取決めをしているのは40%台、しかも、それが実際に履行されているのが20%台と、やっぱりこの問題の大きさをその数字からも感じるわけであります。

市役所としても、どういったことができる、先ほど部長からもありましたけれども、やはりそういう場面に遭遇したときにきちんと養育費の問題のことをお話する、あるいは公正証書までできればなおいいのかもしれない。そういったことはこれからも職員が意識をして、そういった問題に直面して、あるいは対応していかなければいけない、そのように考えております。

先ほどありましたように、議員の冒頭の言葉にありました養育費は子供の権利だと、そのことをもう一度きちんと踏まえて、これから市でできること、やらなければならないこと、そういったことをきちんと精査して取り組んでいきたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

先ほど部長からも話をされましたように、ぜひ前向きに研究していただきたい。ぜひそれを取り入れていただき、そして、国がそうった制度の支援策といいますか、そういったものもまた検討を始めておりますので、国の動向を注視していただくのはいいんですが、市が先にやってほしいなというふうにも思います。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（木野広宣君） 以上で、通告4番、古川洋一議員の質問を終ります。

暫時休憩いたします。再開を14時5分といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時04分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○副議長（木野広宣君） 通告5番、花島 進議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルス感染症対策について。2. 国民健康保険について。3. 障害者福祉について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） まず、新型コロナウイルス感染症対策について意見を述べながら質問いたします。

国レベルの新型コロナ対策の政策についてですが、昨年から国は、ワクチンにかけたというか、ほかの対策をある程度軽視してまで、ワクチン中心の政策を進めていると感じます。

それは一つの判断ですけれども、ワクチン重視の前に、新型コロナウイルスの感染症の解明を進めること、また、広く大規模な感染検査を行えるようにすることが大切と考えています。広範な検査体制をつくるには、費用がかかるだけでなく、つくった体制を維持する後年の費用も必要なことは私も認識しています。それでも大規模な検査体制で感染をある程度抑え込めれば、この新型コロナ対策で制限されている生活や生産活動が普通に近いものにできることになるわけで、検査体制構築に多額の費用を使っても、費用に見合った効果があると考えています。ですが、残念ながら日本の国はそうになっていません。

ちなみに、最近聞いたニュースでは、オーストラリアでは国民のかかなりの部分を1週間にできる、1週間に350万人とすごい数、検査できるようにするという話が報道されています。

もう一つ大事な点は、多分、これからも未知の感染症というものは出てくるだろうということです。今、広く行われているPCR検査というのは、新型コロナウイルスに限ったものではなくて、遺伝子レベルで新しい病原体が分析されれば、それに見合った検査体制をすぐにつくることができる。そこがワクチンと全く違うところだと認識しています。ですから、国のリスク管理としても進める価値があると思っています。

それで、今回の新型コロナ感染症の特徴というのは、症状が現れていない感染者が多く存在し、なおかつ、症状が出ていなくてもほかの人に移す可能性が高いということです。これは前回の一般質問でも言いました。

その事情は今も変わっていないみたいです。特に変異種というものがあって、それが以前よりも感染力が高いと。どういう理屈で高いのかは明快にはされていませんが、そういうことも見えていますので、それに見合った対策というのが必要だと思っているんですが、やはり国はワクチン中心ということで実に残念です。

それからもう一つ、今後重要になってくるのは、感染がある程度収まったときにどこにどのように病原体が潜み、またそれが現れてくるのかという、その可能性の調査・研究です。

そうでないと、いつとき、ワクチンで抑えて、あるいはいろんな対策で抑えても、またちょっと油断みたいなことになると思う。

油断と言いましたが、油断ではなく、単純に、いろんな生活とか生産活動に必ず必要な部分が出て、それがやっぱり感染を広げる種になるわけですから、いくらアフターコロナの生活様式といっても限度があるわけです。ですから、病原体の、専門用語で何と言うか分かりませんが、実態を研究して認識を広めることが大事だと思っています。

今申し上げたことは那珂市でできることではないんですよ、残念ながら。ですが、国や県に那珂市も求めていただきたいと思います。那珂市の政策においても、頭の隅で、自分では直接できなくてもそういうことを認識していただきたいと思います。

質問項目に移ります。

日々、新たな感染者数何人と報道されていますが、報道される数値は、実際の感染者数を表すものではなく、新たに感染が確認された数を示しているにすぎないことはご承知のことだと思います。実際には検知されていない感染者が多く存在しています。この感染症は、先ほど言いましたように症状がないのに感染力がある方がいるということです。そのためには、感染している可能性がある人を広く検査にかけ、発症前に見つけ対策をとることが有効だと考えています。

ですが、東京都では1月頃から、感染者周辺の調査範囲を狭めているということを聞きました。実態はどうなのでしょう。また、那珂市や茨城県ではそのような調査範囲の縮小を行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

1月22日、東京都では、感染経路や濃厚接触者を追跡調査する、いわゆる積極的疫学調査の規模を縮小する方針を都内の各保健所に通知したとの報道がございました。高齢者など重症化リスクのある感染者への対応を優先するものというふうにお聞きしておりますが、積極的疫学調査の規模をどこまで狭めたかにつきましては、詳細は把握できておりません。

また、茨城県や那珂市の濃厚接触者に関する調査につきまして、ひたちなか保健所に確認をしましたところ、同居あるいは長時間の接触があった方や、必要な感染予防策をしないで接触した方など、従来の濃厚接触者の定義に沿って積極的疫学調査を行っているというふうに伺っております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 私と同じような情報しかないということが一つと、もう一つは、那珂市、茨城県では調査範囲を変えてはいないというお答えだと思います。

次の質問です。

那珂市でも医療機関でクラスターが発生したと報じられました。感染者が見つかったとき、

その周辺を調査するのも大切ですが、感染リスクが大きいところは感染者が見つかる前に検査をすべきと考えます。茨城県でもそのような動きがありますが、那珂市では一体どうなっているのでしょうか。実施していただきたいと思うんですが、私が見た茨城県のいろんな自治体で、こうするという中に那珂市はなかったんです。それでお聞きしたいということです。

こういう検査は、一回検査して感染がなければ、そこはずっと大丈夫というものでないのが難しいところです。よほどの覚悟がないと積極的に進めることは難しいですが、やはり早めの検査が感染拡大の阻止に寄与すると考えています。具体的には、介護施設、高齢者を預かる施設、救急隊員などについて感染検査を実施していただきたいんですが、県の方針と市の方針はどうなっていますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

高齢者施設等の入所者につきましては、重症化リスクが高いことから施設内感染対策の強化が重要となっており、とりわけ、施設外との積極機会が多い従事者に対する検査の重要性が指摘をされているところでございます。

こうした観点から、県においては、昨年11月下旬以降、感染拡大市町村内の高齢者施設等の従事者を一斉に検査する緊急検査を随時実施してまいりました。この緊急検査は、1月15日に県独自の緊急事態宣言が発令された後も継続して行われ、宣言の延長後は、県内の高齢者施設等の従事者を対象に、検査を希望する施設に簡易キットを送付し、無症状者も含めて検査を実施する方法が新たに加わり、検査体制の拡充が図られたところでございます。

県独自の緊急事態宣言は、先日、2月23日に解除されましたが、今後の対策としまして、県では、医療・福祉施設等におけるクラスター対策を強化する方針を示しておりますので、引き続き感染状況を踏まえた検査が適切に実施されるものと考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 緊急検査として一斉検査を随時行っているということでした。緊急に限らず広範な検査が実は必要だと思っていますので、できるだけ検査の範囲、頻度を強化していただきたいと考えています。

次に、ワクチン接種についてお伺いします。

ファイザー社のワクチンが緊急承認され、ワクチンの効果に期待が高まっています。このたびのワクチンの接種規模は、過去に少なくとも私が聞いたことのない規模なので、準備に万全を期して、接種の実施に大きな混乱が起きないようにすることをお願いしたいと思います。細かいことは、ほかの議員も言っていますので言いません。

それで、問題は、ワクチン接種の期待が非常に大きいために、安全性については、注意すべき点や未解明なことがあることを考えないで進められることを私は恐れています。英国では、初期に、アレルギー傾向の強い人に強度のショック症状が出たとの報告がありました。

接種を避けるべき人、そういう人が接種をきちんと避けられるように進めていただきたいと思います。どのようにお答えいただけますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

2月14日に、ファイザー社の新型コロナワクチンが医薬品医療機器等法の特例承認を受け、2月15日に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等の諮問・答申を経て、翌16日に、臨時の予防接種実施に係る厚生労働大臣の指示が出されたところでございます。

ワクチンの接種に当たりまして、国が示す接種体制の確保に向け準備を現在しておりますが、各自治体の人口や医療体制が異なるため、国が示す体制どおりに全て進められるとは言えません。市としましては、ワクチン接種を円滑に実施するため、国が示す体制を参考にしながら、那珂医師会や市内各医療機関と、具体的な実施方法や体制について検討をしているというところでございます。

また、議員のご指摘のように、ワクチン接種を避けるべき方や接種に当たって注意すべき方は当然ながらいらっしゃいます。このことは新型コロナワクチンに限ったことではなく、予防接種の際、医師の診察時に、避けるべきあるいは注意すべき健康状態等の項目について説明があり、誤接種がないよう実施をされております。ワクチン接種を避けるべき方、接種に当たり注意すべき方の情報は、ワクチン接種に係る様々な情報提供の中で発信をしていく予定でおります。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いろんな情報を周知の上、進めるということは了解します。ですが、今回のワクチンは、一定の安全性を報告されていますが、長期の安全性については何も実証されていないと考えています。そもそも、できてまだ一年もたっていないものです。ですから、そういう分からないリスク要因があるということを周知しながら進めてほしいと思っています。

国は、ワクチン接種で事故が起きたら、4,000万円でしたか、払うみたいなこと言っていますが、仮にそういう払うメカニズムをつくっても、それがワクチン接種によるものかどうかというハードルもあるわけですね。ですから、やはりある程度は接種を受ける方の判断が大事で、よく、情報もそうだし、リスク要因について理解した上で接種を受けてもらいたいとは私は思っています。その辺よろしくお願いしたいんですが、いかがですか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

今回、ワクチン接種に用いるファイザー社製のワクチンにつきましては、日本においても、新型コロナウイルスによる感染症の蔓延解消に向け特例承認をされたものでございますので、現時点において長期安定性に関する情報は限られております。国全体として、今後も引き続

きワクチン接種に関する情報は収集がされていくものであるというふうに理解をしております。

ワクチン接種におきましては、接種に当たる医療従事者はもとより、接種を受ける市民の皆様においても、ワクチンの特性をきちんと理解した上で接種を受けるか否か判断していただく必要がございます。そのために、ワクチンの効果や副反応を含めた安全性などに関する情報につきまして、最新情報を確認しながら、市民の皆さんへの提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 私も、インフルエンザワクチン接種などでいろいろなチェック項目があるのは存じています。

ですけれども、今回の場合は今までと種類が違うということが一つと、それから、世の中の雰囲気が非常に期待が大きい。それで、リスク面があるということを横に置いて突っ走る懸念があるということを警戒しています。それでいろいろ質問しています。

ちなみに、個人的なことなんですけれども、私は若干アレルギー体質があって、例えばヨードなんかで注射のときは全く何でもないので、大分昔なんですけれども、造影剤を注射したらかなりショック状態、全身真っ白、冷や汗だらだら、すごい吐き気になったことがあります。それから、やはり脳への造影剤で、あかんべえみたいな顔になったこともあるんですね。ですから、ふだんは軽いものでも、場合によっては大きな症状が出る可能性もあるということでもいろいろ心配しています。

次の質問です。長期のコロナ禍の下、多くの個人や事業者が減収などに苦しんでいると思います。補助の強化の検討を求めます。これについては簡単にお答えください。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの影響に対しての支援でございますが、これまで、子育て世帯やひとり親家庭等に対する給付金や、地元を離れて生活する学生への応援便など、様々な支援策を講じてきたところでございます。また、減収に苦しむ事業者につきましても、市独自の給付金や支援金等、多くの支援策を現在も継続して行っております。

今後も、コロナ禍における経済状況を鑑みながら、引き続き、必要とする給付金や助成金等の支援策について実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） よろしくお願ひします。

次に、国民健康保険についてお伺ひします。

令和3年度の国民健康保険の運営は、課税の基準の変更なしで済みますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

国民健康保険につきましては、平成30年度から茨城県との共同運営となり、県が財政運営の責任主体となったことから、市町村は、県が算定した国民健康保険事業費納付金を納めて、保険給付に要する費用は全額、市町村に支払われるということになりました。

県に支払います先ほど言いました事業費納付金は、次年度の国民健康保険税や交付金等の収入により賄いますが、その際、現行の保険税の税率のままで賄えるか、それとも税率の改正が必要かを検討します。

今年の1月に国から次年度の事業費納付金の額が提示され、試算をしたところ、令和3年度は、現行の国保税と交付金の収入で賄える見込みとなりましたことから、税率の改正は行わないことといたしました。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 次の年度では税率の改正なし、つまり、値上げもなし、それから引下げもなしということかと思えます。

では、その中で一般会計からの法定外繰入れはどういうふうに設定する予定でしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

県との共同運営の初年度でありました平成30年度の茨城県国民健康保険の決算が140億円の黒字というふうになりましたことから、その黒字の一部を活用して、令和2年度及び令和3年度に県へ納める事業費納付金が軽減されることになりました。那珂市におきましては、その額は6,500万円ということになっております。

また、これまで国保の被保険者数は大幅な減少傾向が続き、それに比例しまして国保税も大きく減少してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険から社会保険のほうに移行する傾向が鈍っている状況がうかがえまして、来年度の被保険者数につきましては、例年に比べ減少数が少ないというふうに想定をしております。そのため、国保税の収入につきましても減収幅は少ないと、そのように見込んでおります。

県が決定した納付金を支払うための税収が確保できる見込みでありますことから、一般会計から国保特別会計への繰入れにつきましては、国から赤字補填を目的とした繰入れを解消するよう求められていることに鑑みまして、令和2年度の5,000万円から2,200万円に減額して、赤字補填を解消する予定としております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 度々この質問をしたり打合せの中で聞くのは、国が、県もそうですが、赤字ということに対して非常に違和感があります。政策として繰り入れて、経営の

失敗として一般会計から繰入れしているわけではないということで、ちょっと違うんじゃないかなと思います。

それについては、県や国の思惑はいろいろあるでしょうが、市としては、自治の精神を守るという意味でしっかりした方針を持ってほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

国民健康保険は、本来、構造的に中高年齢層や離職した方が多く加入しますことから、所得が少ない方が多い傾向がございます。このことから、国及び県から、低所得者を対象とした保険税軽減相当額を保険基盤安定負担金等として一般会計に交付されており、一般会計から国保特別会計へ繰入れをしております。また、繰入金には、先ほどの国保税軽減分の保険基盤安定負担金等や国保事務費等の法定繰入金、法律で定められた繰入金ですね、それと、歳入の財源を補填するための法定外繰入金がございます。

国では、平成30年度の国保制度改革、こちらによりまして、国保の財政運営を都道府県単位化とすることに併せまして、財政支援を毎年3,400億円とする公費の拡充が行われております。この公費拡充の目的の一つに、法定繰入れが市町村間の保険税負担の格差を生む原因の一つというふうになっておりますことから、財政支援を拡充し、赤字補填のための法定外の繰入れを解消させることを掲げているということでございます。

また、保険者である市町村にはインセンティブ措置が導入されておりまして、法定外の繰入れに対しましては、今年度から大幅なマイナス評点というふうにされまして、交付金が減額される措置が取られております。

このようなことを受けまして、市としましては、一般会計からの法定外繰入れに頼ることなく、市民の皆さんの健康増進や医療費適正化に取り組んで医療費の抑制を図り、保険税額の上昇が抑えられるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 保険税額の上昇を抑えるように取り組んでいただくのは大変ありがたいと思っています。ですが、国の政策そのものは、やはり疑問に感じます。なぜか毎年3,400億円送るんだから、繰入れをやめろと言っていることのようなのですよね。

だけど、もともと国は、国民健康保険への支出割合を減らしてきた経緯があると私は認識しています。

私が議員になるずっと前ですけども、ほぼ半分を国が負担していたというふうに認識しています。例えば全国知事会は、国に約1兆円増やせばそういった問題は解消するというようなことを言っていると思うんですが、3,400億円じゃ足りないですね。

それで、福祉にどう取り組むかというのは、これは、一つの自治体の独自の理念があってしかるべきだと私は考えています。那珂市の魅力を宣伝するというのは、いろんなプロモー

ションとか何かやっていますけれども、そういうことで転入を期待するのもよいですしけれども、やはり大事なことは、那珂市での生活の実質がよいものであること、それから、那珂市の運営方針が市民にとって好ましいこと、この2つが宣伝よりも私は大切なことだと思っています。ですから、国民健康保険についても、那珂市は那珂市の考えを持っていていただきたいと思っています。

次の質問へいきます。

関連してですが、一般会計からの繰入れ、今後の見通しはどういうふうにしていますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

今後の国保財政の見通しでございますけれども、県に支払う事業費納付金の状況によって変わってまいりますけれども、国民健康保険は、一会計年度単位で行う短期保険であることから、事業費納付金を1年度単位で算定しているということです。県が二、三年先の事業費納付金について示していないことから、市としても、先を見通すのはなかなか難しい状況となっております。

また、県では、国保税の賦課方式を県で統一して、令和4年度から、所得割と均等割による2方式というふうにしていく旨を茨城県国民健康保険運営方針に定めております。賦課方式につきましては、2方式が簡潔で安定的な賦課方式であること、また、近年においては、国保世帯の多くが、1人または2人世帯というふうになってきておりまして、制度が創設された昭和30年代と比べて家族の形態が大きく変わってきたことから、1世帯当たりにかかる平等割を廃止しまして、実態に即した賦課方式にするというふうにしております。

このような県の働きかけを受けまして、市としましても、世帯構成や所得の違いによるシミュレーション、こちらを行いまして、賦課方式の変更や税率の改正について検討をしてまいりますというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 県が見通しを示していないから、市としてもシミュレーション等を行っても限度があるということかと思います。残念ですが、しょうがないですね。

次の質問に移ります。

障がい者福祉について伺います。障がい者福祉全般ではなく、視覚障がいと聴覚障がいについて質問をします。

まず、那珂市における視覚障がい者は、どの程度の方がどのくらいいらっしゃるのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

本市において視覚障がいをお持ちの方、いわゆる視覚障がいにより身体障害者手帳を所持している方の人数でございますが、令和2年3月31日現在、18歳以上が203名、18歳未満の方が1名ということで合計204名いらっしゃいます。

等級を決定する際には視力の程度による判定、あるいは中央視野や周辺視野における判定とそれぞれ基準はございますが、等級別の内訳を申し上げますと、1級をお持ちの方が106名、2級が69名、3級が6名、4級が4名、5級が11名、6級が8名という状況となっております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 今伺いました視覚障がい者の方々は、自宅でお暮らしになっている方と施設に入られている方といろいろいらっしゃると思いますが、内訳は分かりますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

視覚障がい者の方で、自宅暮らしの方、それから施設暮らしの方の内訳につきましては、長期入院している場合、あるいは介護保険など、障がいのサービス以外のサービスを利用して入所している場合などもございますので、正確には把握できておりません。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 把握できていないということはちょっと残念ですが、取りあえず今の段階ではしょうがないと思います。

次にお伺いしたいことです。

まず、知人に視覚障がいの方がいるんです。読書をする方なんですけれども、字を全く読めません。点字で一生懸命読むんですが、費用等、それから、点字本そのものの少なさで不自由しているということです。私自身も、自分のいろんな政治的な考えも含めて文書など届けたいんですけれども、今言ったように普通の文書を全く読めませんので、何かよい方法はないかなといろいろ考えています。点字なんかも、点字印刷機みたいなものが手軽に入手できるかなと思って調べたら、結構高いですね。ぱっと見て安いのも40数万円とかいう、なのでなかなか難しい。

そこで、いろいろ考える中で質問したいところです。まず、市立図書館には点字対応があるということなんです、そのほか、利用サービスをしている点字印刷機などは市内のどこかにございますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市内の個人あるいは事業所等における点字プリンターの設置状況でございますけれども、

現在、市役所社会福祉課内に設置しているものが1台ございます。それ以外のものにつきましては把握はしておりません。

また、市役所内に設置をした点字プリンターにつきましても、例えば選挙時における点字での候補者の名簿の作成、それから、障がい者プランをはじめとする各種計画の点字版の作成などに利用しておりますけれども、業務上のネットワークに接続された機器でありますことから、誰もが自由に利用できるものではございません。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 例えばどこかの普通のコピーサービスみたいに使えるプリンターは、把握していないということですよ。

今回の質問の前にいろいろ、パソコン等も使って、目の不自由な方にどういうことができるか調べてみました。そうしたら、点字出力機というのがあるんだそうですね。印刷せずに機械的にピンが出てやる、そういうもの、いろいろあるみたいです。そういう情報機器等について市はどの程度の情報をお持ちで、また、どのような支援をしていますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

当市におきましては、障がい者向けにパソコン周辺機器として、文字等の情報を点字により表示することができる点字ディスプレイ、障がい者が容易に使用できる情報通信支援用のアプリケーションソフト、それから、点字図書、盲人用時計や体温計、拡大鏡などの購入に対しまして補助を行っております。

また、当市においてバリアフリーを推進する中で、市のホームページでの音声読み上げソフトの購入、それから、地域福祉計画や障がい者プランなどにおいて、携帯電話のアプリケーション等で音声の読み上げが可能となるSPコードの添付、それから、点字版の冊子の作成などの取組を行っているところです。

さらに、今年度につきましては、視覚障がいを持つ方に直接ご協力いただき、市役所本庁舎の点検をし、使用しづらい点などのご意見をいただきながら、庁舎の管理部署へ改善の提案の実施をしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 私が個人で考えるだけじゃなくて、できれば同じような福祉に関わる方に連携が取れたらいいかなと思っているんですが、市内において視覚障がいに関連した活動を行っている団体はございますでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市内におきまして視覚障がいに関連した活動を行っている団体でございますが、障がい当

事者が作る団体としまして、那珂市身体障害者の会、こちらがございます。会員交流をはじめ、学習会や講演会への参加などの活動を行っております。また、「広報なか」お知らせ版や障害福祉サービスの音訳化を行います音訳サークル「かたつむり」、また、小中学校での点字指導を行う点字サークル「しずく」などの団体が市民活動団体として登録し、視覚障がい者への支援を行うなどの活動を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

実は私、今回の質問の前には視覚障がい者の支援を点字事業を中心に考えていました。ですけど、いろいろ調べてみると、実は、視覚障がいの方で、点字を読めない人のほうが圧倒的に多いんだそうです。ですから、ちょっと考え方を変えなきゃいけないかなと思っています。一方、情報機械がいろいろ発達しているときなので、その他の手段に広げて何ができるか今後も考えてみたいと思います。

次の質問で、聴覚障がいに関連して聞きます。

以前の一般質問で、老人性の聴覚障がいの支援について聞きました。以前の回答では、障害者手帳を得る認定があれば補助が出るというような話でした。その後、聴覚障がいの認定基準について調べてみたのですが、いま一つよく分からなかったんです。というのは、いろいろかなり厳密に、何々をして何々の数字がいくつだとかそういうことがやたら多くて、全く理解できなかったことがありました。ちょっと調べ方が悪かったのかもしれませんが。日常生活の不自由さとの関連で、聴覚障がいの等級を簡単に説明していただきたいと思います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

聴覚障がいの等級につきましては、国の定めた「身体障害者認定基準及び認定要領」により、2級から4級、それから6級に分類されます。会話音域の平均聴力レベルを基に、両耳全聾の方が2級相当、耳元でなければ大声での言葉を解しない方が3級相当、耳元でなければ普通の声での言葉を解しない方が4級相当、40センチ以上離れた発声を解しない方が6級相当となっております。指定医師の診断を参考に審査し認定されるということでございます。

等級と日常生活との関連でございますが、等級が上がり症状が重くなるほど、日常生活を送る上で不便さを感じる場面は多くなるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 聴覚障がい者各級ごとに、補聴器の補助についてはどのような等級の方に行っているのでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

聴覚障がい者に対する補聴器購入の補助につきましては、現在、当市において、身体障害者手帳を所持している方や難病指定されている方に対して補助を実施しております。

補助の基準でございますが、等級により決定しているのではなく、本人にとってその補聴器が身体機能の補完・代替となるかどうかを医師の意見により判断して、決定、支給をしております。

また、身体障害者手帳を所持していないが聴覚に不自由のある18歳未満の方に対しても、一定の要件はございますが、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入に対する補助を実施しております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） もちろん、補聴器によって改善されるかどうかというのは大事な要素だと、それはそうだと思います。でも一方で、今のお答えでは、18歳未満の方に対しては障害者手帳がなくてもある一定の補助、これはプラスに評価します。ですけれども、国の基準の問題と言われればそうかもしれませんが、一番軽い6級の認定の方でも、40センチまで近づいてちゃんと理解ができるんだったら認定されないわけですよね。ということは、40センチといったらこれくらいですよね。1メートルとか、会議なんかで話が分からない人は、全然入らないということですね。40センチまで近づいて話が分かるわけだから。ちょっとそれでは、国の基準はそうなのかもしれないんですが、それだけではよろしくないんじゃないかなと正直思います。

それは取りあえず置きまして、老人性難聴というのが、社会で結構問題になっています。これは補聴器をつければ改善する場合も多くて、私の知人なんかはそれで普通に使っているんですけれども、一方で、雑音が多くなるだけで役に立たないみたいに思っている方も結構いるんですね。その辺ちょっと難しいところもあると思うんですが、老人性難聴に対する補聴器の有効性を市なりで調査して、市民に周知することなどはできませんでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

当市におきまして、老人性難聴に対する補聴器の有効性を調査し、その結果を市民の皆様にも周知するという予定はございません。一般的に、感じる音の大きさや高さなどを使う環境に合わせて調整した補聴器を使用することで、低下した聴力を補えると言われていたことから、加齢による難聴者につきましても、本人の希望に基づき補聴器を使用することにより、コミュニケーションの改善が期待できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 老人に関しても、補聴器の有効性について一定の認識を示していただ

きましたけれども、具体的にアクションはないということで、今のところは。今まで聞きまして、これから市政として私が何を提案するかをよく考えて先に行きたいと思います。

本日は質問をこれで終わります。

○副議長（木野広宣君） 以上で、通告5番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時59分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（福田耕四郎君） 通告6番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 公共下水道全体計画見直しについて。2. 広域避難計画について。3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） 議席番号10番、寺門 厚でございます。

本日最後の質問になります。いましばらく、お疲れのところではございますが、ご清聴のほどお願いいたします。なお、執行部におかれましては簡潔明瞭かつ建設的な答弁をお願いいたします。

それでは、最初の質問は、公共下水道全体計画の見直しについてであります。

現在の見直し案の内容を見ますと、整備完了までにはさらに20年から30年は優にかかる内容となっており、何としても早期の整備完了と、住民の負担軽減を含めた低コストでの整備実現を図るために、いくつかお聞きしたいと思います。

まず1番目は、公共下水道未計画地域は今後どのように整備していくのか。手法と整備が完了する時期について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

公共下水道未計画地区の整備につきましては、現在の事業計画区域について令和8年度頃

の概成を目指しているため、それ以降に事業を着手する見込みでございます。今回、公共下水道全体計画の見直しを行い、3,257.8ヘクタールとしておりました計画面積を441.5ヘクタール縮小し、2,816.3ヘクタールとする予定でいることから、全体計画から外れた区域につきましては、合併浄化槽により汚水処理を行うこととしております。

このため、見直し後の公共下水道全体計画により、未計画地区の公共下水道整備につきましては、令和9年度以降、15年から20年で汚水処理の概成を目指すこととしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今回の見直し案によりますと、公共下水道整備地域と合併処理浄化槽整備地域、この2つに分かれるということでございますが、地域事情によりまして、極端な例としては、隣は公共下水道で、うちは合併処理浄化槽というところが出てくるといことになるのでしょうか、伺います。あわせて、納得性はいかなものか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

今回の見直しに当たりまして、同一の自治会や班であっても、汚水処理施設間の経済比較等を基本としまして、公共下水道全体計画区域となる家屋と、そうではない家屋に分かれる場合もあると考えているところでございます。

この見直しを基に、令和5年度事業計画変更のための準備を開始いたしますが、未計画地区の整備には長期間を要することとなることから、合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、速やかに合併処理浄化槽への転換を推進することとしておるところでございます。このため、汚水処理人口普及率の速やかな向上に向け、ご理解をいただければと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今の説明によりますと、公共下水道全体計画見直し方針に添付されておる図面、こちらですけれども、こちらで言う黄色いところですね。こちらが公共下水道全体計画区域から縮小される区域ということになるわけで、こちらは合併処理浄化槽での整備というふうになります。今後は、公共下水にはもう戻らないで、それでいくよということになりますので、区域内のくみ取り槽や単独処理浄化槽の世帯については、速やかなる合併処理浄化槽への転換を最優先で進めていただけるということでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、公共下水道全体計画区域から外れた区域につきましては、将来的にも公共下水道による整備を行わないこととなる区域であることから、現在、くみ取り槽また

は単独処理浄化槽をご利用のご家庭につきましては、特に合併処理浄化槽への転換に対してご理解を得ることができるよう、特に留意をして進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

やはり公共下水道整備を一番待っていたのは、単独処理浄化槽とそれからくみ取り槽世帯の約2,600世帯、この方々だと思いますので、合併処理浄化槽での整備となるということへの丁寧な説明をしていただき、十分な理解が得られますよう特段の配慮をお願いしたいと思っています。

それから、先ほどの図面で、公共下水道は今度整備をしていくということなんですが、赤色とピンクのところがその地域となっております。この地域につきましては、先ほどもありましたように、20年から30年かかるということになってしまいますので、もう既に今まで30数年待ってきましたよね。また30年かかるということは本当に納得し難いところがありますので、市としては、早期整備完了への意思やそれから手法等、住民等への納得のある見解を持っているのかどうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

引き続き公共下水道計画区域となる区域の整備時期につきましては、令和9年度以降、15年から20年に汚水処理の概成を目指すこととなっていることから、整備の着手時期については当面先となる見込みでございます。

したがって、全体計画見直しの後、引き続き公共下水道による整備を行う区域におきましても、下水道の整備を行うまでの間、暫定的に合併処理浄化槽への転換を推進することについてご理解をいただいてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今後、住民説明会、たしか2月の予定については延期になっておりますけれども、その説明会でご意見やご提案等々十分お聞きいただいて、いかにしたら住民の要望に応えられるかしっかりと検討をいただいて、今まで待たされてきました住民の思いへ応えていただきますよう要望しておきます。

先ほどの答弁で、全体計画面積の見直し、これで効率化が約14%ぐらい図れますよというお答えがありましたけれども、では、整備費用について、従来の公共下水道整備で進める手法と比較しますとどれくらい効率化が図れるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

現計画におきましては、約117キロの管渠整備が必要であり、約180億円の建設費を見込んでおりましたが、今回、全体計画の見直しにより、引き続き下水道による整備を行う区域

の管渠整備は約91キロ、金額にしまして約130億円となり、建設費用は約3割、金額で50億円の削減を見込んでいるところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 3割、50億円の削減ということはかなり大きいものがあると思います。さらに、工事日程や工法についても再度効率化を検討していただき、さらに効率化のほうの促進をお願いしたいと思います。

それから、1戸当たりの見直しによります節減額につきましては、5人槽を使用する標準世帯では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換した場合と、単独処理浄化槽から公共下水道に接続した場合と比べますと、どの程度経費が削減できるのか。また、合併処理浄化槽から公共下水道に接続する場合の経費についても併せて伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換した場合と、単独処理浄化槽から公共下水道に接続した場合を比較いたしますと、個人負担は約64万円ほど、合併処理浄化槽に転換した場合の金額が高くなっております。

この差を埋めるため、合併処理浄化槽への転換の際に、単独処理浄化槽を撤去するほか、敷地内処理装置を設置する必要がある場合には、令和3年度から補助を拡大しまして、最大73万4,000円の補助を行うこととしております。この結果、個人負担額は、公共下水道に接続した場合よりも約10万円ほど抑えることができるものと見込んでおるところでございます。

なお、将来的に合併処理浄化槽から公共下水道に接続する際には、接続に要する費用や受益者負担金などが必要となるところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 転換時の自己負担軽減を図っているということは分かりました。ではさらに、転換費用の補助や手続等の簡素化の要素も含め、市民の将来負担の軽減が図れているのかどうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

合併処理浄化槽設置補助につきましては令和3年度より拡充することとしておりますが、制度のみならず、合併処理浄化槽設置後の維持管理のポイントとなります検査、点検、清掃につきまして、指定検査機関である茨城県水質保全協会、保守点検業者及び清掃業者、以上の3者との一括契約サービスをご利用いただけるよう、ご案内を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 手続の簡素化を考えていらっしゃるということですので、大変あり

がたいなというふうに思います。加えて言うなら、法定検査であります水質検査についても、保守サービス店での検査で代行できるように、今後、なるように検討をお願いしたいなというふうに思います。

それから、将来負担額の軽減につきましては、公共下水道の使用料及び合併浄化槽の個人負担費用、さらに浄化槽の入替えや故障時の対応などメンテナンス費用を含めて比較した場合、不公平感はないかどうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

汚水処理にはどのような方式であっても維持管理の費用が必要となるため、現在、くみ取り槽等をご利用の方につきましては、新たな負担が生じることにご理解を得る必要がございます。ただし、公共下水道の場合にも使用料として汚水量に比例してご負担をいただいております。汚水量の多い少ないにかかわらず、おおむね5万円弱の一定額となる合併処理浄化槽のメンテナンス費用とは異なりますが、一般家庭の場合には、年間の費用負担に大きな違いはないものと考えております。

また、既存の合併処理浄化槽が損傷し入替えが必要となった場合であっても、市単独事業として設置費の一部を補助し、負担の軽減を図っているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 負担軽減でいろいろと考慮されているということは分かりました。

何度も申し上げますけれども、住民への丁寧な説明をしていただき、住民の方が、もういいよという、そういう諦めではなく納得いただいて、くみ取り槽や単独処理浄化槽世帯の方々の転換整備及び公共下水道整備が早期に完了するよう、なお一層のご配慮をよろしくお願いいたします。

次は、この項の最後の質問になりますけれども、将来の那珂市の汚水処理システムについてでございます。

先ほど、30年後には公共下水道も含めて整備が完了するというお話がございましたけれども、そのときには、公共下水道、合併処理浄化槽、それから農業集落排水事業と、本市は3種類の方式で汚水処理をしていくということになるですけれども、30年後、それから先を考えましても、そのままでいいというわけではないと思います。将来の公共下水道及び農業集落排水事業、合併処理浄化槽も含めた本市の生活排水処理の考え方について伺います。

もう一点、併せて、合併処理浄化槽はまだ続きますので、その排水先の確保についても回答のほどお願いします。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

将来にわたりまして持続可能な生活処理排水を行うためには、市民の皆様が負担する額と

建設及び維持管理に要する経費とが、適切にバランスを取っていくということが重要であると考えております。

このため、今回見直します公共下水道全体計画見直しにおきましては、建設費が過度の負担にならぬよう考慮した結果、平成8年度末見込み人口約5万2,700人のうち、約3万1,500人が公共下水道による汚水処理、約7,200人が農業集落排水による汚水処理、残り少なくとも約9,900人が合併処理浄化槽による汚水処理を行える計画とする予定でございます。

なお、合併処理浄化槽の場合につきましては、放流先の確保が不可欠な課題となっております。このため、側溝等がなく敷地内処理装置の設置が必要な場合には、新たに敷地内処理装置につきましても補助の対象とすることにより、合併処理浄化槽の設置にご理解をいただけるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） しっかりと取組を進めていただきたいと思います。

公共下水道整備及び合併処理浄化槽整備が住民の納得いく整備手法で、早期に低コストで完了しますよう、全力で取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次は、広域避難計画についてであります。

先日2月13日ですが、深夜に起きました震度5弱の地震は、東日本大震災をほうふつとさせ大変驚きました。気象庁の発表では、10年前の東日本大震災の余震であるということ。津波の発生はなかったものの、改めて地震の怖さを体感いたしました。この機会に改めて、自らの安全点検をはじめ、地域、市全体等、安全確保への点検をすべきであると考えます。

今回は、原子力災害時に広域避難を余儀なくされることになります広域避難先について考えてみたいと思います。

先月の新聞報道で、広域避難先で受入れ者数1万8,000人不足ありと記事が載っております。本当に避難できるのかとの疑念を多くの方が持ったのではないかと思います。つきましては、広域避難先の受入れ体制についてどのような状況になっているのか、検証が必要であると考えます。避難元と避難先の現状についてどのような状況なのか確認し、今後の実効性のある広域避難計画に反映していただきたく、お聞きをしてみたいと思います。

最初に、広域避難先の受入れ人員対応体制の不足についてであります。

今般の新聞記事に掲載されました、東海第二発電所の事故に備えた那珂市の避難先である桜川市の避難所で、2,195人分の受入れ不足があるというのは事実なんでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

このことにつきましては、避難先から提示されていた避難所データを基に、毎年、確認作

業を行いまして、正確性や完全性を確保してまいったところでございますが、最近になりまして、新聞記事にありますような一部施設で、非居住スペースを除外せずに避難所面積を算定していたことによりまして、収容可能人数に不足が生じていたという事実を知らされたところでございます。

現在は、県と避難先におきまして、再度、調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ただいま答弁ありましたけれども、単純に算定不足ということではないと。問題点は、これ2018年のときに発覚し、そのとき、不足分は県のほうで調査をして調整済みということで、本市の担当課のほうには回答が来ているということでございます。以来、本市のほうから再三、県のほう及び避難先にも確認をしてきたという経緯がある。それで、この1月に、新聞報道のとおり、不足していましたよということでございます。3年もかかって、いや、不足がありましたというのはどういうことなんだと、ちょっとおかしいんじゃないですかということだと思います。

真に県民の安全・安心を第一に考えて広域避難計画を策定する気があるのか、甚だ疑問であります。県には、猛省をしていただき、真剣に取り組むよう強く要望しておきます。すみません、これ、本市の担当課じゃなく、防災課さんじゃありませんので、県のほうに言っていますので。届くといいんですが、市長のほうからも後ほど言っておいていただきたいと思います。

先ほどの答弁で、避難先受入れ不足は再調整中とありましたけれども、全員、これ受入れできるようになったんでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

今回の件を受けまして、現在、県と、避難先において避難所ごとの居住スペースの精査や新たな避難所など、調整を進めているところでございます。いずれにしましても、できるだけ早く解決を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） いずれにしても、早く確保していただきたいなというふうに思います。

確認ですけれども、調整中のその避難所1人当たりの居住スペースは、これまでと同様に1人当たり2平米なんですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

これまで同様に、茨城県の方針であります1人当たり2平米で調整をしているところでござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 2平米で決めたからもうやむを得ないですよという話だと思いますが、もう一方では、この基準を変えますと、広域避難計画そのものが成り立たなくなってしまうという理由もあろうかと思えます。それでは済まされないと思います。

さきの熊本地震では、地震の後で体調を崩すなどして死に至った震災関連死のうち、45%に当たる95人が避難所生活や車での生活を送っていました。体育館の床の上だけでなく、学校の廊下で寝起きした方もいたそうです。この例のように、1人当たり、たった畳1枚よりちょっと広いスペースで、長期避難なんかできるわけないと思います。

そうはいつでも、見方を変えて違う方法を探さなきゃいけないんですが、健康的な生活の確保という観点から、災害避難所における国際基準でありますスフィア基準というのがあります。こちらは、1人当たり最低3.5平米の避難スペースの確保が必要だということで、国際基準にもなっております。この3.5平米の避難スペースの確保はされているのかどうか、運用上、そのあたりは考慮されているのかどうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

避難者1人当たりの面積の算定につきましては、避難先を筑西市及び桜川市として、茨城県が割り振りをした際の方針であります1人2平米で、当初より、両市と調整をしてきたところでございます。したがって、本市で両市に対応を求めることは難しいと考えております。

しかし、長期化が予想される場合などには、賃貸住宅や応急仮設住宅の提供などを速やかに行うことにより、避難所での滞在期間を可能な限り短くし、住民の負担を軽減できるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 避難期間短縮等々、住民の負担軽減に配慮いただけるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今、コロナ禍の真っ最中ですがけれども、新型コロナウイルス感染症対策で3密を防ぐには、1人当たり4平米の広さが必要というふうに言われていますけれども、新型コロナウイルス感染症対応については、避難所受入れ態勢についての協議は行っているのかどうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を加味しての避難所の開設・運営につきましては、より

多くの避難スペースを確保し、避難所での密閉・密集・密接を避けなくてはなりません。このことから、受入れいただく両市に対しましては、さらなる施設の提供依頼を行っているところでございます。

しかしながら、提供施設には限りがあることから、両市との調整にとどまらず、茨城県において調整している自然災害時に第１の避難先が受入れ困難な場合の第２の避難先を、感染症流行下においても受け入れていただけるよう、県に対し打診をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○１０番（寺門 厚君） 第２の避難先を調整ということも考えて、コロナ対策も含めてしっかりと協議の上、確保のほうをお願いします。

東海第二発電所の原子力災害時においても、ただいま答弁にありましたように、避難先が受入れ困難な場合の第２の避難先は、現在、調整中ということなんでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

第２の避難先につきましては、現在、茨城県におきまして調整中でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○１０番（寺門 厚君） 調整中ということですので、やはり早期の確保実現に向け、より一層の努力をお願いしておきます。

次、避難先の状況についてお聞きする前に、本市の広域避難計画の現状の策定状況について確認をしておきます。

本市の東海第二発電所の原子力災害時の広域避難計画をただいま策定中でありますけれども、どのような考えで策定を進めているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

東海第二発電所は、稼働停止中でございますが、施設内に使用済み核燃料などが保管されていることなど、現在でも原子力災害のリスクがございます。そのため、万が一の災害発生に備え、市民などが身を守るための行動をするに当たり、あらかじめ周知すべき一般的な項目を示す広域避難計画を早期に策定できますよう、作業を進めているところでございます。

一方、この計画が策定されたといいたしましても、具体性という観点では課題が残るとも認識しておりますので、この計画を完成形と考えるのではなく、これを一つの柱といたしまして対応していくことが大切であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 東海第二発電所の再稼働をする、しないにかかわらず、市民の安全・安心を守るために策定することは、自治体として法定事項でありマスト事項であります。さらに、計画自体の課題を一つ一つ潰し具体化していくということは、実効性を追求していくということだと思います。課題解決の地道な努力を継続してお願いしたいと思います。

避難計画は、避難先まで逃れて、やれやれということではないと思います。第1に、避難先までの安全な移動をすること、第2に、避難先での安全で健康的な生活ができること、第3に、地元に戻るための準備と十分な補償があること、第4に、地元に戻っての平穏な生活が送れること、この4項目が全て保証されなければ、実効性がある避難計画とは言えないと私は考えております。自宅に戻るまでが広域避難計画だと私は認識していますが、避難が長期化した場合はどのような対応になるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

避難所生活が長期化した場合などは、市といたしましては、国や県と連携いたしまして、避難者が早期にホテルや旅館、賃貸住宅、応急仮設住宅などへ移転ができるよう、避難所の早期解消に努めてまいりたいと思います。

また、広域避難計画での計画対応はそこまでと考えておりまして、その後の自宅への帰還につきましては、災害の状況や国の復興計画などによるところが大きく、市が独自に計画できるものではないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 避難所の早期解消ができれば、独自の関わりは一旦そこでは切れるということにはなるんですけれども、福島原発事故が起きてから避難をして、それから現在までの状況を見ましても、実際のありようを根本から考え直さなければならないというふうに思います。広域避難計画については、もっと議論を深める必要がありますが、今回は時間の都合上、次の機会にしたいと思います。

次は、広域避難先の状況についていくつか確認をいたします。

本市は、2015年に桜川市及び筑西市と、「原子力災害時における県内広域避難に関する協定」を締結しております。避難元と避難先での協議が行われているのか、また、課題等があれば解決策等の協議と、お互いの合意を得るために検証をする必要があるのではないかとこのように思います。本市の広域避難先は桜川市及び筑西市となっていますが、両市それぞれの受入れ体制、場所、人員等について確保されているのかどうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

避難先の受入れ体制につきましては、桜川市が28施設、筑西市が32施設の合計60施設を両市から提供いただいて避難先となっております。これにつきましては、平成29年8月に、

原子力災害に備えた避難ガイドマップを市民の皆様にお配りし、公表したところでございます。

さらに、一般の避難所での生活が困難な方のために、両市からそれぞれに、福祉避難所についても提供いただけるようになっております。

また、避難先における係員の人員配置につきましては、平成28年1月に両市と締結いたしました「原子力災害時における県内広域避難に関する協定」によりまして、初期の避難所運営は避難受入れ市が行うこととなっております。そして、現在は、「原子力災害時における広域避難に係る避難所運営マニュアル」を作成いたしまして、避難受入れ市とスムーズにきめ細やかな避難所開設・運営ができるよう調整中でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 「原子力災害時における広域避難に係る避難所運営マニュアル」を作成し、両市で調整中とのことなので、避難受入れ先の負担軽減も含めて話し合いをしながら、推進していく上で合意をしていくことが肝要だと考えます。

さらに、避難先の避難所で安全で健康的な生活を確保するためには、避難先の自治体職員、住民の理解と協力が何より必要となりますので、配慮のほどよろしくお願いしたいと思います。

次は、避難先での那珂市の広域避難計画及び策定状況を、こちらについて共有はされているのかどうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

平成27年3月の県による割り振り以降、避難先の両市とは、避難所割り振りの協議をはじめといたしまして、避難計画の策定に係る各種協議・調整を継続的に行ってきたところでございます。最近では、本市で実施いたしました「原子力災害時の避難等に関する市民アンケート調査」の結果や、東海第二発電所の状況など、避難先自治体として必要な情報を共有してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 情報共有についてはしっかりやられているということですので、やはり必要情報共有には話し合うことが非常に大切なことだと思いますので、これからも継続をお願いしたいと思います。

では次に、避難先との協議状況はどうなっているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

協議の状況でございますが、平成28年1月の協定締結以降、一般避難所や福祉避難所の提

供数、割り振り、そして、市行政機能移転先などにつきまして協議を進めてまいりました。現在では、「原子力災害時における広域避難に係る避難所運営マニュアル」に基づきまして、初動時における避難所への誘導、避難所の開設・運営など、きめ細やかな運用ができるよう協議を進めているところでございます。

なお、市行政機能移転先につきましては、筑西市の関域支所、桜川市の岩瀬庁舎と大和庁舎の一部を提供していただけているということになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） しっかり協議も実施されておまして、大変いいことだなというふうに思います。

では、両市との会議や協議事項については、議事録等文書記録を取って協議を進めているのかどうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

両市との打合せの結果につきましては、報告書を作成しまして記録として保存しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 協議事項や報告事項につきましては、議会や市民に適宜、報告の場を設けて周知していただくことを要望しておきます。

避難先との協議の中でどのような課題があるのか、また、その対策はどのように考えているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 課題につきましては、初動時における避難所の開設・運営をスムーズに実施するにはどうすればよいかということでございまして、今後は、運営マニュアルを基にさらなる具体化を図っていくため、令和3年度以降、両市から協力を得た上で原子力防災訓練などを通じて確認・検証を行い、状況に応じてマニュアルの見直しを行うなど、広域避難計画策定に向けた避難先自治体との継続的な協議を重ねてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 初動時の避難所運営が課題であり、解決のために、避難所運営マニュアルを基に実行に向け確認・検証をしていくということとはとても大事なことだと思います。実効性ある避難計画を作成するためには、避難元の行政や住民と避難先の行政や住民の双方が実効性の有無をしっかりと追求、検証することが必要であり、それが市民の安全・安心の

確保を保証するものであると考えます。避難先との継続的な確認・検証の協議をこれからも進めていってほしいと思います。

次は、原子力災害避難訓練についてであります。

残念ながら、2月の訓練はコロナ禍のため中止というふうになりましたけれども、次回の予定はいつになるのでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

訓練につきましては令和3年度中に実施を予定しております。新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら計画を立てて実施してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 新型コロナウイルス、今、感染症の感染状況を見ながらということになりますと、当然、収束がいつになるかは見えない状況の中でございますので、次の開催予定が立てられないということになってしまいまして、結局、やらずじまいになってしまいます。避難訓練は、諸般事情を考慮し、できる内容で実施してはどうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

訓練内容につきましては、段階的に訓練シナリオを拡充しながら実施していきたいと考えているところでございます。また、訓練を実施する重要な目的の一つに、原子力災害時における段階的避難に係る市民理解の促進がありますので、原子力発電所からの距離や避難に配慮が必要な方かどうかなどの状況に応じて避難の仕方やタイミングに違いがあることを、市民に実際に体験して理解を深めていただけるような訓練内容を考えていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ぜひ実施のほどお願いしたいと思います。

先ほど避難先との協議の課題についての答弁でも、原子力防災訓練も含め避難先との確認・検証を進めるというふうにありましたけれども、今後、避難先との合同による避難訓練の実施をされるよう提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後、両市からのご協力を得た上で段階的に実施してまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ぜひとも、桜川市、筑西市のご協力をいただき実施していただきたいと思います。

東海第二原発の原子力災害時の広域避難計画の避難先での収容人員不足、これについても早急な確保を要望しておきたいと思います。

実効性ある広域避難計画を策定するには、避難訓練を各段階に応じ実施してみて、本当に実効性があるのか確認・実行していくことが肝要であると思います。そして、確認してみて不足や不具合、実現できない事項があれば、改善、解決、実現可能にしていくことが広域避難計画策定を進めることにつながると思いますので、しっかりと推進をお願いいたします。

また、広域避難は、広域避難先である桜川市及び筑西市の行政、住民のご理解とご協力がなければ成り立ちません。今後は、行政ばかりでなく、広域避難計画の実証の合同訓練も含め、住民レベルでも協議等の場を設けて丁寧な話し合いをしていきますよう強く要望いたします。この項の質問を終わります。

次は、最後の質問になりますが、本市の新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

今日はもう既に3名の方が質問を終えておりますので、できるだけ重複を避けて質問したいと思います。

最初は、接種体制で若干ありましたけれども、私、一番心配するのは、担当課だけで、対策推進室できましたけれども、そこに全部お任せで、あまりに負担、比重をかけ過ぎて大変なことにならないようにしておくのが肝要だということでもあります。そういうことでもありますので、全庁的な取組体制、これをしいていただきたい。それから、市長自らが率先垂範をしていただきたい。推進室のバックアップ体制も取っていただきたいということで、この辺について伺いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、議員ご指摘のとおり、速やかに接種できるような体制づくりが必要だと思っております。そのために、2月8日付でワクチン接種対策室を、室長をはじめ兼務の保健師5名、ほかの課からの応援2名の8名体制で、健康推進課内に臨時的に設置しております。この対策室につきましては、今後、10名体制で業務を行うというふうにはしていると同時に、兼務となっていない保健師につきましても、こちらのワクチン接種対策業務に関わっていただくというようなことにもなっております。

なお、ワクチン接種につきましては、全庁的な取組が必要であるというようなことから、市長自ら先頭に立って指示を出しまして、常にバックアップできる体制は整えているところでございます。

また、今後の業務量や進捗状況によりまして、4月からも増員というような形も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今まで経験したことのない未知の分野での対応ということになりますので、ぜひオーバーワークにならないよう注意をしていただきたいなというふうに思います。それから、市長自ら先頭に立っての十分なバックアップ体制も取れているよということです。なので、安心をいたしました。

次は、情報管理というところでちょっと心配な点があります。といいますのは、今回、2回、ワクチン接種はするようになっておりますので、この接種予約、それから完了報告、副反応等も含めた情報管理、これはどのようにしていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の予約方法につきましては、個別接種を希望される場合は、かかりつけ医など医療機関に電話等で予約をしていただきます。集団接種を希望される場合は、市のコールセンターで、電話やウェブ、LINE等により予約を受け付ける予定で調整をしております。

また、ワクチン接種後の情報の管理、こちらにつきましては、市の予防接種に関する健康管理システムで管理をいたします。

なお、現在、国のほうでも開発を急いでおりまして、4月1日までに何とか間に合わせるということで開発しておりますけれども、接種管理システムというのをつくりまして、それとの情報連携につきましては、今後、詳細が分かり次第、活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

国で急いでおります接種管理システム、これは、自治体の負担軽減を図るものであることを期待したいと思います。

それから、もう一点心配な点は、どうしても接種するのはお医者さんであり、医療の関係機関の方々が当然対応をされるわけですが、こちらの医療機関との連携、それから、医療従事者の確保については十分なのかどうか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

当市における接種体制につきましては、那珂医師会の理事の先生方と打合せを行ってきておりまして、かかりつけ医での個別接種を基本と考え、加えて、医療機関の集団接種や市設営での集団接種の体制につきましてもご協力をいただくよう調整いたしました。

市設営の集団接種における医療従事者の確保につきましては、那珂医師会のほか看護協会

や薬剤師会、こちらの関係団体にご協力いただけるよう調整を進めております。また、体調不良者の対応も含めまして、消防の救急隊との連携、その他、会場運営に係る人員の確保につきましても調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 接種する側の体制、医療機関の方々、医師を含めて那珂医師会のご協力をいただきながら調整中ということですが、もうこれは確保できているという理解でよろしいですね、そういう理解でおります。

やはりかかりつけ医、それから那珂医師会の皆様方には、通常の医療及びコロナ感染症対応、それから、予防に引き続き大変かとは思いますが、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、予算の件でございますが、全て国で負担ということで聞いておりますけれども、今月はもう3月ですので当然専決ということで聞いておりますが、使う費用については、予算計上や内容、国庫補助あるいは負担金の中身や予算計上、予算の詳細についてどのような取扱いになるのか。また、令和3年度の予算計上についてもどのようなことになるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ワクチン接種に係る費用につきましては、議員がおっしゃるとおり、国が歳入として補助金及び負担金を市町村に交付し、市町村は、その実施に係る予算を編成することとなっております。

補助金の対象経費につきましては、ワクチン接種の実施体制の確保や接種券、予診票、案内等の印刷・配送、相談体制等確保に係る費用となっております。また、負担金のほうの対象経費につきましては、ワクチン接種に要する費用というふうになっております。

ワクチン接種に関する令和2年度の予算につきましては、2月1日に専決処分をさせていただきましたが、ワクチン接種の実施体制の確保、接種券の印刷・発送、相談体制等に関する費用として、2,655万6,000円を計上させていただいたところでございます。

また、令和3年度の予算につきましては、令和2年度に引き続き、ワクチン接種の実施体制確保等に係る費用やワクチン接種に係る費用について、内容、それから金額を現在精査しているところでございまして、それらを計上し、令和3年度補正予算ということで本定例会中にご提案をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。確保されているということは理解をいたしました。

それから、最後の質問になりますが、これはワクチン接種とはちょっと違うんですけども、新型コロナウイルス感染症に罹患をしまして、現在、治療薬はありませんので、対症療法でのそ

の他薬を使いながら治療を受け、退院、あるいは退所等をしている状況ということになっております。

それで、感染して病気になった方は、退院後の1か月あるいは半年過ぎても、だるいとか、それからせきが出る等々、症状が収まらないというふうに訴える方が増えております。どこに相談すればいいのか、どこで治療が受けられるのか、どうしたらいいのかちょっと悩んでいる方が増えているという状況も聞いておりますので、こういった方々を救済するためにも、新型コロナウイルス感染症治療後の後遺症に悩む方のための医療相談窓口というものをぜひとも設置していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

昨年10月に国内で後遺症に関する調査結果が報告をされまして、退院された方のうち最も多かったのは、「息切れ」が約11%、「倦怠感と味覚の異常がある」というふうに答えた方は約10%ということで、一定の割合で何らかの体調不良の症状が見られるということが分かってきました。

全国で見ますと、医療機関において新型コロナウイルス感染症後の体調不良等の症状につきまして積極的に相談を受けているという報道も一部ございますけれども、新型コロナウイルス感染症の後遺症としての定義はまだ定まっていないということから、医療相談窓口の設置につきましては、現状では難しいものというふうに考えております。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症に罹患した後の体調不良等の相談につきましては、保健所のほうで相談を受け、新型コロナウイルス感染症の再燃のリスクがない場合には、かかりつけ医等の診療所や療養した医療機関に相談するよう勧めていると伺っておりますので、まずは保健所のほうにご相談をいただいて、そちらをご活用いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） まずは、保健所にご相談くださいということは分かりました。今後は、医療相談にも対応できる窓口をぜひ設置していただきたいと要望しておきます。

新型コロナウイルスワクチン接種だけでは、コロナ感染症の終息には至らないと思います。もちろん治療薬の開発は言うまでもなく、早く日本国内で開発が実現するよう要望してほしいと思います。

それから、PCR検査を無症状感染者を含めて広範囲に拡充すること、医療体制の充実、医師・看護師、その他コロナ感染拡大予防関係機関等への支援・充実に努めるよう強く要望しておきたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種を積極的に行い、マスク着用、密集・密接・密閉の3密を回避することをしっかりと心がけ、励行し、コロナ禍の中でもできることを実行しながら

新型コロナウイルス感染症に共に打ちかっていきたいと思いますということで、改めて市民の皆様にお声がけをしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告 6 番、寺門 厚議員の質問を終了といたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日 3 月 5 日に行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3 時 5 6 分

令和3年第1回定例会

那珂市議会会議録

第3号（3月5日）

令和３年第１回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第３号）

令和３年３月５日（金曜日）

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

議案第 2 号 専決処分について（令和２年度那珂市一般会計補正予算（第７号））

議案第 3 号 那珂市行政組織条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 13 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 那珂市生活管理指導事業実施条例を廃止する条例

議案第 15 号 令和２年度那珂市一般会計補正予算（第８号）

議案第 16 号 令和２年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）

議案第 17 号 令和２年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）

議案第 18 号 令和３年度那珂市一般会計予算

議案第 19 号 令和３年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第 20 号 令和３年度那珂市公園墓地事業特別会計予算

議案第 21 号 令和３年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

議案第 22 号 令和 3 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 23 号 令和 3 年度那珂地方公平委員会特別会計予算
議案第 24 号 令和 3 年度那珂市水道事業会計予算
議案第 25 号 令和 3 年度那珂市下水道事業会計予算
議案第 26 号 市道路線の認定について
議案第 27 号 市道路線の廃止について

日程第 3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17 名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	武 藤 博 光 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	高 橋 秀 貴 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
総 務 課 長	飛 田 良 則 君	農 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	大 内 秀 幸 君
次 長 補 佐	三 田 寺 裕 臣 君	書 記	小 泉 隼 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございま
す。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程は、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人60分となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様に申し上げます。

会議中は静粛をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いをいたしま
す。また、拍手等についてもご遠慮くださるようお願いをいたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を半分に削減をさせていただいておりま
す。隣との間隔を1席ずつ空けて着席いただくようお願いをいたします。また、手指の消毒
及びマスクの着用にご協力をお願いをいたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（福田耕四郎君） それでは、通告に従いまして、通告7番、大和田和男議員。

質問事項 1. 安心安全な通学路整備について。

大和田和男議員、登壇を願います。

大和田議員。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） 議席番号7番、大和田和男でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

ですが、実は、初めの通告には、コロナ関連の質問をしようと執行部に通告をしていたんですけども、取消しをいたしました。

というのも、市の執行部の皆様も、感染症拡大防止に向けて日々の業務をこなしている。

施設の感染拡大防止対策、また分散勤務やオンライン勤務の検証など、自身の感染拡大の防止、気を緩めることなく事に当たっていると感じました。

この場において、日々のご尽力、私からも、そして市民の声としても感謝を申し上げます。

また、実は昨日、夕飯、ラーメン屋さんに行きまして、市の支援の時短要請の手続きをしてきたんだなんて話を聞いて、本当に市役所の皆様は丁寧に説明していて、書類の書き方など手伝ってくれているというお話も聞きまして、本当に自分事のようにうれしく思いました。

ありがとうございます。

支援に関しても、そういった先の見えない中、事業者さんたちは疲弊をしていると思います。今後の支援策については、多々これからも議論していかなければならない内容だと思いますので、委員会等でもよろしく願いいたしたいと思います。

でも、まずやはりワクチンだと思います。ワクチンに関しても、全協でも説明ありました、昨日の議員方々の質問、一般質問でも説明がありました。

そして私たち議会も、今定例会前に、コロナワクチン等に関する要望書を提出いたしました。その要望書にもあるように、正しい情報を提供していただいて、市民の皆様に対して安心安全かつ迅速に接種していただけるよう、また、その他条項に関してもご検討いただき、引き続きご尽力を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、今回は、過去数度にわたり、第何弾だか分かりませんが、安心安全な通学路整備ということで質問させていただくわけですけども、それ見たことかというわけで、幸い軽傷で済んだからよかったものの、令和2年12月23日、あと少しで冬休みというところで、朝登校中の児童たちの列に自動車が突っ込むという悲惨な事故がありました。

その日、私は自宅でメールを受け取って、菅谷で事故があったらしいよ、その一報だけだったんです。場所も何も聞かずに慌てて飛び出して、でもやはり一発で着きました。家を出てもうすぐに、まあ、あそこだろうなというわけで行きました。

現場行くのに血の気が引いた思いで、保護者さんたちはもっとすごく不安でいっぱいだったと思うんですけども、現場で状況を、ちょうど警察の方ですとか、今日は来ていないかな、いないですね、新聞記者の方がいて、内容を聞きました、現状を聞きましたら、軽傷ということで胸をなで下ろしました。

そうしたら、被害者はみんな、私の身近な子供たち、皆さんもご存じの、本人にも了解得ているんですけれども、事務局の横山さんの息子、オークリッジに行ったお姉ちゃんの妹ですとか、あとは私がいつも髪を切っている床屋さんの娘さんなどなど、学童の子供たち、本当身内ばかり。

本当に、事故一報聞いて、もう事故の現場も見て、本当に情けなくなりました。子供たちを守れなかった。

市長に早速質問なんですけれども、市長はこの事故を聞き、どのように思ったのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） 私も事故の一報を聞きまして、大変残念に思いました。

場所については、地元の自治会さんあたりからも要請があつて、近々そういう横断歩道なり交通安全の施設ができるという話を聞いていましたので、まさに議員さんと同じように、間に合わなかったというか、本当に残念だなというふうに思いました。

子供たちを取り巻く事故というのは、あつてはならないわけでありまして、そういう思いを大変強くしたし、事故に遭われた皆さんには本当に大変だったなということを痛切に感じました。

交通安全施設、道路もそうですけれども、これ、いろんな見方があります。

整備をすれば、当然便利になります。地元の方々から整備をしてほしい、便利になることによって、残念ながらスピードがアップする、危険度が増す、そういった現状もあります。

これは、やはり私たちがいろんなことを考えてやっていかないといけない。環境整備も大事でありますけれども、一方では、やはりドライバーさんのモラルアップ、マナーアップ、これもやっていかなくちゃいけない。

さらには、例えば子供たちにとっても、自らの命は自らが守る、例えばヘルメットちゃんと着用する。

今回の事故も、私、もしかして頭なんかにはげがしている子供がいないかな、物すごい気になりました。でも幸い、そこまでいかなかったということですから、大変、そういう意味では安心しましたけれども、いずれにしましても、やはり子供たちの交通安全、しかも登下校中の事故、こういうことがあつてはならない、そういったことを非常に強く感じた、これからもそのことを一生懸命やっていきたい。そういうふうに考えております。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 本当、残念だったと市長もおっしゃっておられる。また、本当に便利になったんだけれども、そういった新たな危険箇所が現れてくる、本当に表裏一体だと思います。

また、交通安全のマナーアップということで、我々も日々気をつけないといけない、そういったところでございますけれども、行政で何ができるのか、今日はちょっと検証してい

きたいなと思います。

その中、事故があった中、子供たちも、今日もですよ、日々不安におびえているのか、知ってか知らずか、元気に登校はしております。

先ほど市長からもあったとおり、ドライバー、整備を進めると、ドライバーさんもそういった、何というんでしょう、新たな危険が生じて、気づかないうちに、普段通っている道路と違う新しい道路を通ると、何かこう、何というんでしょうね、こう気づかないところも多くなるというところがございますが、やはり整備もしていかなければならないというところだと思います。

私も運転免許を取るとき、「だろー運転」じゃなくて「かもしれない運転」ということで講習を受けた記憶があります。

やはり、市の整備も通学路も、「かもしれない」という整備でしていかなければならないのかと思い、安心安全な通学路整備を実行するに当たり、これまでどのような形で行われてきたのか、ちょっとした角度から検証をしていきたいと思います。

今回の事故は、都市計画道路菅谷市毛線周辺で発生をいたしました。

菅谷市毛線の整備進捗状況と、供用開始に伴う安全対策を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

菅谷市毛線の整備進捗状況でございますが、全延長3,950メートルのうち、令和2年3月に供用開始しました都市計画道路上宿大木内線との交差点部分を含めまして、約8割に当たる3,190メートルの整備が完了しております。

残りの区間となります760メートルの整備につきましては、今年度から事業に着手をしたところであり、早期に全線開通が実現できるよう事業を進めているところでございます。

また、供用開始に伴う安全対策でございますが、既存道路との交差点部分につきましては、警察との協議を経て、安全性に配慮した形状での整備を行うとともに、通学路等にも影響があることから、菅谷東小学校との協議を行い、信号機や横断歩道、停止線を設置いただくよう警察に要望をしております。

このたび、上宿大木内線の竹ノ内地内に押しボタン式の信号機や、菅谷市毛線と市道との交差点には横断歩道が設置されたところでございます。

それ以外にも、道路管理者側で速度抑制の注意看板や路面標示、ラバーポール、反射板の取付けなど、安全対策に努めてきたところでもございます。

今後も引き続き、安全安心に人や車が通行できるよう、必要に応じまして改善を図ってきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 今回の事故も、先ほどお話があったとおり、整備予定の直前の事故

だったと認識はしております。

ですが、誰が言ったか、人柱なんていうひどい話なんですけれども、事故が二度と起こらないよう、引き続きというか、さらなる安全対策のほうを強くお願いいたします。

そして私は、今回の事故を受け、菅谷市毛線を含む周辺を再度点検しながら、被害に遭われた地区のご家庭や地域の方々、また、ほかの地区の子供さんの保護者さんに聞いてみました。

菅谷市毛線の周辺道路整備について、多くの危険箇所が現れてきました。

安心安全を保つ上で、点整備でも線整備でも、そして面整備でも不安視される場所が多くあることを知っていて、再確認いたしたところであります。

今後、菅谷市毛線周辺の整備や計画はありますか。また、整備を要望する場合、どのような進め方が必要なのかを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

供用開始となりました菅谷市毛線の周辺道路には、茨城県より市に移管されました旧県道瓜連馬渡線や市道があり、議員ご指摘のとおり歩道がなく、幅員も狭い状況でございます。

旧県道につきましては、県からの移管に当たり、当時から新たな整備計画のお話はございませんでした。また、菅谷市毛線に接続します生活道路につきましては、現在1路線の要望が上がっている状況でございます。

今後の新たな市道整備の要望に当たりましては、各自治会より整備に対する申請をさせていただきまして、整備が可能であるかなど詳細を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そうなんですよ。本当狭い道を、本当に狭い道を毎日歩いています。

そして、昨日、先輩議員の武藤議員もあったように、歩道のない交差点ということでの整備を訴えておられました。

そういった、また、県道と市道の、何かちょっと押しつけ合いみたいな、そういったこともあると聞いております。

道路も生き物であるので、日々状況が変わってきています。

要望実現に向けてお願いするとともに、点整備にも、何度も言いますように線整備的にも、面的にも、また、暗いといった空間的にも、新たな問題が新道開通により多々見えてきました。新たな要望もしっかり対応のほうをお願いいたします。

さて、中庭建設部長、日頃より明確なご答弁ありがとうございます。長年にわたる市政運営へのご尽力、誠にありがとうございます。

議場での最後の答弁になるかと思います。

もう二度とあのような事故は起こしてはならない、道路開通と安全対策はセットで進めてもらいたい。

今後、菅谷市毛線の全線供用開始を見据え、周辺道路の整備を進めてほしいとともに、これは今後の道路行政に対する、最後の部長の思いをお聞かせください。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） ありがとうございます。お答えいたします。

これから整備に着手をします菅谷市毛線周辺の市道整備につきましても、現在、生活道路としまして杉地内に2路線の整備計画がございます。

ほかにも菅谷市毛線と交差する既存の市道があり、今後、菅谷市毛線が全線開通となりますと、車の流れや利用状況等の周辺環境も大きく変わることから、警察や地元自治会等ともよく協議をしていきながら、安全安心な道路整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。

何度も言いますが、二度とあのような事故を起こしてはなりません。

しっかり協議、連携をいたしまして、供用開始と同時に、それより供用開始前から、やはり「かもしれない」予想される安全対策に集中していただくことを、強くお願いいたします。次の部長にも、しっかりそのことを引き継いでいただきたいと思います。

しかしながら、今回の事故までの経緯で、果たしてしっかり連携が図れていたのかを検証していきたいと思います。

この連携というものには、通学路交通安全プログラムというものがあると思います。どのようなものか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

那珂市通学路交通安全プログラムは、児童生徒が安全に通学できるよう、必要な箇所に対策を講じ、通学路の安全確保を図る取組です。

具体的な流れとしましては、まず、各学校において、PTAが中心となり、通学路の安全点検を実施いたします。対策や改善が必要な箇所を通学路安全点検調査票としてまとめていただき、夏を目途に事務局である学校教育課に報告をしていただきます。

対策が必要な箇所は、道路管理者や管轄により担当部署が異なります。学校教育課では、調査票を基に、土木課や都市計画課、防災課といった市の関係課をはじめ、茨城県大宮土木事務所、那珂警察署に対し、安全対策の検討を依頼するとともに、対策の調整など必要に応じて、関係者で合同点検を実施いたします。

秋を目途に、那珂市通学路安全推進会議を開催し、関係機関の参加の下、安全対策の具体

的な内容について協議を行います。

その後、協議の結果や安全対策の実施状況について、学校を通じて各PTA会長へ回答・報告するとともに、市の公式ホームページを通して市民に公表するという、年間を通した流れになっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 各学校において、PTAが中心となり、安全点検を、多分立哨当番の人とかが報告したりするんでしょう。夏を目途に学校教育課に報告をすると。

そして、対策が必要な箇所には、道路管理者、土木課ですとか都市計画課、防災課とか、また、県の大宮土木事務所、あとは那珂警察署ですが安全対策の検討をします。そして合同に点検を実施します。そして秋を目途に那珂市通学路安全推進会議を開催して、具体的な内容について協議をします。

そして、その後、安全対策の実施状況について、PTA会長へ回答、学校を通して報告し、市の公式ホームページを通して市民に公表するという流れ、年間流れということですね。

それでは、学校のほうからプログラムへの要望をしようと思うんですが、対策箇所のそれに対する割合というのはいかほどか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

令和2年度の状況でございますが、各学校から合計79か所の要望がございました。

そのうち、既に対策が終了または今年度中、あるいは一部年度をまたぎますが、対策予定となっているものは53か所で、割合としましては67%となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 67%ということで、高いというのか低いというのか、私からすると、思ったよりは高いかなとは思いますが、というのも、私もPTA時代からこのプログラムへの要望に携わり、何か実行が鈍いななんていうのを感じた次第なんです。

そして、そういったところから、過去の一般質問でも、歩車分離型信号ですとか、通学路の拡幅だって難しい、なかなか難しいところも、市以外の所管の部分にも声を上げてきました。

難しいと分かっているけど、声を上げ続けなければならないという思いでございました。

私はこちらの議会の人ですから、半分回答は分かっていますが、ですが、この保護者さんたちに対する対応というのを検証してみますと、そのプログラムに申請をした保護者さんへの回答を見ますと、公安所管部分の要望だったら、道路管理者の大宮土木による道路改良が前提になりますとか、自治会長から要望願いますとか、本当に議会答弁みたいな回答だった。

議員はいいですよ、もう中身を知っていますから。ですが、子供を通わせる親は、そういった所管とか、そういったものは全く関係ありません。俗に言うたらい回し。

こんな回答、事故に遭われた保護者さんたちに、また子供さんたちに言えるか、言えないですよ。

果たしてこれでよいのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

私どもからの回答により、ご指摘のような印象を与えてしまったのであれば、大変申し訳なく感じております。

各学校のＰＴＡからご提出いただいた通学路安全点検調査票につきましては、冒頭に申し上げたような流れの中で、管轄する部署のほうで対応の可否を検討し、その結果を回答として各学校のＰＴＡ会長へお返しをしております。

事務局である学校教育課が窓口となっておりますので、交通安全プログラムとして一貫した対応となっているものと認識しているところではございます。

しかしながら、受け取る方のほうに意図が正しく伝わっていないという状況があるのであれば、回答書の様式や記載方法など、改善を図る必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 受け取る側は、やはり毎日学校に通わせている保護者さんたちなんです。

回答を、何というんでしょうね、得られたからといって、すぐに通学路がどうこうなるという話ではないことも、保護者さんたちも分かっているんですけども、そういった回答では、やはり信頼が、関係が築けない。

やはり教育委員会は、受け付けたんですから、最後まで学校や保護者さんたちに信頼される機関じゃなきゃ駄目だと思います。信頼の獲得をしっかりとお願いいたします。

そこで私、実際に菅谷地内を主に、今回事故のあった四中学区の学校関係から出されているプログラムへの要望箇所と、実際に自治会長が要望し整備された箇所を地図に、白地図に落とし込んでみました。そうしたら、何だかもう全然かけ離れているという場所が多々あるんです。

どのようにしたら解消されるのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ご指摘のようなことが起こる原因として、地域として情報や認識が共有されていないことが考えられます。

私どもの交通安全プログラムでは、通学路という観点から、各学校のＰＴＡが中心となっ

て改善の要望を取りまとめていただいております。

一方で、地域全体の安全対策として、自治会から直接市の担当部署、例えば土木課や防災課などに要望される案件がございます。

いずれにしても、このようなシステムや窓口が複数あることが一因と思われます。地域の中で情報を共有できることが一番の解決策であると考えております。

情報共有の場の一つとして、一部の学校では、PTAと自治会等住民代表の方が地域の安全に関して懇談する機会が設けられているようでございます。このような場の活用も有効と考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） システムや窓口が複数あることも一因かと、まあ、ちょっと分かりづらいと、一般市民の皆様に分かりづらいというところも一因であると思います。

また、先ほど答弁にあったとおり、情報共有の場として、一部の学校ではPTAと自治会等住民代表の方が地域の安全に関して懇談する機会が設けられているということで、そういった学校があるのも聞いていますけれども、非常によい取組だと思います。

しかしながら、今回事故があった四中学区では、それが機能していなかったというところですが、また、そういった連携ができていたような学校があるということも、多分四中学区の方々知らないのではないかと思います。

校長会などで取り上げていただいて、学校が中心となって要望をまとめてほしい。そして、窓口となる教育委員会が権限を持って、要望の実現と回答に当たってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

各学校で行う通学路の安全点検において、自治会等と共通理解を図った上で要望が上がってくるのが望ましいのは、議員のご指摘のとおりと認識しております。

今回、四中を例にご指摘をいただいたような課題があることや、先ほど申し上げました一部の学校が行っている有効な取組など、学校長会を通して周知や問題提起することも必要と考えております。

この通学路交通安全プログラムは、通学路のみならず、地域の交通安全の推進にも非常に有効なシステムであると認識しております。

ご指摘のとおり、このプログラムの責任者である教育委員会としましては、今後もこのシステムがより有効に機能するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 速やかに事に当たってもらいたいと思います。

まあ、本当にお金がかかるものではないですから、令和3年度からでも早速改善していただきたい。そして、先ほどプログラムの内容にあります、危険箇所を回る合同点検を、学校ごとに保護者や自治会も混ぜて行ってもらいたいです。

ひたちなか市は、制度化されているようです。

要は、信頼関係の構築、合同に点検しながら、関係各課、学校、保護者、自治会または地域の防犯パトロールの方々が現場を同時に見て、知恵を出し合う。

整備可能なところは関係各課がその場で、こんなほうがいいんじゃないかな、こんなふうになれば進められるんじゃないかな、また、整備が、塀が建っていて、民地が多くて整備が難しいというところは、知恵を出し合って通学路変更していかうかですとか、あと、自治会だって、その場で要望というわけにはいかないですけども、こういうところが危険な箇所があるんだと共有ができる。

そして、保護者さんも、やはりパトロールの方々ばかりに頼っていたら駄目なんだな、保護者も汗をかかなければ地域の安全は守れないんだなと、そういった地域同士での思いも共有できると思うんです。

要は、顔が見える信頼関係だと思います。オンラインだとかデジタル、そういうのじゃなくて、昨日教育長もおっしゃっておられました、食育の中で、顔の見える、そういった、やはり地域や行政は、顔の見える関係じゃないといけないと思います。

それで事故の軽減もできる、保護者さんの協力も得られる、そういった市政と地域の信頼関係を構築しなければなりません。意義のある合同点検を要望いたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

通学路の安全整備には、保護者や地域の方々のご理解とご協力が必要であり、安全点検を合同で行うことで、その理解や協力がより深まることができるということは、議員のご指摘のとおりかと思います。

今回、議員から提案いただいたことも踏まえ、地域の方も含めた合同点検の在り方について、まずはご紹介いただいた先進事例なども参考に、それを那珂市で実行する場合にはどんな改善点、問題点があるのか調査したいと考えております。

その上で、通学路交通安全プログラムの見直しを検討するという場合には、校長会を通して各学校へ随時情報を提供するとともに、PTAや自治会等地域の方のご意見もいただきながら、また学校区ごとの地域性、これも考慮に入れながら、よりよいシステムになるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） よりよいシステムになるよう進めてまいりたいということで、本当にこの事故を受けて、何も動かなければ、本当にもう信頼関係が地に落ちると思います。

また、先ほどプログラム内容ありました、夏に調査書を出して、秋にということで、そういった1年間を通したプログラムになっていると思うんですけども、都市計画道路など、大きく車の流れが変わる場合など、特別なプログラムとして、周辺自治会や付近の小中学校と連携して開催してもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

通学路交通安全プログラムは、冒頭でお答えしましたとおり、年間を通した流れとなっております。

しかしながら、新しく道路が開通するといった場合には、交通の状況はもちろん、通学路自体も変わる場合があることから、学校や所管する部署と調整しながら個別に対応をしているところでございます。

最近の例では、都市計画道路の菅谷市毛線につきまして、令和元年度末供用開始を間近に控えた頃でしたが、学校を通して横断歩道の設置について相談がございました。教育委員会が窓口となって関係部署と調整し、設置に至った経緯がございます。

保護者や地域の皆様には、ご心配なことがあれば、交通安全プログラムにこだわらず、随時学校にご相談をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そういった過去の経緯もあることは認識しております。

また、窓口が不明確というのちょっと一因だという、先ほどあったとお리思いますので、学校も進んでそういったところを受け付けるという、情報発信のほうをお願いしたいと思います。

来年度から、早速プログラムの改善の成果を見せたいと思います。

さて、市長、今日は私のインターン生たちも来ております。市内の18歳の女の子たちもいるということで、いずれ那珂市で結婚して、子供を通わせてなんていうこともあるかもしれません。

安心安全な通学路で通わせたい、そういった思いもまちづくりの一環かなと思います。

要望を受けただけでは、毎日通学している子供たちにとって安全な日々は訪れません。

また、ただ整備というだけでなく、日々の通学路に対しても、雨が降った、みんな車で行くんですね。遠いから車で行く、車が学校中、周りがすごく混雑、また危険な場合がある。話聞くと、あそこ水たまりで通れない、通学路水たまりで通れないもの、車で送るしかないでしょという場合も、そういった細々した整備も心がければならないのではないのでしょうか。

そういった、特に小中学校が集中する通学路の整備については、過去何度も市に問いかけてきました。大きなことから小さなことまで、多くのことを市民の皆様とともに訴えてき

ました。市長の耳には届いているでしょうか。

市長はその昔、ヘルメット議員、先ほど頭のことを気にしていたということで、ヘルメット議員として名をとどろかせておられました。聞いております。

通学路には一家言あると思います。原点をお忘れになってはいないでしょうか。

決して国道整備とかを否定するものではなく、市民感覚からすれば、大きな118号をやるより、身近な安全な通学が先じゃねえけ、子供たちの安全が優先じゃないの、我々議員は出どころが違うから、ものが違うと言えるんですけれども、まあ、税金を払っている市民の皆様は、そういったことは否定するものじゃないですから、関係はないんです。

そして、忘れちゃならないのは、事故があった保護者さんたちに、そういった出どころが違う、そちらにお金使うんだと、そういったことは言えないはずなんです。

何度も言います。二度とあのような事故は起こしちゃなりません。

今後の安心安全な通学路整備に向けて、改めて市長の思いとやるべきことを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員からは、これまでも、ご自分の発言でもありましたけれども、度々子供たちの安心安全な環境についてご提言をいただきました。感謝を申し上げます。

冒頭に申し上げましたけれども、子供たちを取り巻く交通事故、あつてはならない、この思いは変わりません。

今日の議論の中で、交通安全プログラムの意義についてもご理解をいただいたと思います。

ただ、部長の答弁からもありましたように、地域とさらにもう少し関係を深めていく、これも大事だということもありました。

議員がご提案になったいろんな対応についても、検証をして取り組んでいきたい、そのように考えております。

いずれにしても、交通安全は子供たちだけの課題ではありませんけれども、特に次代を担う子供たちが、そういう悲惨な場に遭うということは、やはりあつてはならない、そのように考えております。

そのことから考えれば、関係各機関、力を合わせて、交通事故、特に子供たちを取り巻く交通事故の撲滅に取り組んでいかなくちゃいけない、そのように思っております。

あわせて、冒頭に申し上げましたけれども、マナーアップ、これも大変重要なことなんで、そのことも心にしっかりかみしめて取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） その決意の下、さらなる安全対策のほう、また交通アップマナーに対する啓発等々お願いをいたします。

子供たちの安全を守ることは、まちづくりの根幹であります。

庁内は当然のこと、県などの関係機関と連携し、総合計画の安全で快適に暮らせるまちづくりを推し進めていただきたいと思います。プログラムはそのきっかけでしかないと思いま

す。

行政がしっかりと安全対策に汗をかき、地域や子供や保護者さんたちと共有して、地域の本当の和、和の形成に行政が積極的に取り組んでいただきたい。そして、みんなの英知で子供たちを守っていききたいと、そういう思いです。

何度も言いますが、もう二度とあのような事故を起こさせないとともに、もう二度と私がこの内容での一般質問をさせないような、安全な通学路整備をお願いして、一般質問を終わりにします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告7番、大和田和男議員の質問を終了いたし、ここで暫時休憩をいたします。

再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 小 泉 周 司 君

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、通告8番、小泉周司議員。

質問事項 1. デジタル変革による行政サービスの向上と効率的な行政運営について。

小泉周司議員、登壇をお願いします。

小泉議員。

〔2番 小泉周司君 登壇〕

○2番（小泉周司君） 議席番号2番、小泉周司でございます。

私は今回、デジタル変革による行政サービスの向上と効率的な行政運営ということで、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進というテーマで質疑を行っていききたいというふうに思っております。

デジタルトランスフォーメーション、聞いたことあるよという方と、何だろうそれという方、いると思います。

昨日もちらっとお話ししていたら、また難しいことやるねという話をされたんですけども、実は難しい話ではないんです。

言葉的には、何か非常にこう、デジタル化というと大変な作業で難しいというふうに思ってしまうかもしれないんですが、日々の業務の中でデジタルを利用して、うまく業務改善を

行っていきましょう、それから市民サービスの向上を図っていましょうということですから、逆に、難しいというふうに捉えられてしまうと、そこで思考が止まってしまいますので、どうか皆様には、そんなこともできるんだとか、そんな発見があれば、今日いいなというふうに思いますんで、どちらかというと、今回個別案件で、行政の中でこういった点に利用できるんじゃないかという提案を中心に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、デジタルトランスフォーメーション、言葉の意味ですけれども、これはデジタル技術を活用して、市民の生活に変革を与えるということなんです。

I T化というのもよく皆さん聞くとお思いますけれども、I TとD X、デジタルトランスフォーメーション、何が違うのかというと、I T化というのは、業務改善を目的としてデジタル化をしていくということです。D Xは、デジタル化したものを手段として変えていくということです。変化をしていくと。変化をしていくことがデジタルトランスフォーメーションなんです。それをうまく、デジタル化を使って推進していきましょうということになります。

そして、この目的としては、いわゆるこのデジタル技術が進展しておりますので、人々の生活のライフスタイルが変化している。それから、やはり新型コロナウイルスですね。これで市民生活、市民の行動意識が変わってきていますので、それに合わせて行政も変わっていかなければいけないだろうということ。

そして、行政職員、皆さん自身の問題ですけれども、なかなか職員数が削られてくる中で、業務量が増えていく、そのときに、デジタル化をうまく使って業務を改善していく、業務効率を上げていく。このようなことが、今まさしく求められていることなんじゃないかなというふうに、私は思っております。

そのような必要性を、私自身強く感じる場所ですので、難しいと思わずに、柔軟なこう、あれを持っていただいて、気軽に聞いていただいて、そんなこともできるんだなということで、それぞれの部署の皆様に参加になっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、そもそも那珂市としてデジタルトランスフォーメーションへの取組自体をどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） D Xへの取組の必要性、市の考えについてお答えいたします。

昨年12月に、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すとのビジョンが国から示されたところでございます。

自治体においては、今後、国の主導により、基幹系業務システムの標準化・共有化、こちらは令和7年度目標をはじめ、マイナンバーカードを活用した子育て・介護等の行政手続の

オンライン化、こちらは令和4年度末目標が進められるということで聞いております。

このような流れの中、市としまして、こうしたデジタル化の取組は、住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化により、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことができることから、積極的に進めていく必要があると感じているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市としても、積極的に進めていく必要があるというふうに考えているということで、私と考え方一緒だなというふうに、今思ったところでございます。

まさしくこの流れですけれども、昨年12月、国のほうが方針が決定されております。

そこで国は何と言っているか。実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、市町村こそがこの役割を担っていくことが極めて重要だと、要するに市民とより接する機会の多い市町村こそ、このDXの推進が重要だというふうに位置づけております。

そのような中で、市としても、やはり取り残されることなく推進していく必要があるというふうに私は思いますが、今、現状そのような認識であれば、どのような部署でどのような検討をしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 国の流れで言うと、菅政権の目玉として、9月にデジタル庁が設置される予定であり、まだその辺の大きな動きはございませんが、市としても具体的に対応する際は、行政事務の効率化を進める総務課、総務部局と、情報システム全般の管理運営を行う政策企画部門が中心となって、市役所全体で推進していくことが大変重要であると考えているところでございます。

一方で、国の動きにとらわれず、市としてデジタル化を推進し、業務の効率化や行政サービスの向上を図る必要があることから、例えば、平成27年2月には住民の情報管理や窓口サービスを行う基幹業務系システムを4つの市町、現在は加わって7市町に増えておりますが、共同でクラウド化を進めたとともに、29年1月にはマイナンバーカード利用による住民票等のコンビニ交付を始めたところでございます。

しかしながら、現状におきましては、行政サービスを向上するためのデジタル化の推進につきましては、各それぞれの担当の部局においての判断により推進をせざるを得ない状況になっているというのが現状でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） これまでも、基幹業務系システム、それからコンビニ交付も始まっておりまして、市としても推進をしてきたというところ。

ただ、今答弁ありましたとおり、しかしながらというところで、現状は担当部署の判断に委ねられているということですね。

基本的に、やはり各課の業務改善というのは、各課が判断するということは基本的には間

違ってないなというふうに思いますし、そういったものでなければ、本来の業務改革にはつながっていかないというふうには思うんですが、やはりその頭になるところというのは大切なんだろうなというふうに思います。

旗振り役として、きちっとした部署が職員にアナウンスをしていき、引っ張っていくということは必要だと思います。

その中で、今、総務課と政策企画課ということでご答弁いただきましたけれども、4月の業務改革以降はどちらも総務部の中に入るという予定になっていますので、ある意味一体となって、これからさらに推進をしていただければというふうに私は思いますので、よろしく願いいたします。

では、ここから少し、具体例として私なりに考えた市役所内での活用方法、その辺を具体的にご提案をさせていただければなというふうに思います。

まず一つ、コロナ禍の中で市民が、やはりいろいろな申請、そして施設の予約等々で、来庁しなくても、そういったことがオンラインでできれば、それにこしたことはないなというふうに思います。

これ、コロナでなくても、コロナが収まった後でも、ある意味オンラインで様々な手続きができるということは非常に重要というか、市民にとって利便性の向上につながるというふうに思います。申請のオンライン化、そして公共施設、公民館やコミセンでありますね。そういったオンライン予約の導入についてどのように考えていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

行政手続のオンライン化につきましては、国において、マイナンバーカードを用いてできるオンライン手続を令和4年度末までに可能にする計画があり、市としても、その実現に向けて準備を進めていくことになると思われまます。

オンライン化を進める手続としましては、子育て関係、介護関係、被災者支援関係のおおよそ30の手続が予定されるというふうになっております。なお、市においても、スポーツ施設等につきましては、「いばらき公共施設予約システム」によるオンライン予約が可能となっております。

このような動きの中で、さらに公民館やコミセンなどの公共施設の利用のオンライン予約の導入をはじめ、オンライン化が可能なその他の行政手続につきましても、自治体における情報システムの標準化・共通化の可能性を探っていく必要があると考えております。

そのためには、これから市単独のシステムを立ち上げるのではなく、自治体間が共同して利用できるシステムの可能性を探っていく必要があります。今後、マイナポータルを利用した行政手続の普及の状況などを見極めた上で、オンライン予約などの導入について判断してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） お答えいただきましたとおり、令和4年末を目指して子育て、介護、被災者支援等オンライン化を進めていくことになっているということです。ぜひ積極的に推進をしていただきたいと思います。どうしてもオンライン化というと、システムを組んでお金がかかってというイメージがあるかと思うんですけども、利便性向上というところで考えれば、例えば予約表の様式をネットからダウンロードできるというだけでも利便性向上につながりますので、今、コミセンなんかは、ホームページを見ますと申請書のダウンロードができるようになっております。そういったことも各施設で対応していただきたいということと、できれば、それをメールで添付して送れば予約が済むというような、何もきちんとした予約システムを整えなくても、今できるデジタル化で推進していくということも私は必要だと思います。そのような視点も忘れることなく、どうしても大きく大きく考えがちですけども、今、目の前にある技術を使ってできることをやっていこうと、この視点も、ぜひとも大切にしていいただきたいなというふうに私は思うところでございます。

さらに、予約等だけではなくて、市民は様々な形で市役所に来られます。これを少しでも減らすためには、窓口の非対面・非接触等も必要だと思います。そのために取れる方策というののもかなりあるというふうに思うんですが、この辺の対応について進められないか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためには、できるだけ人と人との接触回数を減らすことが有効であり、そのためには、市民の方が市役所に来庁しなくても手続きができる仕組みを増やしていく必要性はあると思っております。

市では、これまでも各種手続の申請のため、市役所に来庁することなく申請等を提出できるように、「いばらき電子申請・届出サービス」の利用や、申請書などを送付する際に返信用封筒を同封いたしまして、市民の方が来庁することなく申請手続が取れるような取組をしております。

今後も、オンラインで申請できる手続を推進し、非対面・非接触で対応できる手続を増やしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 先ほど言ったとおり、システムではなくても簡単にできることから始めていただくというところでは、デジタルでなくても、返信用封筒を入れるなんていうのもすばらしい対応だなというふうに思いますので、引き続きお願いをしたいなというふうに思います。

国・県では、メールで申請書を送って終わりというようなことも実際にもう進んでおります。確認申請なんかも今そうなっておりますし、そういったことを考えると、やはり市町村でもできることがあるんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりはしっかりと今後も検証を進めていただきたいというふうに思います。

さらに、コンビニ交付は、平成29年1月から始まっているというお答えをいただきましたが、これもせっかくコンビニ交付ができるのであれば、もう少し取れる証明の数を増やせないかなと思うんですね。今、5つあると思うんですが、これを枠を広げて、いろいろな証明が取れるようにというふうに考えるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現在、コンビニ交付で取得できる証明書は、議員おっしゃるとおり5つでありまして、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書、非課税証明書の5種類というふうになっております。

この証明につきましては、市民の方が窓口において多く取得される証明書でありまして、市としては、地方公共団体情報システム機構というものが提供しているサービスを利用してコンビニ交付を実施しております。

コンビニ交付で取得できる証明書の拡大につきましては、マイナンバーカードを利用した行政手続の普及に伴う証明書発行の推移を注視してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 5つということで、それにちょっと考えただけでも、固定資産税評価証明とか戸籍とか取れたら便利だなというふうには思うんです。ただ、今はそういった大きなシステムも枠組みの中で運用しているということだと、なかなか市単独での改修とかそういったことは難しいのかなというふうに思います。

そこに、那珂市独自の改修を加えて多額の費用をかけるということは、賢明ではないと思いますので、そういった要望等を出せる機会があれば、那珂市としての積極的な要望等を出していただいて、拡大に努めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、電子マネーの取扱いでございます。

これも、実際に那珂市のほうでは、4月からLINE PayとPay Payともう一つあったと思いますけれども、そんなところで納税が始まるというふうにお聞きしておりますが、これは窓口でも、例えば市民課の手数料のお支払いに、Pay Payで払うということができないのかなというふうに思うんですが、そのあたり、納税だけではなくて、窓口での電子マネーの支払い等を推進していただけないかなというふうに思いますけれども、その辺どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

使用料や手数料の支払方法につきまして、近隣市町村においても、電子マネーによる支払いやクレジットカードの支払いが可能となるサービスを行うなど、支払い方法の多様化に対応する動きが見受けられます。

本市においても、2月1日から水道料金や公共下水道料金等につきまして、スマートフォンを利用した電子マネー支払いによる納付の取組を開始したように、市民や利用者の方々の利便性向上のため、キャッシュレス化に対応する取組を検討する時期に来ていると認識しております。市役所の窓口だけでなく、施設の使用料なども含め、電子マネーでの支払いができるよう、導入に向けた調査を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 私、市役所の窓口と言いましたけれども、答弁の中でそのほかに施設の使用料なども含めてということで、前向きな答弁をいただきました。まさしくそのとおりだと思います。様々な部分で現金をやり取りしなくても支払いが済むということは、ある意味、時代が求めているところかなというふうにも思いますので、そのようなところの対応というのも考えながら、手数料の問題とかいろいろあると思いますが、そのようなところも考えながら、ぜひとも前向きに推進をしていただければありがたいなというふうに思うところでございます。

続きまして、判この問題でございます。

これはもう、デジタルトランスフォーメーションの中では比較的皆さん、なじみがあるんじゃないかなと。国が河野大臣の下、脱判こを推進しております。この流れは、既に国・県等では押印の廃止というものが進んでおります。

その中で、那珂市の状況というのがいま私には見えてこないところがあるんですが、那珂市の状況はどのようになっているのか、ご回答いただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市の押印廃止の状況につきましては、令和2年12月18日付で、総務省のほうから「地方公共団体における押印見直しマニュアル」策定の通知があり、本市においてもその趣旨に添い、最も影響を受ける申請等の手続について、市民の負担軽減と利便性、窓口サービスの向上を図ることを目的とした、「申請書等の押印及び署名の見直しに関する指針」を定めました。

現在は、その指針に基づきまして、関係所管課におきまして関係例規の確認作業を実施しております。

なお、関係例規数が約460、関係様式数が2,000を超える数となっております。押印省略が可能な書式を速やかに調査・確認し、廃止可能な書式から順に押印を廃止していく予定と

なっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ちょっといつまでというご回答はありませんでしたから、どの程度進捗状況があるのかというのはあれなんです、廃止する方向で進めていくということですから、見守っていきたいというふうに思います。

先ほどから言っているとおり、申請書をメールで送ってという話も、やはりこの押印が一番妨げになっている部分なんです。印鑑を押さなければいけないという部分は。例えば印鑑を押さなくてもいいのであれば、本当にその場で、データで送っていただければ、必要事項を送っていただければ予約も済む形になりますし、申請書なんかもそういった形で送っていただければ、処理するほうも今度、楽になるというふうに思うんですね。

先ほどから言っていますとおり、国・県等も大分進んできております。ですから、それに追随する形を取ることにするとは思いますが、しっかりと本当に印鑑が必要なのかどうかという部分を考えていただきまして、極力、廃止するという方向で進めていただければ、よりDXの推進が進むのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、相談などの予約システムについてちょっとお伺いしたいと思います。

これは、窓口に来なくて済むということで、ある程度、先ほど前段階で答弁いただいた部分と重なる部分があるんですが、実はこの相談等、私、職員を辞めて議員になってから各自治体に行ったときに、結構混んでいる窓口と混んでいない窓口とありまして、混んでいるところはいつも同じように混んでいるんですね。そういったところは、今後、予約を取ったらいいんじゃないかなと個人的には思っております。

そこで、予約メールなんかを送っていただいたときに相談内容まで書いていただければ、職員の準備もすることができますよね。そういった意味で、この予約というのは比較的簡単に、そして実効性のあるものとして導入ができるんじゃないかというふうに思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市の課室において実施している多くの相談業務につきましては、いつ市民の方が相談に来ても対応できる体制を取っております。

事前予約を必要とする相談業務になりますが、例えば予約法律相談については、インターネットを利用していない高齢者の方からの申込みが多いことから、内容によっては受付できない相談もあり、予約受付時の確認が必要であることなどから、電話による予約のみとさせていただいているところです。

現在のところ、オンラインを利用した予約システム等との併用方式を導入する予定はございませんが、利用者のさらなる利便性向上のために導入できる手段につきましては、今後も

情報を収集してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 事前に予約をもらえれば、窓口の混雑解消やその職員にとってもメリットがあるというふうに私は思います。その意味で、いつ市民の方々が相談に来ても対応できる体制を取っていますということですが、職員のほうも来るか来ないのを、待っている間、何もしていないということはないでしょうけれども、ある程度、仕事のスケジュールなんかも立てやすくなると思うんですね。そういった意味においても、私は非常に有効な手段かなと思います。

それから、今、高齢者の方からの申込みが多いということですが、基本、デジタルトランスフォーメーションは、誰も取りこぼさないということが前提にあります。ですから、高齢者だけということではないんですね。実際に、じゃ今の例の場合に、どうやって高齢者の方に対応していくんだというのは、難しい部分があるのは重々承知しておりますけれども、意識としては、そういったところはしっかりと持っておいていただく必要があるのかなというふうに思いますし、逆にそこを大事にするあまり、オンライン申請できる方にとっては非常に不便なままということにも、これはなりかねないと思うんです。

ですから、そのあたりは、高齢者ということが理由ではなくて、そこを理由にするのではなくて、しっかりと対応を考えた上で、今回も内容によって様々ですから難しいということですが、何も市民相談室だけではないと思うんです。法律相談だけではないと思いますんで、高齢者どうこうではなくて、しっかりとした全員の向上につながるという意識を持っていただいて、さて何ができるんだろうかというところ、そして、できる方にとって不便にならないようにという視点も忘れることなく、進めていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きましては、昨年1年間、コロナで様々な行事が中止になりました。講座とか講演会等も中止になっております。そういった意味においては、非常に市民の生涯学習の機会みたいなものは減っているのかなというふうに思うんですね。ただ、今であれば、オンライン等での講演会の開催、講座の開催ということも十分に可能だと思うんですが、来年度からは、コロナで中止するのではなくて、コロナでできることと考えたときに、一つ、このオンライン化で講演会等も良い手段だと思うんですが、そのあたりどのように考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市民向けの講座、講演会の開催方法につきましても、コロナウイルス感染症対策のため、新しい生活様式に対応した運営方法に取り組んでいかなければならないと考えております。

本市におきましては、既に多文化共生セミナーにおいては、Z o o mを利用したオンライ

ンでの開催を実施しているほか、移住セミナーにおいてもオンライン方式を取るなど、新たな試みを始めているところです。

今後、講座や講演会の開催に当たりましては、オンラインなどを利用して開催する方法を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 私自身も、コロナになって、以前は東京まで行かないと聴けなかった講演とかセミナーというものが、今ほとんどオンラインで、Z o o m等を利用して講義を受けたり、講演会を聴くことができるという状況があって、リアルタイムで聴くのとオンラインを通して聴くのでは、そんなに変わらないなという印象もあります。もちろん場の臨場感とか、そこから受ける歓声みたいなものは違うかもしれませんが、ただ話している内容自体は変わらないわけですし、オンラインだから講演会を聴いて、ためにならなかったということは少なくともない。ということを考えれば、ぜひともそういったことは進めていただきたいなと思うんですね。

市民のそういう機会を減らしてほしくないと思うんです。そのためにオンラインをうまく利用していただいて、やはり生涯学習の推進に引き続きコロナでも進めていくということが、やはり次年度以降、必要なことだと思いますので、そのような視点に立って、ぜひともよろしく願いいたします。

ここまで住民にとって便利な行政サービス、様々にお話ししてきました。最後は、ホームページ、チャットボットというんですけれども、書き込むと答えが返ってくるというものです。そんな採用もしてはどうかというふうに思うところです。

このあたり、市ホームページ等で市民からの問合せに対応したシステムを構築してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） チャットボットではありませんが、市民からの問合せに対応した例についてお答えいたします。

市の公式L I N Eにおいて、昨年10月から、子育てや教育、休日・夜間当番医などが検索できる「メニュー機能」を導入しました。さらに、12月には、特に市民から問合せの多い「ごみの分別検索機能」を追加したところでございます。「ごみの分別検索機能」では、ゴミの名称を入力することで、分別区分、収集日、出し方などをお知らせする機能になります。自動で回答が表示されることから、一般的なL I N Eの使用感に近く、より活用していただけるように配慮して作成をいたしました。

しかしながら、この機能自体もまだまだ十分とは言えませんので、随時改良を重ねていきたいと考えております。

なお、この公式L I N Eの利用に当たっては、市に友だちの登録が必要でありますので、

この友だちにまず登録していただくというのが前提になりますので、この友だち数を増やすことも継続して努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） チャットボットではないけれども、LINE等を活用して今、取組が進んでいるということを聞いて、非常に良い取組だなというふうに思います。よくやっていたいているなというふうに思うんですが、自治体は結構いろいろなアプリとかを用意して情報発信するんですが、多分、軒並み利用率というのは低い状況があるんだろうなと思います。

その原因は、多分、認知していただくということと、スマートフォンにアプリを入れなければいけないというような、そういったハードルがあると思うんですね。その意味において、LINEというのは、比較的皆さん使われているアプリの一つでありますから、自分が導入しようと思う、障壁が低いアプリだとは思いますが、ですから、非常に有効な手段かなというふうに思いますので、ぜひ今後とも活用を進めてもらいたいなと思います。

LINEとヤフーが経営統合するということで発表いたしました。そのとき、社長の会見の中で、4つの大きな柱を今後に向けて話していましたが、その中の1つが社会です。何かというと、ヤフーは防災アプリとか防災の情報なんかを発信していますし、LINEはまさしくこういう自治体に寄り添ったシステムを構築していくことを話していただきましたので、やはりそういったところ、大きな動きに乗り遅れることなく進めていただくというのは、非常に良いことかなと思いますし、那珂市が既にそういったLINEを使って情報発信に取り組んでいるというのは、私は大変良い取組かなと思いますので、今後とも積極的に進めていただければというふうに思います。

まず、1つ目の項目は以上で質問を終了させていただきまして、続いて、2項目め、職員が効率的良く働ける行政運営についてお聞きしていきたいと思います。これまでは、市民サービスの部分でこうした方がいい、ああした方がいいという提案でしたが、ここからは、職員が効率よく働ける行政運営を考えていまいしょうということになります。

実は、1994年から2019年、25年間で自治体の職員数というのは50万人減っております。その間、人口減少で税収が落ちる、それから社会福祉ニーズの高まりでそういった部分の税収が増えるといったことで、財政状況は厳しいものがあります。その中で人件費を削減してきたという面があるんですけども、じゃ、職員の仕事は減っているのかというと、1994年の頃にはなかった空き家の問題とか、介護の問題、それから待機児童の問題、いろいろな新たな問題が出てきて、職員の業務量というのは増える一方なんですね。自治体職員1人当たりの業務というのは確実に増えている。そのような中では、効率的な行政運営が課題というのは間違いないと思います。

これまでは、どちらかというと、削った職員数を非正規職員で補ったり、業務移管したりとか、アウトソーシング的な手法によって補ってきたという面があるかと思うんですが、そ

れらもそろそろ限界にきているかなというふうに私は思います。

そこで必要なのが、やはりIT化、デジタル化をして、そして変わっていくと。DXが必要なんだろうなというふうに私は思うんですね。そもそも皆さんの残業時間、45時間というふうに今なっておりますけれども、45時間を目指すために何をするかが大事なんです。今までと業務が変わらずに45時間になりましたといっても、できるわけじゃないじゃないですか。家に持ち帰ってやるとか隠れてやれば別ですけども、そこが大切じゃなくて、45時間という数字が示された以上、45時間にするためには何を変えていったらいいか、この視点が私は非常に大事だと思うんですね。

その意味でも、DXでぜひ皆さんの業務改善と一緒に考えていきたい。それから、やはりコロナの対応、これは今、誰がコロナにかかるか分からない状況で、当然職員がかかることも想定していなければいけない。その場合に業務を止めないという観点から、この危機管理の観点からも、このDXをやはり推進して、業務を途絶えることなく推進していけるように構築していかなければいけないというふうに私は思います。

そのような視点から、具体的に私なりに業務改善の提案をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、テレワークです。

コロナで自宅からも同じように、同じとはいかないかもしれないけれども、少なくとも業務が継続できる、この体制を私は取るべきだというふうに思いますが、そのあたりの認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染を予防するため、また、感染者が出てしまった場合には市役所業務を継続するため、職員を分散して勤務させることができる体制は重要だと思っております。

テレワークの方法としまして、本市では在宅勤務と分散勤務を想定しております。

まず、在宅勤務ですが、職員が自宅からインターネット回線を利用し、庁内の端末を遠隔操作して仕事を行う方法で運用する予定であり、そのため、貸出し用端末を約50台用意し、現在、試験的に運用しているところです。

分散勤務につきましては、通常の事務室ではなく、会議室等のスペースを仮の事務所として利用し、職員の勤務場所を分けて感染のリスクを避けていくものです。市の公共施設の利用を休止にする必要がありますが、複数の公共施設の会議室などを利用することができるため、職員から感染者が出た場合に、二次感染者のリスクを軽減する、緊急の対応として有効な方法であると考えております。こちらは、職員が利用している情報系の端末を持ち出すことが想定しておりまして、また、各公共施設の既存のネットワークを利用することができますので、特に整備について特段の費用等はかからず、実施していくことができるということ

でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市役所業務を継続するために、分散して勤務するための体制、その手法としてテレワークということがあるということは、十分に認識されているということが分かりました。

ただ1点気になるのは、貸出し端末が50台ということですから、この部分、本当に50台でいいのかという議論はあると思うんですね。家のノートパソコンじゃ駄目なのかという疑問も正直、私個人的には思います。県とか笠間市なんかも、家のパソコンからアクセスしているわけですから、そういったところできて、なぜ那珂市でできないのかなという疑問は持ちますので、そういったところを今、回答は求めませんが、ぜひとも検討課題の一つに加えていただいて、検討していただきたいというふうに思います。

もちろん国・県とは業務が違いますので、市の場合は、全部テレワークでというわけにはいかないというのは十分理解はしておりますけれども、危機管理の部分ですよね。コロナになっても業務を止めないという部分では、非常に有効な手段かと思っておりますので、ぜひとも推進していただきたいというふうに思います。

それから、この50台という部分に関連して言えば、今、国のほうがテレワークの実証実験をしているということもお聞きしております。参加自治体を募ったということもお聞きしているんですが、那珂市は、その辺には参加していらっしゃるのかどうか、そのあたりちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

昨年10月に地方公共団体情報システム機構、俗称J-LISと呼ばれるところから、実証実験に参加する自治体を募る通知がありました。

同機構が開発した、庁外環境の端末から庁内にあるL G W A N接続系の端末へリモートアクセスすることが可能なシステムを利用して、今年度から令和3年度にかけて実証実験を行うものです。

市としまして、20ライセンス分、申込みをしております、11月から実証実験に参加しているところですが、接続テストを実施し、完了しております、運用が可能である確認作業まで終えているところでございます。

先ほど総務部長の答弁にありましており、50人がテレワークをできる環境を整えておりますが、さらにこの実証実験の環境も令和3年度中には追加で利用できる予定ですので、市が整備した分を補完するものとして活用していきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 50ではということを行いましたけれども、さらにそういった追加での対応も考えていらっしゃるということであれば、ぜひとも、いざというときに必要な分が使えるような形で進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、市役所内の会議です。

これもやはりコロナの状況を考えると、オンラインでということが必要になってくると思うんですね。例えば緊急の事態のときに、各部長がそれぞれに集まる時間とかを考えるのであれば、座席から会議に参加できる、そして部下にその場で指示を出せるというような体制も、非常に必要なというふうに私は思います。

そのような意味において、庁内の会議もオンライン化が必要だと思いますが、そのあたりの取組とか対応等についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

コロナ禍の中でも市役所の業務を継続するため、オンラインで会議を実施できるよう、タブレットや通信環境の整備を行ってまいりました。

これらを用いて、2月からは庁議という会議において、試験的にタブレットやパソコンを用いた模擬のオンライン開催と資料のペーパーレス化を並行して実施しているところでございます。

今月の庁議や部長会議からは、ペーパーレスを完全に実施し、さらに4月には、庁議で、庁議室に集まらずに各幹部メンバーが自分の席で、オンライン形式で開催することを試験的に実施する予定をしているところでございます。

このような取組を通して、現在のコロナ禍のような有事の際に、オンラインでの会議をスムーズに実施できるよう、体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 3月、今月はもうペーパーレスの完全実施と、そして4月からオンライン形式でも開催していくということで、議会もこれについては取組を今、進めているところでございますので、議会、執行部、双方でこのペーパーレス化とオンラインというものを推進していけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、オンラインでの会議、それからその前の押印の廃止というところ、印鑑の廃止というところにもつながるんですが、ペーパーレス化というのも今、3月から会議はペーパーレスということなんですが、そういった事務文書の電子化とか電子決済ということも、やはり同時に進めていくべき課題の一つかなというふうに思うんですが、そのあたりはどのように考えていらっしゃるのか、聞かせていただければと思います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ただいま企画部長の答弁にもありましたように、庁議、部長会議の資料のペーパーレス化

の試みが始まりました。そのほか庁内の様々な会議においても、ペーパーレス化の取組を進めていかなければならないと考えております。

また、先ほど行政手続のオンライン化の質問にも関連いたしますが、市民の方からの申請受付方法についても、申請受付を紙媒体で受付する方法から、オンラインを利用したデータによる受付に移行していくことで、申請書等のペーパーレス化が進むとともに、紙媒体で提出された情報をシステムに入力する作業の軽減が図られ、事務の効率化も図られるものと考えております。

そのためには、従来の紙ベースの保存方法ではなく、電子データを保存するルールづけと電子データの保存場所を確保する必要があります。

また、電子決済導入までには、庁内文書の押印の見直しや文書管理システムの導入など、まだまだ解決すべき課題が多くありますが、茨城県庁など先進事例を参考にしながら、導入に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） オンライン化会議を推進していくのであれば、当然必要なことになってくるのかなと。それから、在宅勤務、さっきのテレワークもそうですけれども、その場合にも、やはり事務文書の電子化、それから電子決済なんていうのは、必須のアイテムになってくるのかなというふうには思います。

その中で、ペーパーレスという部分では課題もあるということですが、その課題については、やはり早急に解決していかなければいけないというふうに思いますし、電子決済は、どうしてもシステム上の問題が出てきますので、これはお金がかかる話ですので、早急というわけにはいかないと思いますが、そちらも併せて必要なものとして推進を図っていくということは、ぜひともお願いしておきたいというふうに思います。

さて、ここまでいろいろ話してきましたが、ここからまたちょっと具体的に、RPAというのがあります。

これは、定型業務、デスクワークを自動化していくというものです。何かますます難しい方に入ってきたかなと。これは言葉が難しいだけなんですけれども、比較的、市役所とかでもできる場所はあると思うんですが、なかなか実際に見ると、進んでいないというのが現状かなというふうに思います。

要するに、RPAも、デジタル化をして業務を簡単にしていきたいと思います、その入力の手間を省きましょと、簡単に言ってしまうとそういうことなんです、これはなかなか進んでいないなというふうに、私、2年か1年ぐらい前にそういった話を企業のほうから聞きまして、市職さんにもちょっと紹介させていただいたことがあるんですが、なかなか進んでいないなという感があるんですが、これは何か問題点というか、なかなか進まない理由というのは、どんなところにあるのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

市役所内部では検討を進めていたところであり、また、事業者等からの積極的な提案を受けたりして、無料のアプリケーションによる試験も予定をしていたところですが、なかなかこういったことができる業者というのは首都圏に多いということもありまして、コロナの影響によって、なかなか足を運んでいただいて実行できる状態にしづらいということもあって、動きが遅くなっているというのが現状でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） どうなんですか、RPA導入に対して遅くなっている現状のほかに、RPA自体の問題とか、そういったものというものはあるんでしょうか。そのあたりちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 何のためにRPAを導入するかという話に関連しますけれども、業務の効率化が図れたり、また職員の時間外の削減や職員を他の業務に振り替えられるというような狙いがあります。また、あとはケアレスミスが少なくなるとか、24時間稼働が可能になるというようなたくさんの利点もあるんですけれども、単純にRPAを導入することを目的とするのではなくて、費用対効果を見据えながら、相当の効果が見込めるのかというようなことを検証する必要もあります。

規模が小さい自治体ですと、業務を選定しても、その業務処理量が少ないということがあって、なかなかその効果が十分に得られないというような問題もありますので、慎重にその選択をする業務も選別しなければならないというようなことも深く関わってきているという状況でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 今お答えいただいた費用対効果の部分で、なかなか自治体規模によっては費用に対する効果が十分に見込めないというようなところ、確かにあるのかなというふうに思います。

ただ、これもやはり大きいシステムで考えていくとそういうふうになるんですが、今、ここはやはりデジタル技術が格段に進歩してしまっていて、ノーコード・ローコード製品というのがあるんですね。これは何かといいますと、今までは、プログラムというのは、プログラム言語を知っていて、プログラミングを学んだ方が構築していくというものだったんですけれども、そういった知識がなくても、システムを構築できるというものなんです。こういったものを使っただけであれば、比較的安価にシステムが組める。さらに良いのは、途中の改修にお金がかからない。那珂市の独自の様式に合わせようと思ったときに、先ほどコンビニ交付でありましたとおり、改修しようと思うと多額の費用がかかる、直してもらわなければならないということではなくて、自分で直すことができる、こういった利点があるんですね。

ですから、今後はこういった部分にも注目をしていただいて、しっかりと取り組んでいただくという、最初から効果がないということではなくて、そういったものを利用すれば効果があるんじゃないかという視点も、併せて持っていただきたいというふうに思っております。

そこで、ノーコード・ローコード製品の活用、そして、難しくはないといっても、それに対する知識を持った人間というのを市役所内に置いてほしいなというふうに思うんですけれども、そのあたりの職員の育成というものにどのように取り組んでいただけるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

自治体の情報システムは、これまでおのおのが独自にシステムを構築した結果、システムの維持管理や制度改正による改修において個別に対応する必要がありましたが、全国的なサービスとして共同利用できるシステムに移行するためには、国が策定する標準仕様に合わせて準備する必要があります。

本市の職員においては、情報化の専門的な知識を持っている職員が少ない状況にあると思っております。その限られた人材を有効に活用するために、情報化担当職員の育成に取り組んでいかなければならないと思っております。

また、業務を効率化させるためには、情報化の推進のため、市役所全体がシステムにより業務が効率化できる有効性について理解を進める必要がありますので、議員ご提案のノーコード・ローコードの活用について、研修を含め職員の教育に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 私自身、今回提案冒頭に、デジタルトランスフォーメーションは難しいですよと言いながら、RPAだのノーコード・ローコードだの言い出して、何のことかということかもしれませんが、ただ実際に、言葉が分からないと難しいという印象を持つだけであって、使ってみれば、そんなに難しいことはない、逆に取組やすいものだと思いますので、ぜひそういったものがあるんだということだけでも分かっていたいただいて、そうすると、これまで答弁いただいた部分の費用対効果という部分も大分認識が変わってくると思いますので、ぜひともその部分をお願いしたいというふうに思います。

最後の質問です。

これらを進めていくに当たりまして、私は何が、今の段階で、段階を経て何段階かのフェーズというのはあると思いますが、今の第1段階のフェーズとしては、私はやはりビジョンと体制づくりが必要なんではないだろうかというふうに思っております。

その意味においては、まさしくビジョン、那珂市は何年にこういう姿にあるべきだということをしっかりと定めておく、そして、市民に示すことがまず必要だろうなというふうに思

います。その意味で計画を策定していただきたいというふうに思います。

そして、体制づくりとしては、専門の部署をつくるか、もしくは専門家を採用していただく。外部任用でいいと思うんです、専門家の方を採用していただいて、それには今、国からも50%、半分の補助ですか、出るというふうにお聞きしていますので、そういったものをうまく使いながら、そういった体制づくりをしてほしいというふうに思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

今後、デジタル庁が進める施策に迅速に対応できる人材の確保は、急務であると認識しております。

市の業務のRPAやシステム化を進める上で、専門的な知見を持って自治体の業務改善を支援できる人材の確保は、本市においても課題となっております。

そのためには、先ほども答弁いたしました、本市の職員の中で情報化の専門的な知識を持っている職員は少ない状況でございますので、情報化担当職員を育成するだけでなく、専門部署の設置や外部の専門的な知見を持った人材の導入についても検討する必要があると思っております。

また、体制を整えても、中身が伴わないと意味がないものになってしまいますので、計画・ビジョンの作成も必要になってくると思いますので、国や県、他市町村の事例を調査・研究して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ありがとうございます。

ビジョンと体制づくりということで、私は非常に大切だと思います。ただ、これは、あくまでも現場で考えていただくことがまず第一に必要なんですが、現場も業務を抱えながらですし、なかなかノウハウとか知識がないところでは、現場から上がってくるのを待つということでは難しいと思いますので、ぜひとも、どこか旗振り役のようなところをつくっていただいて、推進していただければというふうに思います。

本当に、皆さん今回、答弁のなかった部長もいますけれども、それぞれの部署で考えていただく必要があるんですね。ですから、本来、今回のやり取りも、各部署にこういうケースがというふうに聞いたかったぐらいなんですね。

例えば松山市民生活部長であれば、ゴミの問題とか、災害の問題があると思います。

それから、高橋産業部長のところは、農振除外だったり、商工の今まさしくコロナで申請等受付をオンライン化していく。

それから、中庭建設部長のところは、まさしく開発ですよ。開発許可等々、県はもう大分、押印廃止になっていますので、そういったところに追随していただく。

それから、山田消防長のところは、罹災証明だったり、日々の業務をRPA化して、業務を改善していくということも必要だと思います。

それから、まさしく清水会計管理者のところは、日々の業務の中で紙を相当使っているんじゃないかなと思いますので、そういったところが電子化できれば、非常に効果があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

まさしく皆さんそれぞれが考えていただきたい。皆さんのそれぞれの部署でどういうことができるかを考えていただきたいという思いで、今回、皆さんが少しでも何かヒントになれるようなものがあれば、私は大変うれしく思います。まとめて総務部の加藤部長に答えていただいたところがありますけれども、それぞれの職員の意識をしっかり持っていただいて、今後とも積極的に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告8番、小泉周司議員の質問を終了いたします。

ここで皆さんにお諮りをいたします。

質問者がもうお一方でございます。石川議員でございます。通告時間を見ますと、30分ぐらいというようなことなんですが、ここで議場内の皆さんにお諮りをいたしまして、通常どおり昼休みが終わった後に開会をするか、それとも、ここで若干の休憩を挟んで進めていくか、いかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） このまま続けてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） それでは、議場内の執行部、それから各議員にご理解とご協力を賜りまして、再開を11時55分といたします。ここで消毒と換気を行いますので、ご協力を賜りたいと思います。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時55分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 石 川 義 光 君

○議長（福田耕四郎君） 通告9番、石川義光議員。

質問事項 1. 老障介護について、2. ヤングケアラーの支援について。

石川義光議員、登壇を願います。

石川義光議員。

〔5番 石川義光君 登壇〕

○5番（石川義光君） 議席番号5番、石川義光でございます。

通告に従いまして質問いたします。

今回、私が質問させていただくのは、老障介護について、そしてヤングケアラーへの支援についての2点でございます。どうぞ明確な答弁をお願いいたします。

それでは、老障介護について質問いたします。

老障介護とは、高齢の親が障がいのある子供の介護をし続けることでございます。本人は自立を望んでいても、就労先に恵まれない、受入施設数が十分ではないなどの理由で、親と同居をして世話をしてもらうケースが多いようです。

18歳以上の障がい者やその家族、およそ1万人が回答した調査によると、障がいのある人でワーキングプアとされる年収200万円以下の方が全体の99%、100万円以下の方も56%に及びます。そのため、6割の方が親と同居をせざるを得ない状況になっております。障がいのある子供の年齢が40代から50代であれば、その親は70代から80代、親自身も介護の不安を抱えていてもおかしくありません。

このような家庭の主な収入源は、親の年金であります。この大切な年金を基に高齢の親が障がいのある子供の介護をして暮らしております。障がい者が実際に福祉施設で働いて得られる収入と障害年金を足しても、年収は80万円から90万円程度にしかならず、親の年金を頼りに暮らしているのが現実です。こうした生活では、親がさらに高齢になったときにどうなってしまうのか、将来への不安が尽きません。国が地域での生活の必要性を訴えても、その生活を支えるには家族の力と社会制度の充実が必要です。

しかしながら、頼りの家族は、自分が高齢であることから将来に不安を抱いている上に、それを解消するだけの社会制度が整っていないことでさらなる不安が生まれています。結果、親は、死ぬまでこの子の面倒を見たい、また、この子をみとってから死にたいと考えてしまいます。親の介護力が低下しても子供を手元に置いてしまうため、意図的ではなくてもネグレクト状態になる例、また、先の見通しが立てられずに、自分が死ぬときにはこの子も一緒にといった動機から悲しい結末になることもあります。

老障介護は、当事者からSOSの声が上がりにくく、実態を把握されにくい状況にあります。本市で実施されている民生委員の高齢者巡回訪問は、単身世帯が対象となっていることがほとんどです。福祉サービスを利用していない障がい者も、また実態把握の対象から外れてしまいます。こうした方々に対するフォローが全くされない、高齢の親が障がいのある子供の介護を続ける老障介護世帯について、高齢者福祉の枠組みでも、障がい者福祉の枠組みでも、実態を把握できにくい状況にあります。

そこでお伺いいたします。障がいのある子と介護者の親の高齢化が進み、介護期間が長期

化する中、那珂市における老障介護の実態をどのように把握されているのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市における老障介護の実態はというご質問でございますけれども、個別に相談を受けたケースなどを除き、そのご家族の生活の状況、あるいは人数などの詳細は把握できておりません。

しかしながら、参考になるものといしまして、障がい者プラン策定に際して、昨年8月に市内の障がいのある方を対象に行ったアンケートの調査結果がございます。その中で、主な介護者が「いる」を選択した方のうち、それは「60歳以上の親」とであると回答した方の割合は6.2%、「親」と限定しない場合の割合は54.5%という結果が出ております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 障がいのある方たちの親御さんにとっては、自分にもし万が一のことがあった場合、我が子がきちんとした生活を送れるのだろうか、きちんとケアを受けることができるのだろうか、そういう心配というものは本当に深刻な状況ではないかと思います。

お伺いいたします。老障介護における課題をどのように捉えておられるか、市の考え方をお願いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

老障介護における課題といしましては、介護者が高齢であるということから身体的な負担が大きいこと、また、先ほどお話がありまして、介護する高齢者の年金で生活を支えているということもございまして、経済的にも大きな負担となっていることなどが課題として挙げられると認識をしております。

さらには、親が介護をできなくなったその後、あるいは親亡き後のことも、多くの方が不安を感じているものというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 老障介護の支援として、那珂市では現在どのような施策を実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市における支援でございますが、まず、介護者に対する支援では、障がい者を施設で一時的に預かることで、日常的に介護をしている介護者が休憩や負担の軽減を得られる日中一時支援事業、こちらがございます。

また、障がい者ご本人に対する支援といしましては、自身が日常生活に必要な介護を受

け、自立して地域で暮らしていくために必要な訓練を受けられる障がい福祉サービスがごさいます。

さらに、経済的な支援といたしましては、在宅で常時、障がい者を介護する方に対して在宅心身障害児（者）福祉手当を、日常生活で常時介護が必要な方に対して特別障害者手当を給付するなどの支援を行っております。

市といたしましては、これらのサービスや給付を実施することにより、介護に係る負担の軽減を図るなど、介護者への支援を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 様々な支援を実施していただいていることがよく分かりました。

しかし、現在の施策だけでは、課題解決は困難であると思います。超高齢化社会の今、老障介護世帯が地域で暮らし続けるためには、高齢者福祉と障がい者福祉が共通の視点を持って、連携して取り組む必要があると思います。さらなる施策を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

今後、さらなる施策をとということでございますが、まずは、現在実施をしております様々な事業につきまして、事業の有効性・必要性などを随時検証しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

加えまして、令和3年度からは、障がい者の重度化・高齢化、また親亡き後に備えまして、障がい者の地域での生活を支援するため、相談並びに支援体制の充足を図る那珂市地域生活支援拠点事業、こちらの事業を開始してまいります。

さらに昨年、社会福祉法の改正により、市町村は、障がい福祉に限らず、福祉分野が一体となって「重層的な支援」に取り組むことと示されましたことから、本市におきましても、各担当部署による協議を開始する予定でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ただいまの答弁にありました「重層的な支援」とは、具体的にはどのような支援なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

「重層的な支援」というのは、昨年6月の社会福祉法の改正の中で示されたものでございまして、地域の複雑・複合化した課題、あるいは高齢・子育て・障がい・生活困窮など、これまで分野ごとに対応していた課題に包括的に対応するというもので、地域共生社会を推進することを目的としております。

その支援の内容でございますが、1つ目として、関係機関全体で包括的に支援をする「相談支援」、2つ目は、様々な地域資源を活用して社会とのつながりづくりを図る「参加支援」、3つ目としまして、世代や属性を超えた交流の場や居場所、機会をコーディネートするなどの「地域づくり支援」、これら3つの支援を柱とするものでございます。

これらを一体的に、かつ円滑に実施するものを「重層的な支援」としておりまして、今後、市としましては、重層的支援体制の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 地域共生社会を推進していくということです。誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし、共に支え合う社会をつくっていく、とてもすばらしい取組だと思います。

しかしながら、老障介護に対応する重層的な支援には、各担当部署が連携をして支援体制の充実を図ることが重要ではないかと考えますが、市としての取組方をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、老障介護の課題解決には、高齢福祉のみならず、生活困窮など様々な担当部署が連携した支援が必要というふうに考えております。

市といたしましても、先ほど申し上げましたとおり、引き続き、現在実施しております様々な事業を展開しつつ、令和3年度から新たに那珂市地域生活支援拠点事業の開始、さらには、重層的支援体制の整備に向けまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

併せまして、今後の重層的支援体制につながる現在の総合相談窓口の福祉相談センター、こちらの機能を強化するとともに、関係各部署がより一層連携を密にし、相談及び支援体制の充実が図れるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 経済的な基盤の弱さから自立できず、親への依存が強まり、さらにその依存が長年続く中で、心理的にお互いが離れられないという現実。私が子供をみとりたいという言葉、親が子供をみとることを願ってしまう現実。家族依存が少しでも解消され、自立の道が早い時期から模索できる体制づくりをぜひ早めをお願いを申し上げます。

引き続きまして、ヤングケアラーへの支援について質問いたします。

少子高齢化が進む中で、介護を必要としている人が増えています。被介護者の増加は、同時に介護者（ケアラー）が増えているということでもあります。今回は、介護者ではなく、ケアラーと表現をさせていただきます。

ヤングケアラーとは、ケアの必要な家族や近親者などを無償でケアする人のことで、高齢者だけでなく、障がい者や難病患者などの介護、看病、障がい児の養育、さらには依存症やひきこもりなどの世話をする子供を指します。そして、小学生が介護を担っているケースも報告されています。

ヤングケアラーは、家での介護が重くのしかかり、心身に不調を来すこともあります。ケアラーが介護者としての役割を担いつつ、一生活者として自分の人生を生きるための支援という視点が必要だと考え、質問をするものです。

ケアラーには様々あります。年齢、家族関係、遠距離などのケアラーがいます。つまり、いろいろな介護の形があるということです。そのような介護によって影響を受ける人たちがいます。健康の問題や学業、鬱症状、心の健康の問題、経済的困窮や貧困の問題、少子化、社会的孤立で虐待に至ったり、介護殺人が起こったり、自殺ということも起きています。介護・看病によってそれが起こっていくということです。このような生活、また状態の中で、介護はあるということを認識しなくてははいけません。

これは、社会的・経済的リスクにもなります。医療費や介護費用が増大したり、低年金になってしまったり、生活保護受給者が増えたり、労働力が不足したりします。そうすると、税や社会保険料の負担者が減ったり、ひいては社会経済の活力・持続可能性が低下していきます。つまり、ケアラー支援は、喫緊で対応し、介護を受ける人の家族を含めて支援をしっかり行っていかなければいけないということです。

そこでお尋ねいたします。ヤングケアラーへの支援について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからヤングケアラーのご説明をいただきましたが、厚生労働省での定義を述べさせていただこうと思います。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような障がいや病気がある保護者、あるいは祖父母への介護など、家族の介護や年下の兄弟の世話などをするすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子供のことをヤングケアラーと、そういうふうに定義をされております。

例えば、障がいがある親を持つ中学生の生徒が、1歳の兄弟を背負って親の世話をしたり、高齢になった祖父母の介護をしたりしなければならないというような状況にある子供をいいます。

市では、現在、そのヤングケアラーに特化した支援というものは実施しておりませんが、その実態に応じて個別に対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ヤングケアラーに対する認識はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市内におきましては、ヤングケアラーに該当するであろう世帯、あるいは今後、ヤングケアラーに至ってしまう可能性がある世帯があることは認識をしております。

また、子供が家族を支援しているケースの中で、家族の世話を強制的にやらされているのか、または家族の中の役割分担として行っているかなど、ヤングケアラーであるかどうかの判断が難しいというケースもございます。

なお、厚生労働省が平成30年にヤングケアラーの実態に関する調査、こちらを行った中で、ヤングケアラーという概念の認識の有無についての設問では、「認識していない」との回答が72.1%という結果になっておりまして、世間一般的には認知度は低いというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ヤングケアラーへの支援について、どのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、ヤングケアラーに特化した支援というものは実施しておりませんが、なぜそのような状態になっているのか、その原因を探り、それぞれのケースにおける課題を把握することが最も重要だというふうに考えております。

それらの課題に寄り添って、必要な各種福祉サービスにつなげたり、関係機関と連携しながら対応していくべきものというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 親や家族を介護しているヤングケアラーの実態をどのように把握をしているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、市では、保健センターひだまり内にあります、ふくし相談センター窓口をはじめとして、様々なケースに対応し支援するため、各種相談窓口を設けております。

しかしながら、子供自身にヤングケアラーであるということの自覚がないケースもございまして、ヤングケアラー自身、自ら市役所の窓口に相談することは、相当困難であるというふうに考えております。

したがって、地域・コミュニティなど身近な大人の気づき、あるいは民生委員・児童

委員の見守り、こども課の家庭児童相談室で関わっているケースなど、周囲の人々が気づいてあげることが最も重要であるというふうに考えております。

そのような状況の中で早期に発見し、早期に対応することが肝要でありますので、繰り返しになりますが、関係機関各所において情報を収集し、相互の連携強化を図ることでヤングケアラーへの支援につなげていかなければならない、このように考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ヤングケアラーの中には、小学生や中学生が介護を担っているケースも報告されています。子供たちにとって最も身近で、ともすれば唯一相談できる場所が学校であり、先生であることから、学校が相談、そして支援の入り口になることが重要であると考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校は、児童生徒が多くの時間を過ごす場所であることから、子供の変化にいち早く気づける環境でございます。

家庭の基本的な状況につきましては、家庭環境調査票により把握できておりますが、例えば遅刻や休みが多い、宿題が提出されていない、衣服が汚れているなど子供の様子に変化があれば、担任や養護教諭が相談窓口となって、必要な支援につなげることができるものと考えます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ヤングケアラーが児童生徒の場合、学校と行政が一体となった支援策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まさにご指摘のとおりかと存じます。子供たちの様子に心配な兆候があれば、まずは担任や養護教諭を中心に実態を把握し、家族の介護に追われているような事情があれば、公的サービスの受給につなげるなど、ヤングケアラーとなっている原因に直接関与する対応が必要と考えます。

その際には、教職員はもちろん、教育支援センターのスクールソーシャルワーカーやこども課の家庭児童相談員をはじめ、保健福祉部門の各担当課とも連携を図り、組織的に対応することが重要と考えます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ただいまの答弁の中に、スクールソーシャルワーカーという言葉があ

りましたが、スクールソーシャルワーカーとはどのような意味でしょうか。また、仕事の内容をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーとは、問題を抱えた児童生徒に対して、社会福祉の視点をもって働きかけを行う専門職です。

具体的な内容としましては、例えば学業やいじめなど学校生活上の悩みの解決はもちろん、家庭に原因があると思われる暴力行為や虐待など広範囲にわたる課題に対して、時には家庭に介入して、関係機関とチームを組んで対応するなど、福祉的な業務を担うものです。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） スクールソーシャルワーカーと混同しやすい職種に、スクールカウンセラーがあります。この2つの職種にはどのような違いがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

一番大きな違いは、問題解決の手法と認識しております。

スクールカウンセラーが文字どおりカウンセリングを通して、解決に向けた働きかけを行うのに対して、スクールソーシャルワーカーは、先ほど申し上げましたように、直接的に家庭に介入して、関係機関と連携して支援体制を構築するなど、社会福祉的な手法で問題解決を図ります。

いずれにしても、様々な課題に対して役割を分担しながら、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援を行うものです。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） スクールソーシャルワーカーは、地域により各学校に配置されている配置型と、教育委員会に配置されている派遣型がありますが、那珂市の配置形態はどのようなになっておりますでしょうか。また、どのように周知をして、どのような実績があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本年度から、教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置しておりますので、那珂市としては配置型と認識しております。運用形態のほうは派遣型です。学校からの要請により、学校や家庭に出向いております。

周知につきましては、学校長会や教職員の研修会などを通して、教育支援センターの業務

内容を紹介する中で活用を促しております。

実績としましては、不登校への対応が主なものとなっております。家庭訪問を通して保護者との信頼関係を築くことで、各種の支援機関にスムーズにつなげるといった、スクールソーシャルワーカーの特徴を生かした活動となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 続きまして、市長にお伺いいたします。

ヤングケアラーの状況について、どのような部署がキャッチをし、関係部署につないでいくか。また、実質的なサポートについて市の関係部署が連携をし、手を差し伸べる必要性があると思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） 石川議員のまさに福祉の現場を肌で感じていらっしゃる質問、ご提言に敬意を表したいと思います。

ヤングケアラーの問題については、私も報道等で接する場面がありまして、やはりこういうことも課題になっているんだなということを感じております。

この対応につきましては、先ほど各部長からの答弁にもあったように、やはりふくし相談センター、あるいはこども課、学校、それぞれの現場で関係機関が連携をして対応していかなくてはいけない、そして、現在行っている各種サービスにつないでいく、そういったことが現実的な対応というふうになると考えております。

ヤングケアラーの問題につきましては、まだまだ社会的にも認知度が低い、そういうことも言われておりますけれども、関係機関が力を合わせる、そういったことによってこういう境遇にもし陥っているケアラーがいれば、いち早く救いの手を差し伸べる、そういったことが大変重要と考えております。今後も、市として注意をして対応していきたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 今回は、介護問題を2つ取り上げました。

介護は、誰もが無縁ではいられない問題です。介護される側だけではなく、介護する側に目を向けることがより大切になってきていると思います。ケアラーの負担を減らし、孤立から守る支援体制をどのように築いていくか、そのためには、ケアラーの抱えている問題をいかに掘り起こすかがポイントになると思います。できる限り当事者に近づき、実態を読み取れるような工夫が必要だと思います。できるだけ早く、公的な支援の仕組みづくりをお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告9番、石川義光議員の質問を終了といたします。

◎議案等の質疑

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、日程第２、議案等の質疑を行います。

議案第２号から第27号までの以上26件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

◎議案の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第３、議案の委員会付託を行います。

議案第２号から第27号までの以上26件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認をお願いします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 零時 3 1 分

令和3年第1回定例会

那珂市議会会議録

第4号（3月19日）

令和３年第１回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第４号）

令和３年３月１９日（金曜日）

- 日程第 1 議案第 2 号 専決処分について（令和２年度那珂市一般会計補正予算（第７号））
- 議案第 3 号 那珂市行政組織条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 那珂市生活管理指導事業実施条例を廃止する条例
- 議案第 15 号 令和２年度那珂市一般会計補正予算（第８号）
- 議案第 16 号 令和２年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）
- 議案第 17 号 令和２年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）
- 議案第 18 号 令和３年度那珂市一般会計予算
- 議案第 19 号 令和３年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 20 号 令和３年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第 21 号 令和３年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第 22 号 令和３年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 23 号 令和３年度那珂市地方公平委員会特別会計予算

- 議案第 24 号 令和 3 年度那珂市水道事業会計予算
 議案第 25 号 令和 3 年度那珂市下水道事業会計予算
 議案第 26 号 市道路線の認定について
 議案第 27 号 市道路線の廃止について
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 3 議案第 28 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算（第 9 号）
 日程第 4 議案第 29 号 令和 3 年度那珂市一般会計補正予算（第 1 号）
 日程第 5 議案第 30 号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について
 日程第 6 議案第 31 号 那珂市教育委員会委員の任命について
 日程第 7 議案第 32 号 人権擁護委員の推薦について
 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17 名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	武 藤 博 光 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	高 橋 秀 貴 君

建設部長	中庭康史君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	山田三雄君
会計管理者	清水貴君	農業委員会 農務局長	海老澤美彦君
総務課長	飛田良則君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐	三田寺裕臣君
書記	小泉隼君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

本会議場内の皆様にご連絡をいたします。

携帯電話をお持ちの方、ご配慮をしていただくようお願いをいたします。

また、感染症予防対策のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力をいただきますとともに、傍聴席につきましては、1席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いをいたします。

以上、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

◎議案第2号～議案第27号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、議案第2号から議案第27号までの以上26件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇を願います。

勝村委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第２号 専決処分について（令和２年度那珂市一般会計補正予算（第７号））外７件でございます。

次に、結果でございます。

議案第２号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第３号から議案第５号、議案第15号、議案第18号、議案第20号、議案第23号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第２号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第３号は、令和３年４月からの那珂市行政組織機構の見直しに伴い、部の分掌事務の一部を改正するものです。

議案第４号は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員についても育児休業等の取得が可能とされたことから、法が条例に定めることとした規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第５号は、新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を新たに規定するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第15号及び議案第18号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第20号及び議案第23号については、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前１０時０５分

再開 午前１０時０５分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

続きまして、産業建設常任委員会、大和田和男委員長、登壇を願います。

大和田委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 大和田和男君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大和田和男君） 産業建設常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第12号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例外７件でございます。

次に、結果でございます。

全て、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第12号は、東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、引用条文等を改正するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第13号は、令和3年4月1日から空き家等の適正管理に関する分掌事務を、建設部建築課から同部都市計画課に所管替えするため、本条例の一部を改正するものです。

議案第15号、第18号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第24号、第25号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第26号は、市道路線1件を認定するものです。

議案第27号は、市道路線1件を廃止するものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、富山 豪委員長、登壇を願います。

富山委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第2号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第7号））外14件でございます。

次に、結果でございます。

議案第2号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第6号から第11号、議案第14号から第19号及び議案第21号から第22号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第6号は、那珂市高齢者保健福祉計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率及び減額賦課に係る保険料率について定めたため、また、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第7号から議案第10号は、上位法令の改正に伴い、指定居宅介護支援及び指定介護予

防支援事業の基本方針に、また、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則に、それぞれ高齢者虐待防止の推進とサービスの提供に当たっての介護保険等関連情報の活用推進に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第11号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の文言を改正するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第14号は、介護保険法の改正に伴い、平成29年度から本事業の対象者が介護予防・日常生活支援総合事業において支援可能となったため、本条例を廃止するものです。

議案第2号、第15号、第18号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第16号、第17号、第19号、第21号、第22号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございますか。

笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 産業建設常任委員長にお伺いいたします。

議案第18号の今年度の那珂市一般会計予算の中で、菅谷飯田線道路整備事業で2,000万円が委託事業として計上してあると思うんですけども、内訳が国庫支出金が1,100万円、市債が850万円、一般財源が50万円ということで、これは半分近くが県・国の支出になるということで、これからの整備事業は、バードラインは市道ですので、茨城県に移管して整備事業を行うような考えなのかどうかということを話合いされたかどうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 大和田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（大和田和男君） 笹島議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの第18号の菅谷飯田線整備事業の2,000万円ですけれども、国の3次補正で前倒しでいただいた案件だということを説明がありました。そして、バードライン、インターチェンジから北側の部分は、植物園のリニューアル、国道118号の4車線化の延伸などを踏まえ

た上で、市と県で役割分担を決めながら整備をしていくということでした。

そして、その那珂インターチェンジから南の部分、後台駒潜部分ですが、県道昇格をして整備をしていただく要望活動をやっており、今後も引き続き要望していきたいという説明がありました。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 外にございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 質疑を終結をいたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第2号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第7号））を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第2号は、委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号 那珂市行政組織条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第7号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第10号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号 那珂市国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第13号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例、議案第14号 那珂市生活管理指導事業実施条例を廃止する条例、議案第15号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第8号）、議案第16号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、議案第17号 令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算、議案第19号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第20号 令和3年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第21号 令和3年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第22号 令和3年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 令和3年度那珂市地方公平

委員会特別会計予算、議案第24号 令和3年度那珂市水道事業会計予算、議案第25号 令和3年度那珂市下水道事業会計予算、議案第26号 市道路線の認定について、議案第27号 市道路線の廃止について、以上25件を一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第27号までの以上25件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、報告第1号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） それでは、今定例会に提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和3年1月20日に菅谷地内で発生した自動車接触事故について損害賠償の額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

なお、報告第1号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、議案第28号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和2年度那珂市一般会計補正予算書をお開き願います。

議案第28号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第9号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ10億1,500万円を追加し、284億9,551万円とするものでございます。

歳出の内容として、農林水産業費については、担い手育成支援事業において、国の補助制度を活用した担い手に対する補助金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金を増額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、民間保育所等支援事業外1事業において、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第28号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第28号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、議案第29号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和3年度那珂市一般会計補正予算書をお開き願います。

議案第29号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ6億1,710万8,000円を追加し、209億2,710万8,000円とするものでございます。

歳出の内容としましては、総務費については、プレミアム付商品券発行事業において、2回目のプレミアム付商品券発行に係る委託料を計上するものでございます。

衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、ワクチン接種に係る医療機関への委託料等を計上するものでございます。

商工費については、商工業者緊急応援事業において、市内事業者の感染症対策等に対する補助金を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第29号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第29号については、委員会の付託を省略することに決定をいたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第29号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、議案第30号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案書の3ページをお開き願います。

議案第30号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について。

那珂市政治倫理審査会委員の任期が令和3年3月31日をもって任期満了となることに伴い、識見者3人及び公募者3人の計6人について、委員を委嘱するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

氏名を申し上げます。順不同となります。

小田部啓文氏、勝山 栄氏、佐藤康雄氏、庄司元次郎氏、秋葉 泉氏、塚原茂樹氏でございます。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第30号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第30号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第30号は、これに同意することに決定をいたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第6、議案第31号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 4ページをお開き願います。

議案第31号 那珂市教育委員会委員の任命について。

那珂市教育委員会の榊原一和委員が令和3年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を委員に任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

ただいま議案第31号について、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申出がありましたので、これを許します。

13番、萩谷俊行議員、登壇を願います。

萩谷議員。

〔13番 萩谷俊行君 登壇〕

○13番（萩谷俊行君） ただいま、市長から教育委員会委員に榊原一和さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越でございますが、地元議員を代表いたしまして推薦を申し上げたいと思います。

榊原一和さんは、平成8年に国士舘大学を卒業し、卒業後は広告代理店を経て、現在は森永牛乳額田販売店を経営しております。地元の教育振興に大変熱心な榊原さんは、平成25年には額田小学校PTA会長を務め、親と教師とのかけ橋としてご尽力されました。また、平成30年からは、額田地区子ども会育成連絡協議会会長を2期務め、少子化の影響で子ども会を取り巻く状況が厳しい中、精力的に活動されてきました。

令和元年9月からは、教育委員としてご活躍され、これまでの任期中、地域活動で培った豊富な見識を基に、学校教育から生涯学習まで、幅広い教育環境の充実に向けてご尽力いただいているところです。

このように、榊原さんは、清廉潔白、誠実で地域での人望も厚く、教育に対する熱意と高い志をお持ちであることから、引き続き、教育委員として本市の教育の発展に寄与できる適任者と確信をしております。

どうぞ皆様方のご同意のほどをよろしく申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第31号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、議案第31号については、委員会の付託を省略することに決定をいたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、議案第31号は、これに同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第7、議案第32号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 5 ページをお開き願います。

議案第32号 人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員の阿久津利江氏が令和3年6月30日をもって任期満了を迎えることから、引き続き、同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第32号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第32号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、終結をいたします。

これより議案第32号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第32号は、これに同意することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本会議に付議されました案件は全部議了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和３年第１回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和３年度各種会計予算をはじめとする32件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、全ての議案について原案どおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましては、４日間にわたり来年度の当初予算や各種議案につきまして、熱心にご審議をいただき、また、貴重なご意見を多数頂戴いたしました。常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本日、ここに議決されました新年度予算につきましては、議員各位から頂きましたご意見やご要望について留意しながら、適切・迅速・明朗な事務作業の執行に努めるとともに、市民生活の安心・安全の確立のため、これまで以上に力を注ぐべく、改めて決意をいたしているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、県内で初めて感染者が確認されてからちょうど１年になります。最近の市内の状況としましては、落ち着きを見せておりますけれども、今後は変異株や第４波が警戒されておりますので、予断を許さない状況であることに変わりはありません。引き続き、感染症対策に万全を期して取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、議員の皆様におかれましては、今後ますますご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、引き続き、市民の皆様の声を私ども執行部にお届けいただき、ともに那珂市の輝かしい未来のため、お力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） これにて令和３年第１回那珂市議会定例会を閉会をいたします。

18日間の大変慎重なるご審議に感謝を申し上げます。

閉会 午前１０時４６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 福田 耕四郎

那珂市議会副議長 木野 広宣

那珂市議会議員 武藤 博光

那珂市議会議員 笹島 猛